

安城市中心市街地活性化基本計画

平成 25 年 3 月

(平成 25 年 3 月 29 日認定)

(平成 28 年 3 月 15 日変更認定)

愛知県安城市

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕 本市の概要（広域的位置づけ、将来都市構造 等）	1
〔2〕 中心市街地の現状分析	2
〔3〕 市民意向の把握（各種ニーズの分析）	24
〔4〕 これまでの中心市街地活性化に係る取り組みの実施状況と評価	33
〔5〕 中心市街地活性化の課題	36
〔6〕 中心市街地活性化の方針	37
2. 中心市街地の位置及び区域	44
〔1〕 位置	44
〔2〕 区域	45
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	46
3. 中心市街地活性化の目標	49
〔1〕 中心市街地活性化の基本方針	49
〔2〕 基本目標と主要施策	50
〔3〕 数値目標の設定	53
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	64
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	64
〔2〕 具体的事業の内容	64
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	68
〔1〕 都市福利施設を整備する必要性	68
〔2〕 具体的事業の内容	68
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業 及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	70
〔1〕 まちなか居住の推進の必要性	70
〔2〕 具体的事業の内容	70

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業 その他の商業の活性化のための事業に関する事項	73
〔1〕 商業の活性化の必要性	73
〔2〕 具体的事業の内容	73
8. 4から7までに掲げる事業と一体的に推進する事業に関する事項	79
9. 4から8までに掲げる事業の総合的かつ一体的推進に関する事項	85
10. 都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	95
11. その他活性化のために必要な事項	101

○基本計画の名称：安城市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：愛知県安城市

○計画期間：平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

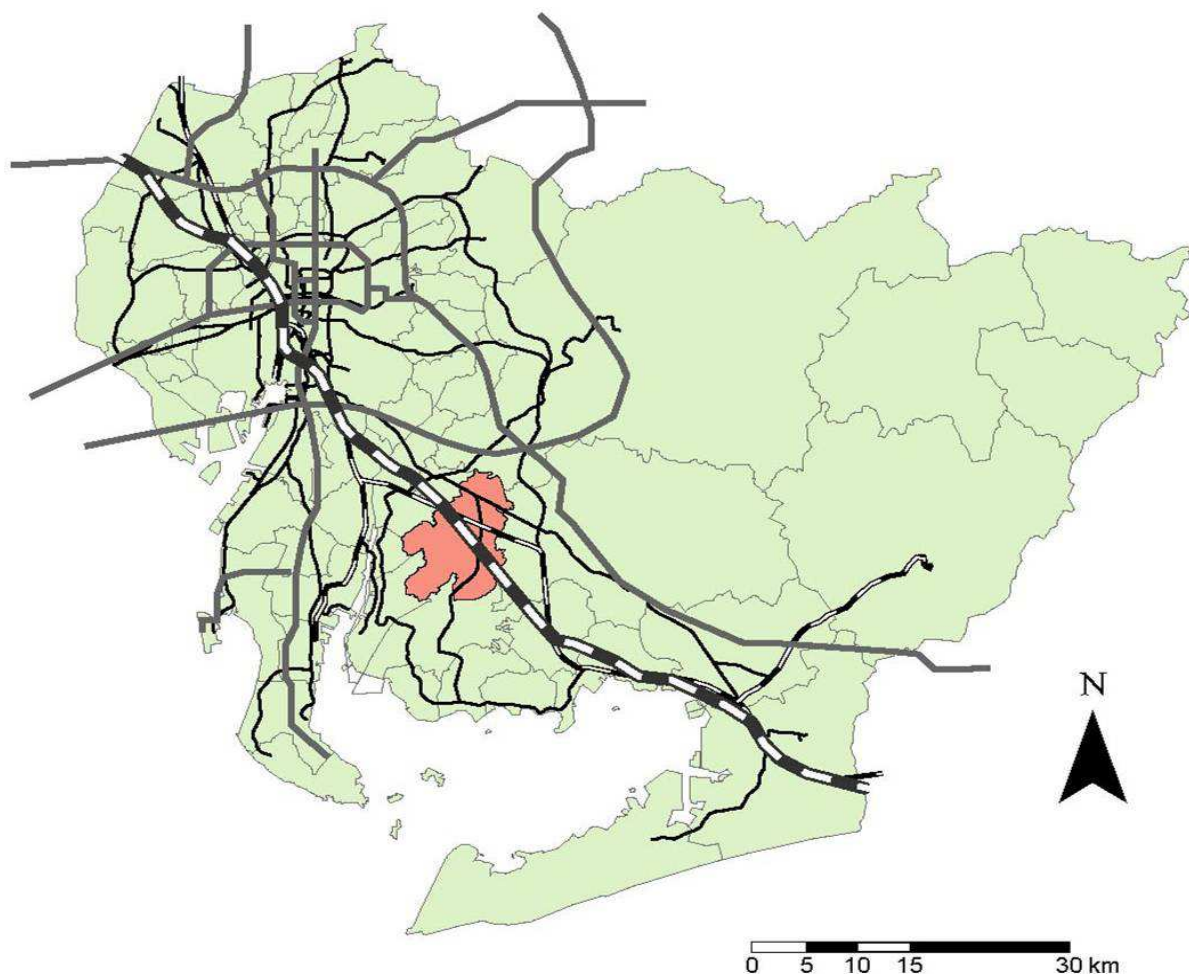
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 本市の概要（広域的位置づけ、将来都市構造 等）

（1）位置・地勢と気候

- ・ 本市は、愛知県のほぼ中央部にあり、中部経済圏の中核都市名古屋市から南東に 30km に位置している。
- ・ 碧海台地の中にあり北部には丘陵部がみられるが、標高差は約 27m（標高 0.5～27.7m）と全体的に平坦であり、市域は南北 14.7km、東西 10.0km で、市域面積は 86.01k m²である。
- ・ 自動車産業の中心地である豊田市等の内陸工業都市及び衣浦臨海工業都市に隣接しているという恵まれた地理条件により、都市化・工業化が進み、中部経済圏の一翼を担う産業都市へと発展し、ベッドタウン化も進んでいる。
- ・ 明治用水の開通後、水田が広がり、市域の南東を流れる矢作川、南部に位置する県下唯一の天然汽水湖である油ヶ淵など、豊かな自然環境を有している。

【安城市の広域的位置】



(2) 沿革

- ・ 明治 13 年に明治用水が開削されてから、明治用水の豊かな水に育まれ、また、農業生産に適した温暖な気候により米麦を中心に畜産、園芸などの多角化・協同化が行われるとともに、栽培技術など教育・研究機関との連携により日本デンマークと呼ばれた。
- ・ 以来、先進的な農業に取り組み、現在は、先端技術の導入、大規模ほ場整備及び土地の高度利用による生産性の向上などを進めている。
- ・ また、安城産業文化公園デンパークは、日本デンマークと呼ばれた歴史をもとに、自然と親しみ、花のある暮らしを提案する公園として平成 9 年に開園した。
- ・ 昭和 27 年に市制を施行し、昭和 30 年に明治村の一部と依佐美村の一部を合併。その後、昭和 35 年に旧矢作町の一部、昭和 42 年には桜井町を合併した。
- ・ 人口及び世帯数は、平成 24 年 4 月 1 日現在、人口 182,233 人、世帯数 69,164 世帯となっている。

[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

- ・ 明治 24 年に JR 安城駅（旧国鉄安城駅）が開設され、また、大正 15 年に名鉄西尾線（旧碧海電気鉄道）が開通し、北安城駅及び南安城駅が開設されて、駅を中心に商店街が形成された。
- ・ 昭和 29 年に、駅前の人たちが中心となって安城七夕まつりが始まった。今日では 3 日間で延べ 100 万人を超える観光客が訪れ、本市最大の観光イベントになっている。
- ・ 昭和 45 年から安城駅前土地区画整理事業が始まり、昭和 62 年の完了までに、駅舎の改築、駅前広場上部のペデストリアンデッキの設置、南北自由通路の設置が行われた。
- ・ 商業では、昭和 43 年にユニー安城駅前店、昭和 48 年にダイエー安城店、昭和 55 年にサンテラス安城（現ピアゴ安城）が相次いで出店し、8つの商店街とともに活気のある商業地が形成されたが、平成 8 年のザ・モール安城や平成 9 年のさるびあプラザ（イトーヨーカドー）の出店などにより周辺部へ購買力が流出し、その後、平成 10 年にトポス安城店（前ダイエー安城店）、平成 15 年にユニー安城駅前店が閉店した。
- ・ 平成 12 年には、旧法の中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画（以下「旧計画」という。）を策定し、活性化に向けた事業に取り組んできたが、中心市街地に立地していた更生病院が規模拡張のため平成 14 年に郊外へ移転したことにより、来街者の減少や空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が進む状況となっている。

(2) 中心市街地の蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、 社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

1) 歴史的・文化的資源

《新美南吉》

- ・ 童話作家の新美南吉は、安城高等女学校（安城高校の前身。現在の桜町小学校の場所）で教鞭をとっていたことがあり、旧下宿が新田町にある。
- ・ 童話『花のき村と盗人たち』の舞台は花ノ木町であり、他にも安城で数多くの作品を創作した。

《安城七夕まつり》

- ・ 昭和 29 年に、駅前の中業者を中心に安城七夕まつりが始まり、平成 23 年には、3 日間で 108 万人もの人が訪れている。
- ・ 「願いごと日本一。」を目指して、ステージでのパフォーマンスや路上パレード、商店街・市民などによる竹飾りの作成、願いごとふうせんなどの取り組みが行われている。

2) 景観資源

- ・ 安城七夕まつりは、平成 20 年に愛知県が指定した「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定されており、商店街の通りは鮮やかな竹飾りで彩られ、たくさんの人出でにぎわい、本市の夏の風物詩となっている。



3) 社会資本や産業資源

- ・ 鉄道としては、JR 東海道本線安城駅、名鉄西尾線北安城駅、南安城駅があり、通勤・通学に多く利用されている。
- ・ 中心市街地では、旧耕地整理法による安城土地区画整理事業（昭和 29～35 年）、安城駅前土地区画整理事業（昭和 45～62 年）が実施され、現在では、安城南明治第一土地区画整理事業（平成 19～38 年）及び安城南明治第二土地区画整理事業（平成 21～30 年）が施行中であり、これらによって、中心市街地南側の基盤整備はほぼ完了することになる。
- ・ 都市再生整備計画で位置付けられている安城七夕地区（20.1ha）では、まちづくり交付金事業により、基幹事業として道路整備や地域生活基盤施設整備（広場、自転車駐車場）が、また、関連事業として市道御幸本赤松線の電線類地中化事業などが実施されている。

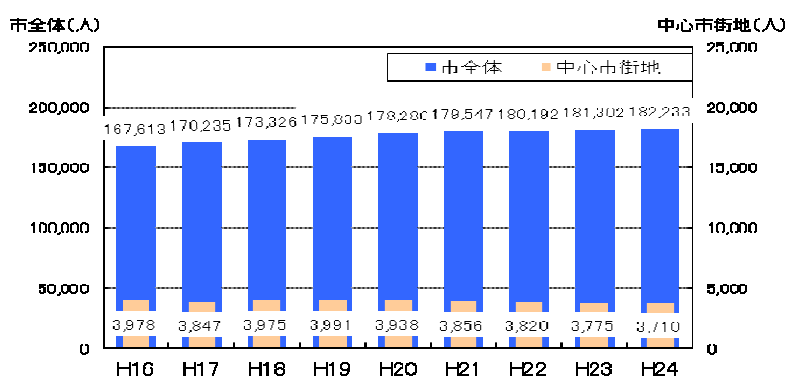
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

1) 人口動態に関する状況

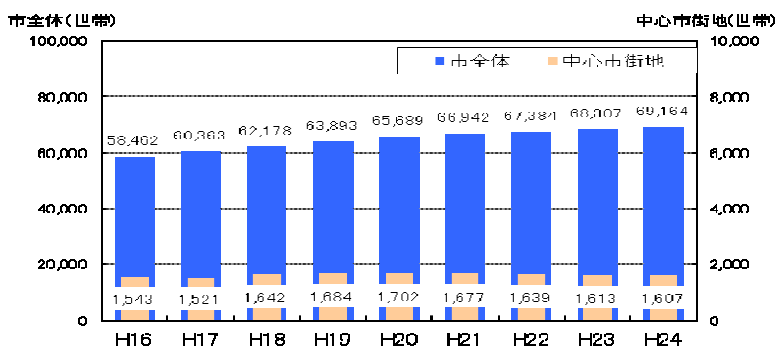
① 人口・世帯数の推移

- ・ 市全体の人口・世帯数は増加しており、平成 24 年 4 月 1 日現在、人口 182,233 人、世帯数 69,164 世帯となっている。
- ・ 中心市街地の人口・世帯数は、平成 17 年から平成 20 年にかけては増加傾向にあったが、平成 20 年以降やや減少しており、平成 24 年 4 月 1 日現在、人口 3,710 人、世帯数 1,607 世帯となっている。
- ・ 平均世帯人員をみると、平成 24 年 4 月 1 日現在では、中心市街地では 2.31 人/世帯であり、市全体の 2.63 人/世帯と比較して 0.3 人/世帯程度少なくなっている。

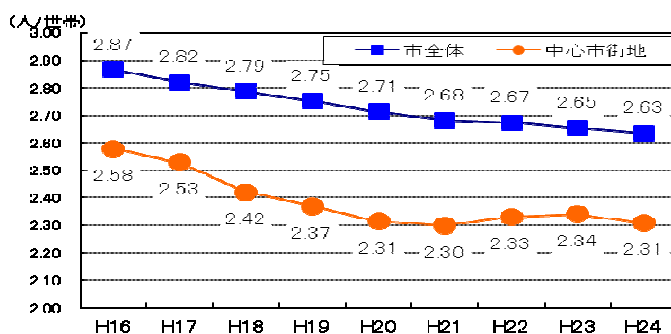
■ 人口の推移



■ 世帯数の推移



■ 平均世帯人員

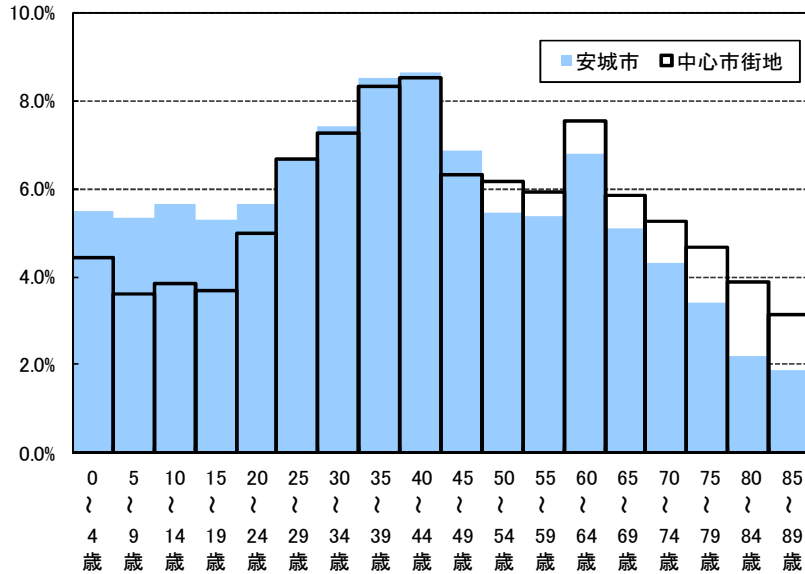


資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

② 人口割合と年齢3区分別人口割合の推移

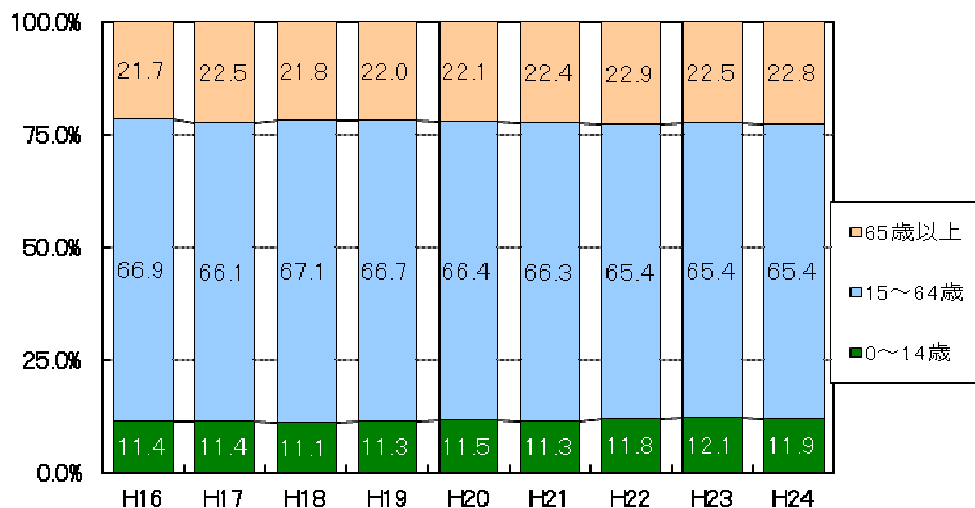
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日現在の中心市街地と市全体の人口割合をみると、中心市街地では 50 歳以上が市全体よりも高く、0 歳～24 歳が低くなっている。
- ・ 高齢化率も市全体では 16.9%であるのに対し、中心市街地では 22.8%と高くなっている。中心市街地の平成 16 年以降の年齢 3 区分別人口割合の推移を見ると、高齢化率はほぼ 22%台で推移しており、0～14 歳の割合が平成 16 年と比較すると 0.5 ポイント増加している。

■ 人口割合



資料：住民基本台帳 平成 24 年 4 月 1 日現在

■ 中心市街地の年齢 3 区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

③ 地域別人口と中心市街地の人口推移

- ・ 中心市街地の人口の変化を、平成 16 年を 100 とした指数でみると、合計では平成 17 年から平成 20 年にかけては増加し続けていたが、平成 21 年以降は前年より微減となっている。
- ・ 町別でみると、明治本町、大東町、末広町、花ノ木町においては、100 を下回っている。特に、末広町 (69.3)、花ノ木町 (70.1) では、土地区画整理事業の影響^(注)が、大東町 (41.7) では、平成 19 年度に移転した市営大東住宅 (42 戸) の影響がみられる。一方 100 を大きく上回っているのは、昭和町 (108.8)、御幸本町 (114.9)、朝日町 (104.3) となっており、大・中規模の共同住宅建設の影響が考えられる。

(注) H23 年度末までの移転戸数 124 戸×平均世帯人数 2.31 人≒286 人

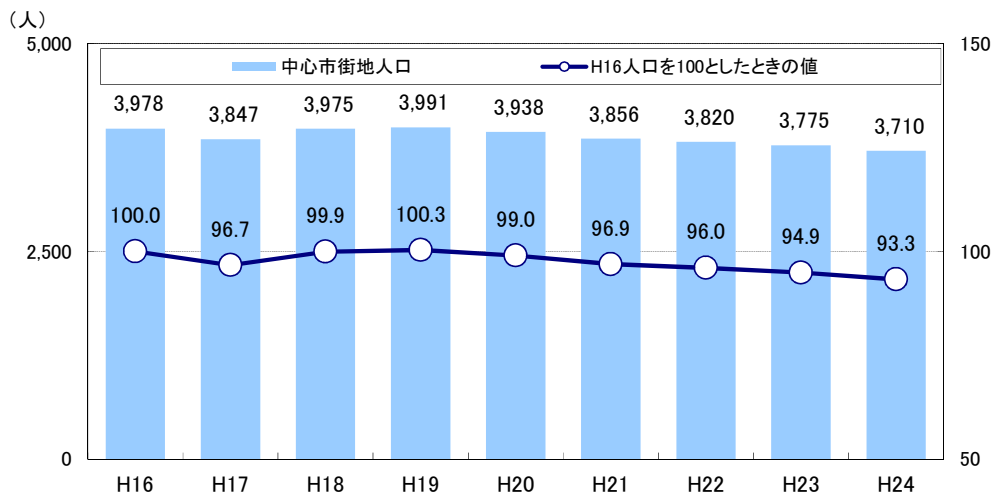
■ 地域別人口

上段:人口実数、下段:H16 人口を 100 としたときの値

町名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
明治本町(一部)	93 100.0	84 90.3	80 86.0	85 91.4	81 87.1	78 83.9	81 87.1	78 83.9	73 78.5
昭和町(一部)	171 100.0	157 91.8	158 92.4	177 103.5	169 98.8	168 98.2	171 100.0	182 106.4	186 108.8
大東町(一部)	127 100.0	110 86.6	89 70.1	81 63.8	62 48.8	58 45.7	52 40.9	58 45.7	53 41.7
御幸本町	1,006 100.0	983 97.7	1,121 111.4	1,185 117.8	1,193 118.6	1,157 115.0	1,152 114.5	1,147 114.0	1,156 114.9
朝日町(一部)	940 100.0	914 97.2	951 101.2	933 99.3	960 102.1	1,004 106.8	1,004 106.8	1,007 107.1	980 104.3
末広町	561 100.0	540 96.3	550 98.0	547 97.5	504 89.8	459 81.8	433 77.2	401 71.5	389 69.3
花ノ木町	769 100.0	742 96.5	719 93.5	675 87.8	650 84.5	627 81.5	594 77.2	558 72.6	539 70.1
日の出町(一部)	311 100.0	317 101.9	307 98.7	308 99.0	319 102.6	305 98.1	333 107.1	344 110.6	334 107.4
中心市街地全体	3,978 100.0	3,847 96.7	3,975 99.9	3,991 100.3	3,938 99.0	3,856 96.9	3,820 96.0	3,775 94.9	3,710 93.3

資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

■ 中心市街地の人口推移



資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

2) まちなか居住に関する状況

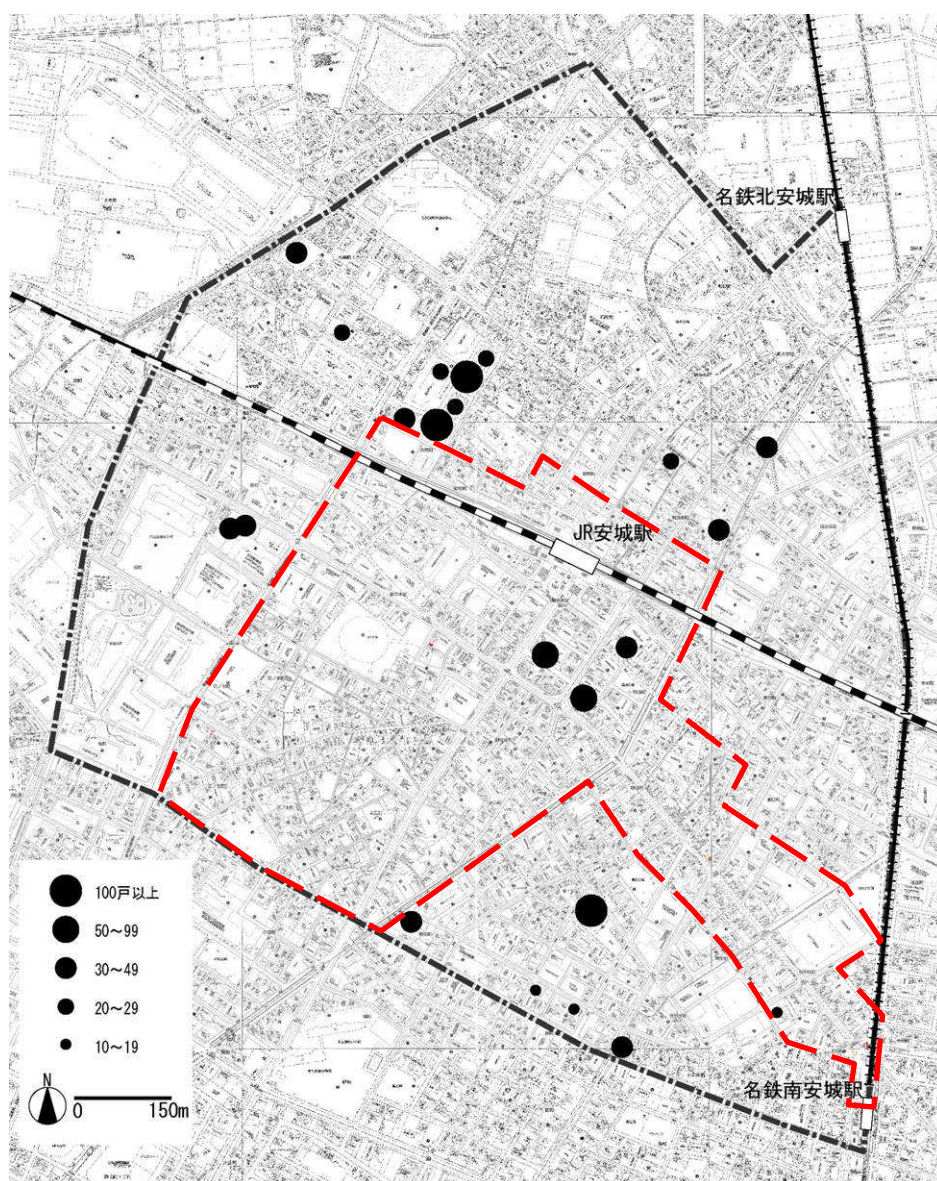
① マンション等の共同住宅の供給状況

- ・ 近年(注1)の中心市街地(総)(注2)の共同住宅の供給状況を見ると、中心市街地(総)には1,001戸(新規供給戸数10戸以上の共同住宅の戸数の合計)の供給があり、JR安城駅北側の大東町に大規模な共同住宅(分譲マンション)が供給されている。
- ・ また、JR安城駅南側の御幸本町、名鉄南安城駅西側の相生町にも共同住宅が多く供給されている。

(注1)ゼンリン住宅地図('03、'09)別記より、新規供給戸数が10戸以上の共同住宅を抽出

(注2)安城市総合計画及び旧計画で定められた約160haの中心市街地エリアを指す

■ 新規供給戸数10戸以上の共同住宅



中心市街地



中心市街地(総)

資料：ゼンリン住宅地図 '03・'09

3) 都市基盤整備の状況等

① 土地区画整理の現況

- ・ 中心市街地の土地区画整理事業の実施状況は下表のとおりであり、平成 24 年 4 月現在では安城南明治第一地区及び安城南明治第二地区が施行中となっている。

■ 中心市街地での土地区画整理事業の状況

地区名	施行地区面積 (ha)	施行期間	摘要
安城	99.28	昭和 29～35 年度	施行済
安城駅前	11.57	昭和 45～62 年度	〃
安城南明治第一	16.72	平成 19～38 年度	施行中
安城南明治第二	3.28	平成 21～30 年度	〃

資料：' 11 安城の統計

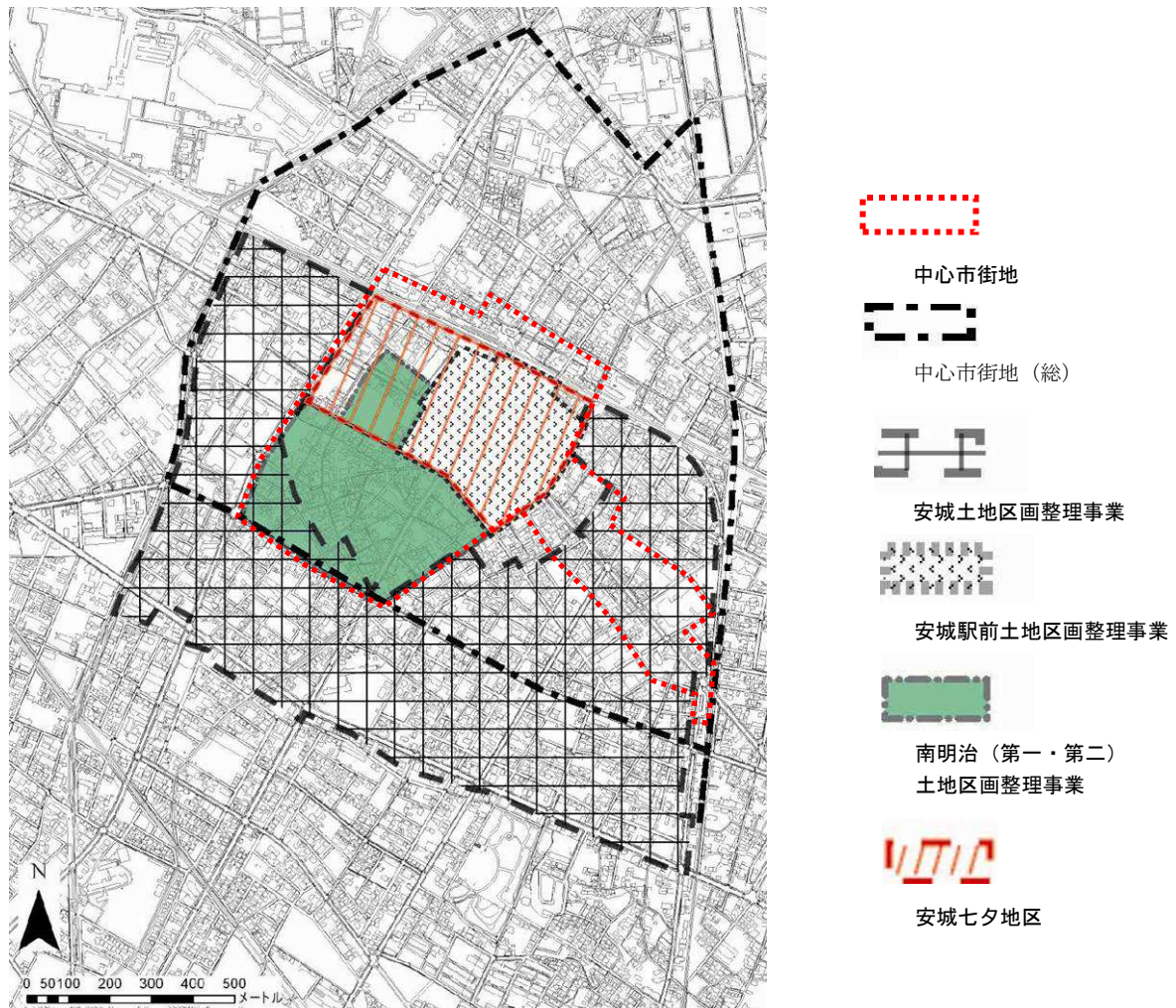
■ 安城南明治土地区画整理事業 設計図



② 都市再生整備

- ・ 中心市街地では、土地区画整理事業のほか、安城七夕地区（20.1ha。下図参照）において、都市再生整備計画に基づいて平成18年度から平成22年度にかけて下記の事業を行った。

■ 土地区画整理事業、都市再生整備計画対象地区（安城七夕地区）



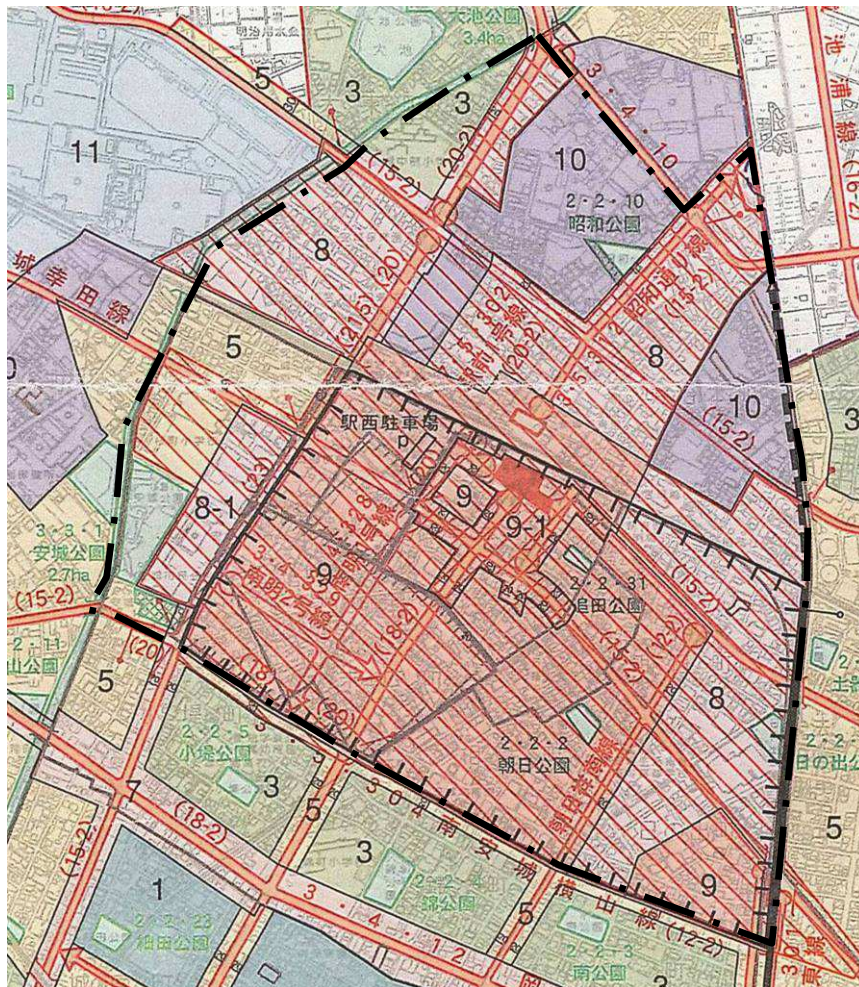
■ 都市再生整備計画（安城七夕地区）に基づく事業

区 分	事業	細項目
基幹事業	道路	市道 御幸本町1号線整備 市道 御幸本上条線整備 市道 御幸本町8号線整備
	地域生活基盤施設	自転車駐車場整備 広場整備
提案事業	事業活用調査	既存ストック活用調査
	まちづくり活動推進事業	道路景観ワークショップ

③ 土地利用の概要

- ・ 中心市街地（総）の土地利用の状況は下図のとおりであり、大部分が商業地域となっている。

■ 都市計画図



区 分	凡 例
都市計画区域	
行政区域	
市街化区域	
DID人口集中地区 (H17)	
防火地域	
準防火地域	
駐車場整備地区	
生産緑地地区	
地区計画区域	
都市計画道路	
駅前広場	
都市高速鉄道	
都市計画駐車場	
都市計画公園	
その他公園緑地	
供給処理施設	
土地地区面整理事業区域	
待仕土地地区面整理事業区域	

区 分		凡 例
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域 (100)	1
	第1種中高層住居専用地域 (120)	3
	第2種中高層住居専用地域 (200)	4
	第1種住居地域 (200)	5
	準住居地域 (100)	7
	近隣商業地域 (100)	8
	商業地域 (100)	8-1
	商業地域 (200)	9
	商業地域 (100)	9-1
	商業地域 (200)	9-2
城	準工業地域 (200)	10
	工業地域 (100)	11
	工業専用地域 (100)	12

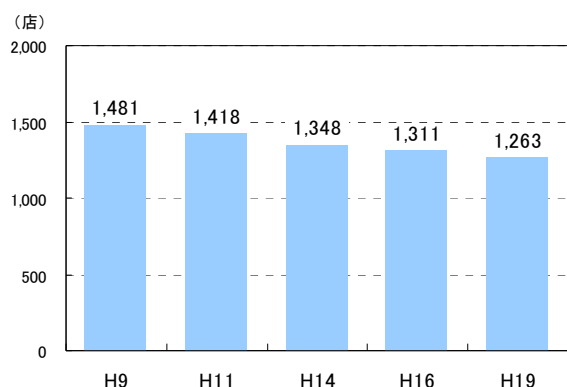
市街化調整区域：容積率200%、建ぺい率60%

4) 商業・観光に関する状況

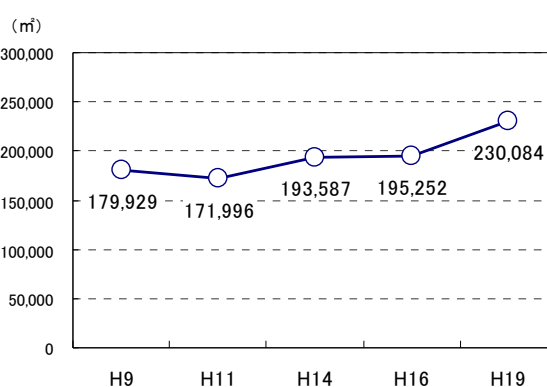
① 小売業事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積及び市全体に占めるシェア

- ・ 商業統計によると、市全体の小売業事業所数は減少しているものの、小売店舗の大型化が進み、小売業売場面積は増加している。
- ・ 中心市街地(注)の商業の状況は、平成14年以降小売業事業所数、従業員数、年間販売額、売場面積全て減少傾向にある。
- ・ 同様に中心市街地の対全市シェアも、小売業事業所数、従業員数、年間販売額、売場面積全てにおいて減少傾向にある。

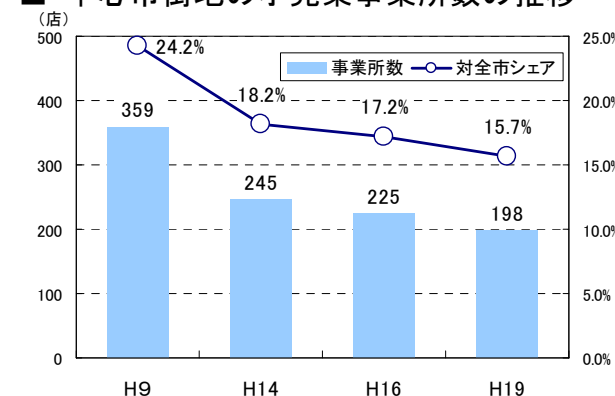
■ 安城市の小売業事業所数の推移



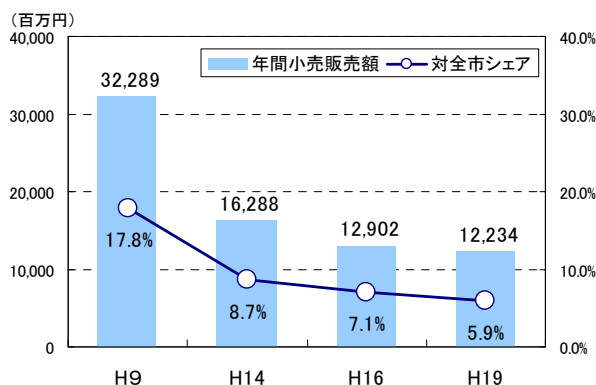
■ 安城市の小売業売場面積の推移



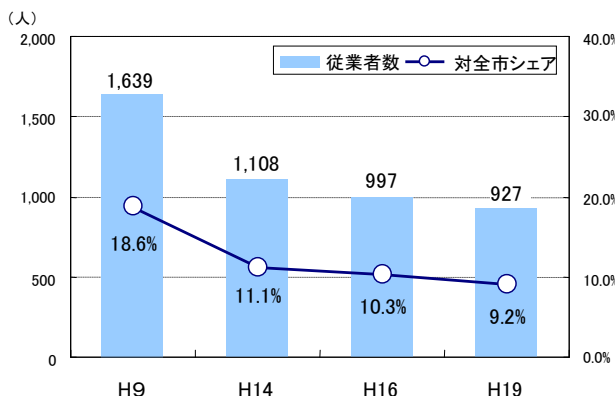
■ 中心市街地の小売業事業所数の推移



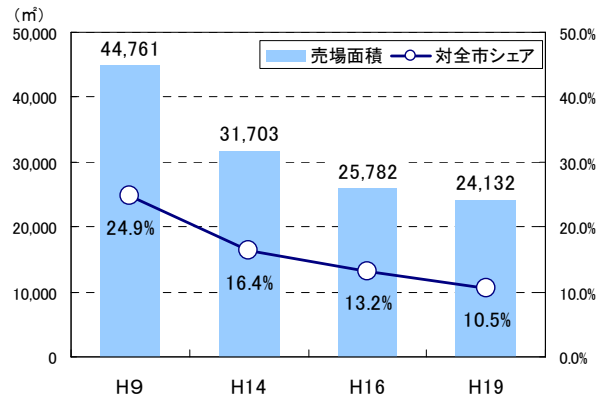
■ 中心市街地の年間小売販売額の推移



■ 中心市街地の小売業従業者数の推移



■ 中心市街地の小売業売場面積の推移



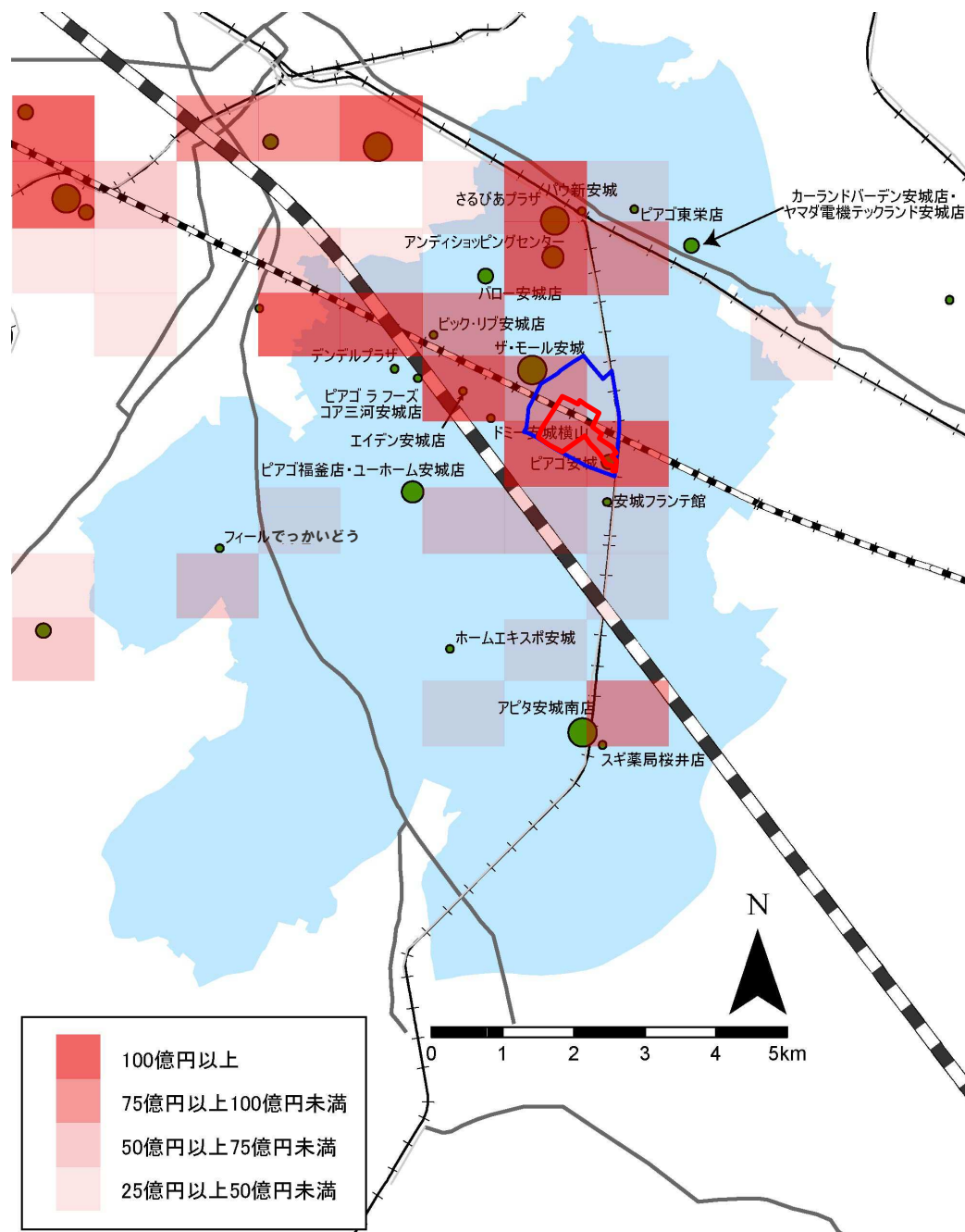
資料：商業統計

(注) 商業統計調査による立地環境特性別調査(小売業)より安城駅前中央商店街、安城駅南商店街、安城駅東商店街、北明治商店街を中心市街地とした。

② 商業の集積

- 平成 19 年商業統計による 1 km メッシュ内の年間小売販売額から商業の集積状況をみると、JR 安城駅を中心とした中心市街地周辺及び JR 三河安城駅周辺、名鉄新安城駅周辺での販売額は 100 億円を超え、また、名鉄桜井駅周辺の販売額が高くなっており、商業集積の高さが伺われる。
- 前頁のとおり、中心市街地での販売額は減少しているものの、市全域を見た場合、依然として高い販売力を有している。

■ 1 km メッシュ内の年間小売販売額



資料：商業統計（平成 19 年）

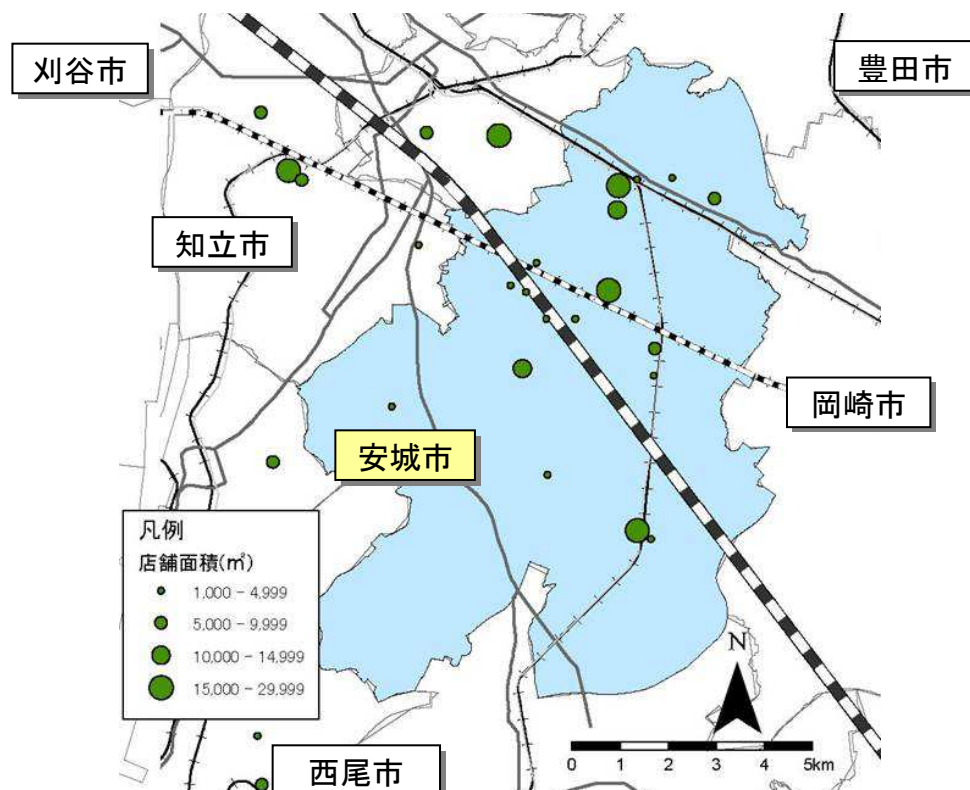
③ 大規模小売店舗立地状況

- ・ 市内及び周辺都市における大規模小売店舗の立地は下図に示すとおりであり、市内では JR 安城駅都市拠点、JR 三河安城駅広域拠点、名鉄新安城駅地域拠点、名鉄桜井駅地域拠点の周辺に多く立地している。
- ・ 市内の大規模小売店舗は 19 店舗あり、店舗面積の合計は 134,915 ㎡である。
- ・ 市内の大規模小売店舗のうち、店舗面積が最も大きいものは、ザ・モール安城の 22,818 ㎡であり、隣接市の岡崎市には東海地方最大規模のショッピングセンターであるイオンモール岡崎（88,022 ㎡）がある。

【安城市の大規模小売店舗の立地状況】

名 称	店舗面積(㎡)	名 称	店舗面積(㎡)
ピアゴ安城	8,271	バロー安城店	3,128
ドミー安城横山	3,405	パウ新安城（ドンキホーテ）	3,059
アンディショッピングセンター	12,842	ピアゴ東栄店	2,662
フィールでっかいどう	4,544	ピアゴ ラ フーズコア 三河安城店	4,350
ザ・モール安城	22,818	安城フランテ館	1,656
ビック・リブ安城店	3,627	アピタ安城南店	17,780
さるびあプラザ （イトーヨーカドー）	15,300	スギ薬局桜井店	1,650
ピアゴ福釜店・ユーホーム安城店	12,459	エイデン安城店	4,513
ホームエキスポ安城	4,401	カーランドバーデン安城店・ ヤマダ電機テックランド安城店	5,451
デンデルプラザ（ユニクロ）	2,999	合 計	134,915

資料：安城市商工課

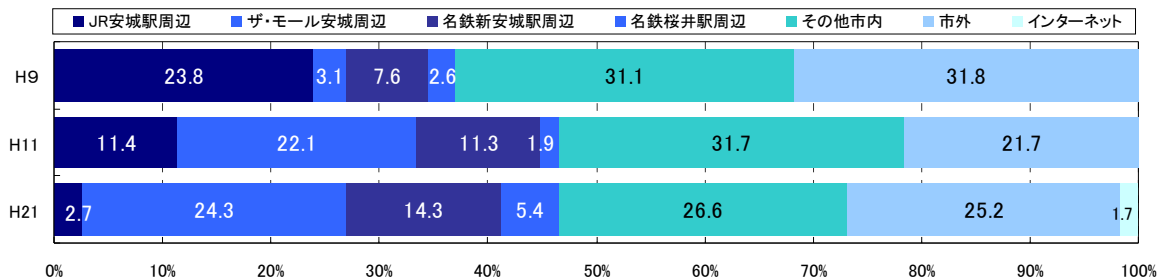


④ 消費者購買動向

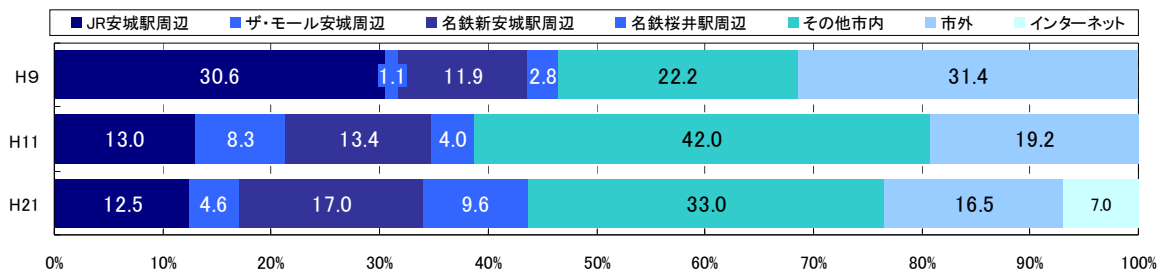
- ・ JR 安城駅周辺では、平成 9 年と比較すると全ての品目で購買率は大きく減少しており、買物客離れが目立つ。
- ・ 特に、買回品の減少率は大きく、平成 9 年の 23.8%から平成 21 年では 2.7%と、約 20 ポイント減となっており、代わってザ・モール安城周辺での購買率が約 20%ポイント増となっている。

■ 消費者の購買動向

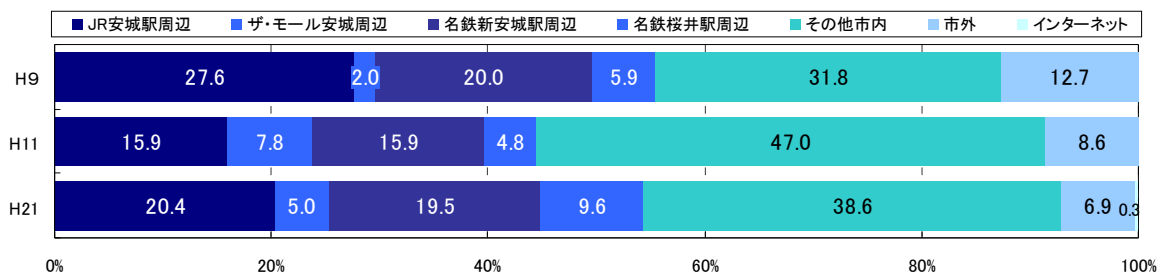
【買回品】：紳士服、婦人服、スポーツレジャー用品、電気製品



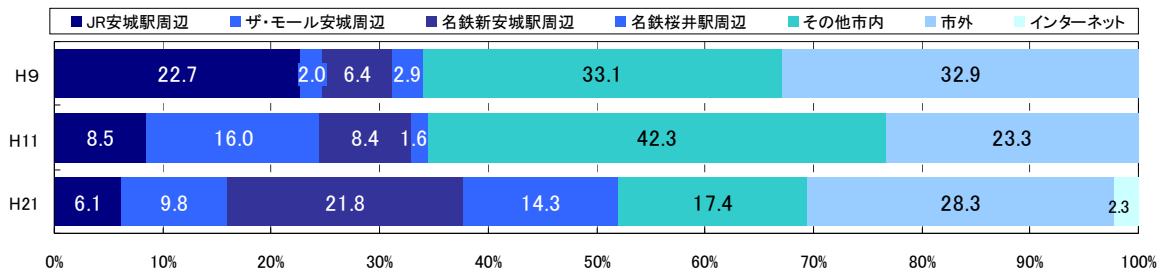
【準買回品】：下着、園芸用品、化粧品



【最寄品】：台所用品、日常食料品



【贈答品】：贈答品



※小数第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

JR 安城駅周辺 : JR 安城駅周辺、ピアゴ安城店周辺

名鉄新安城駅周辺 : 名鉄新安城駅周辺、アンディ周辺

その他市内 : 岡崎・刈谷線周辺、安城・高浜線、三河安城駅地区、その他市内

資料：消費者購買動向調査結果報告書 三河部における動向

⑤ 商店街

- ・ 中心市街地の中には 8 つの商店街組織があり、商店街振興組合の組合員数は下の表のように、平成 24 年で 535 人であり、平成 17 年に比べて 10% 減少している。
- ・ 平成 22 年 6 月に行った商業者意識調査によると、商店街が抱える問題として、「空き店舗の増加」が最も大きな問題として挙げられている。次いで、「駐車場・駐輪場の不足」、「大型店の影響による集客力の低下」となっている。

■ 中心市街地の商店街



資料：まちづくり Anjo

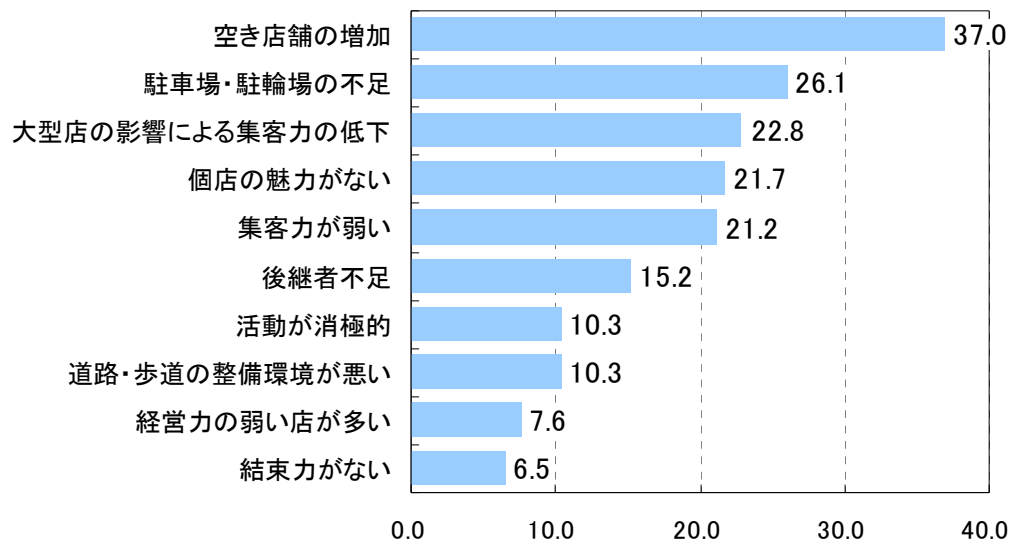
■ 中心市街地の商店街振興組合の組合員数

(単位：人)

商店街名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
安城市御幸商店街振興組合	69	69	63	60	59	60	59	59
安城セントラル商店街振興組合	84	86	84	82	82	82	82	82
安城市本通り商店街振興組合	43	41	40	42	39	42	39	46
安城市朝日町商店街振興組合	84	81	78	78	74	78	74	75
安城市日の出町商店街振興組合	80	71	69	76	76	76	76	76
花ノ木商店街振興組合	96	95	91	84	81	84	81	78
末広商店街振興組合	59	54	54	51	48	51	48	48
安城市北明治商店街振興組合	77	77	77	77	74	77	74	71
計	592	574	556	554	533	550	533	535

資料：安城市商工課

■ 商店街が抱える問題

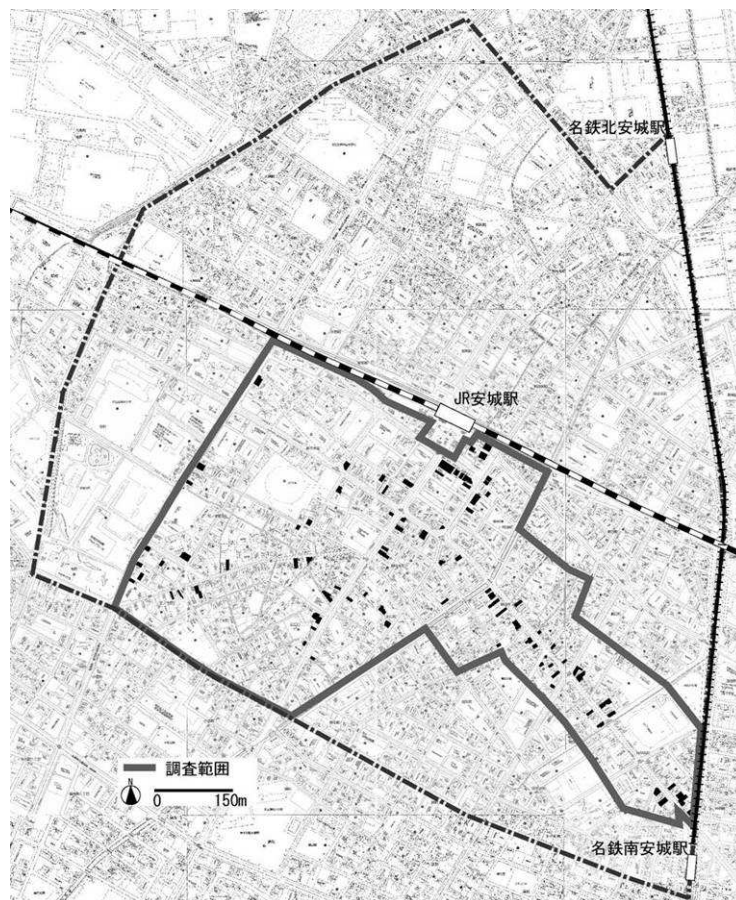


資料：商業者意識調査 (H22. 6)

⑥ 空き店舗

- ・平成 21 年度に実施した「安城市商業活性化センター活用検討調査 空き店舗調査」によると、下図の対象範囲内の空き店舗数は 95 件となっている。その中で、土地区画整理事業対象地域の空き店舗数は 26 件となっている。
- ・空き店舗は、朝日町から日の出町にかけての安城幸田線沿いに多く分布している。
- ・また、JR 安城駅周辺、名鉄南安城駅周辺にも空き店舗の分布が見られる。
- ・市では、空き店舗の活用を図るため、平成 14 年度から空き店舗活用事業補助金を創設し、平成 18 年度以降の活用状況は 17 件となっている。

■ 空き店舗調査対象範囲



■ 空き店舗数（平成 21 年 12 月現在）

単位：件

商店街名	空き店舗数(件)
安城市御幸商店街振興組合	8
安城セントラル商店街振興組合	16
安城市本通り商店街振興組合	11
安城市朝日町商店街振興組合	28
安城市日の出町商店街振興組合	7
花ノ木商店街振興組合	13
末広商店街振興組合	12
計	95

資料：安城市商業活性化センター活用検討調査

■ 空き店舗活用事業補助金（平成 24 年 4 月時点）

補助対象経費	家賃	賃貸借契約期間に発生する家賃及び共益費（2 階建て以上の空き店舗を一括して活用する場合は、床面積のあん分により算定される 1 階部分のものに限る。）
	改装費	内装工事に係る工事請負費（備品購入費及びサイン工事費を除く。2 階建て以上の空き店舗を一括して活用する場合は、1 階部分の工事費に限る。）
補助対象期間及び回数	家賃	賃貸借契約期間の開始日から 1 年間
	改装費	1 回限り
補助率及び補助限度額	家賃	補助対象経費の 60%以内（月額 10 万円を上限とする。）
	改装費	補助対象経費の 60%以内（60 万円を上限とする。）

資料：安城市 HP

■ 中心市街地における空き店舗活用事業による新規入居店舗の実績

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入居店舗数（店舗）	1	0	1	8	3	4

⑦ 観光施設等

- ・ 愛知県観光レクリエーション利用者統計によると、安城七夕まつりは毎年 120 万人ほどの人が訪れている。また、デンパークの入場者数も平成 22 年で 46 万人となっている。

■ 観光施設等利用者数

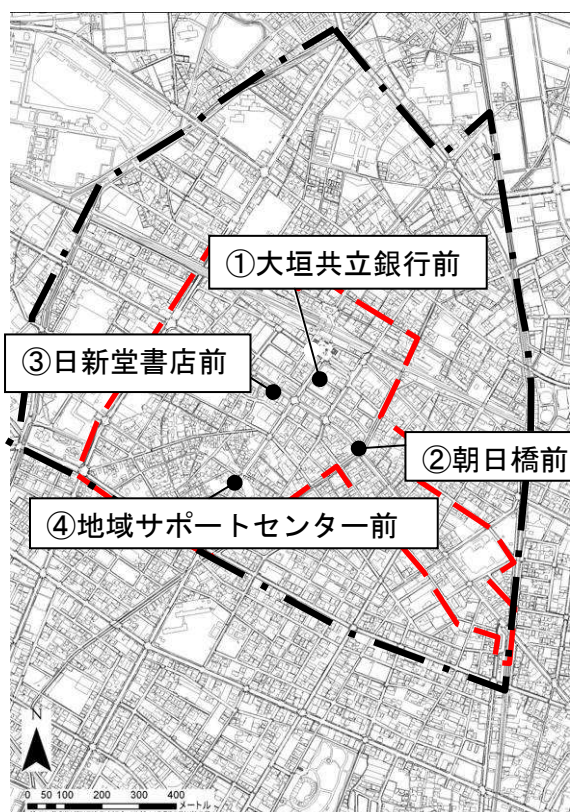
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
安城七夕まつり	1, 220, 000	1, 210, 000	1, 210, 000	1, 180, 000	1, 190, 000	1, 220, 000	1, 180, 000
堀内公園	623, 261	435, 000	416, 500	535, 055	369, 188	365, 044	401, 930
丈山苑	23, 094	21, 291	25, 070	25, 151	23, 551	25, 071	24, 993
歴史博物館	33, 908	25, 924	32, 063	28, 724	30, 404	31, 297	29, 155
デンパーク	521, 129	427, 319	453, 070	495, 616	467, 205	473, 827	468, 866
マーメイドパレス	232, 071	211, 710	212, 572	212, 320	190, 981	172, 707	208, 814
桜まつり	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

資料：愛知県観光レクリエーション利用者統計

5) 歩行者通行量

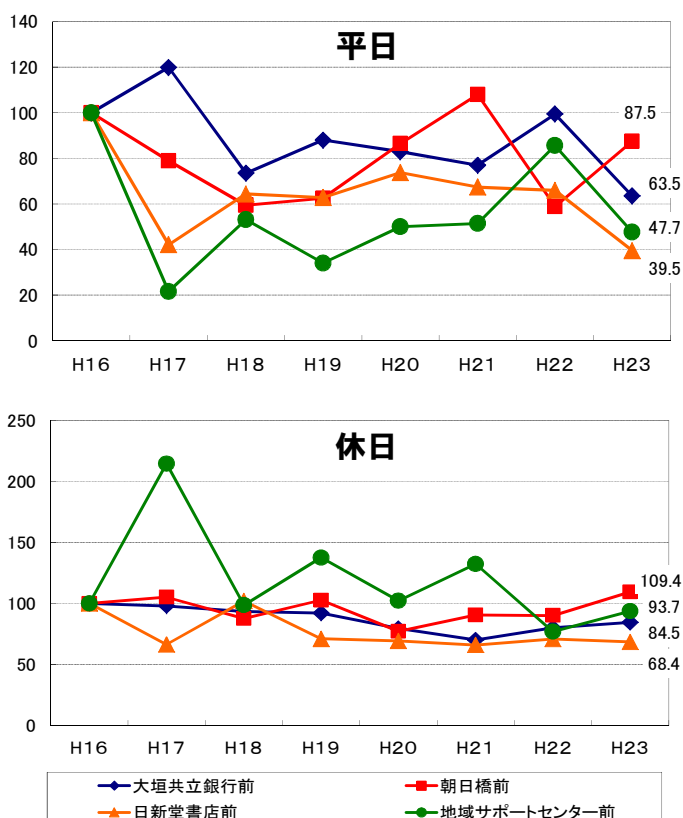
- ・ 下図の地点における歩行者通行量をみると、平日、休日ともに減少傾向にある。
- ・ 平成 16 年調査を 100 とした場合、平成 23 年は平日では約 40～80、休日では約 60～100 であり、減少率は休日よりも平日のほうが大きくなっている。
- ・ 最も通行量が多いのは、大垣共立銀行前で、平日 1,238 人、休日 934 人となっている。
- ・ 最も通行量が少ないのは、日新堂書店前で、平日 361 人、休日 401 人となっている。

■ 通行量計測地点



中心市街地
 中心市街地(総)

■ 平成 16 年を 100 としたときの歩行者通行量の推移



■ 歩行者通行量

単位：人

		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
大垣共立銀行前	平日	1,950	2,338	1,433	1,716	1,617	1,501	1,939	1,238
	休日	1,105	1,083	1,031	1,017	878	775	886	934
朝日橋前	平日	488	385	290	305	422	527	287	427
	休日	447	470	392	459	345	405	403	489
日新堂書店前	平日	914	385	588	574	674	616	603	361
	休日	586	389	598	416	406	387	415	401
地域サポートセンター前	平日	1,519	328	807	517	759	781	1,301	724
	休日	365	783	360	502	373	483	281	342
4地点合計	平日	4,871	3,436	3,118	3,112	3,472	3,425	4,130	2,750
	休日	2,503	2,725	2,381	2,394	2,002	2,050	1,985	2,166

※調査時間帯が調査年により異なるため、9:00～19:00 で統一。平成 18 年調査時は雨天。

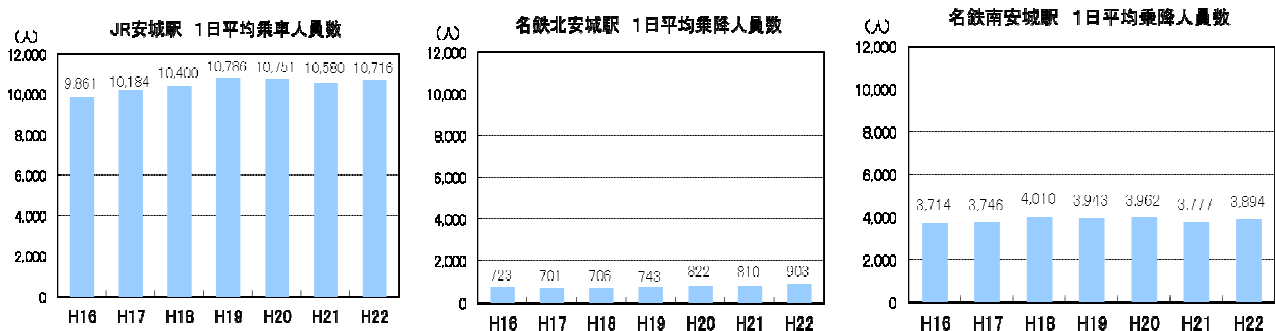
資料：まちづくり Anjo HP

6) 公共交通等

① 鉄道

- ・ 中心市街地（総）には JR 安城駅、名鉄北安城駅、名鉄南安城駅の 3 つの鉄道駅があり、各駅とも平成 14 年度以降 1 日平均の乗車人員数、乗降人員数は増加傾向である。
- ・ 平成 22 年では、3 つの駅のうち JR 安城駅が最も乗車人員数が多く、1 日平均 10,716 人の利用がある。
- ・ 次いで名鉄南安城駅が乗降人員数 3,894 人、名鉄北安城駅は乗降人員数 903 人となっている。

■ 鉄道駅の 1 日平均乗車人員数、乗降人員数

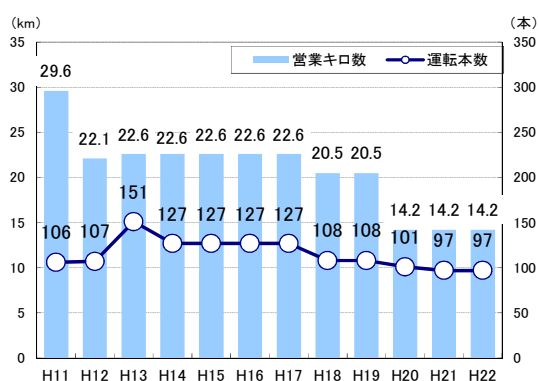


資料：'11 安城の統計

② バス

- ・ 中心市街地を運行している名鉄バス路線の区間は、「名鉄新安城～JR 安城駅」、「JR 安城駅～安城更生病院」、「JR 安城駅～名鉄東岡崎駅」の 3 路線であり、営業キロ数、運転本数ともに減少している。
- ・ また、JR 安城駅を中心とし、市内の公共施設等を結ぶ「あんくるバス」が下記の路線を運行している。

■ 名鉄バス営業キロ数、運転本数



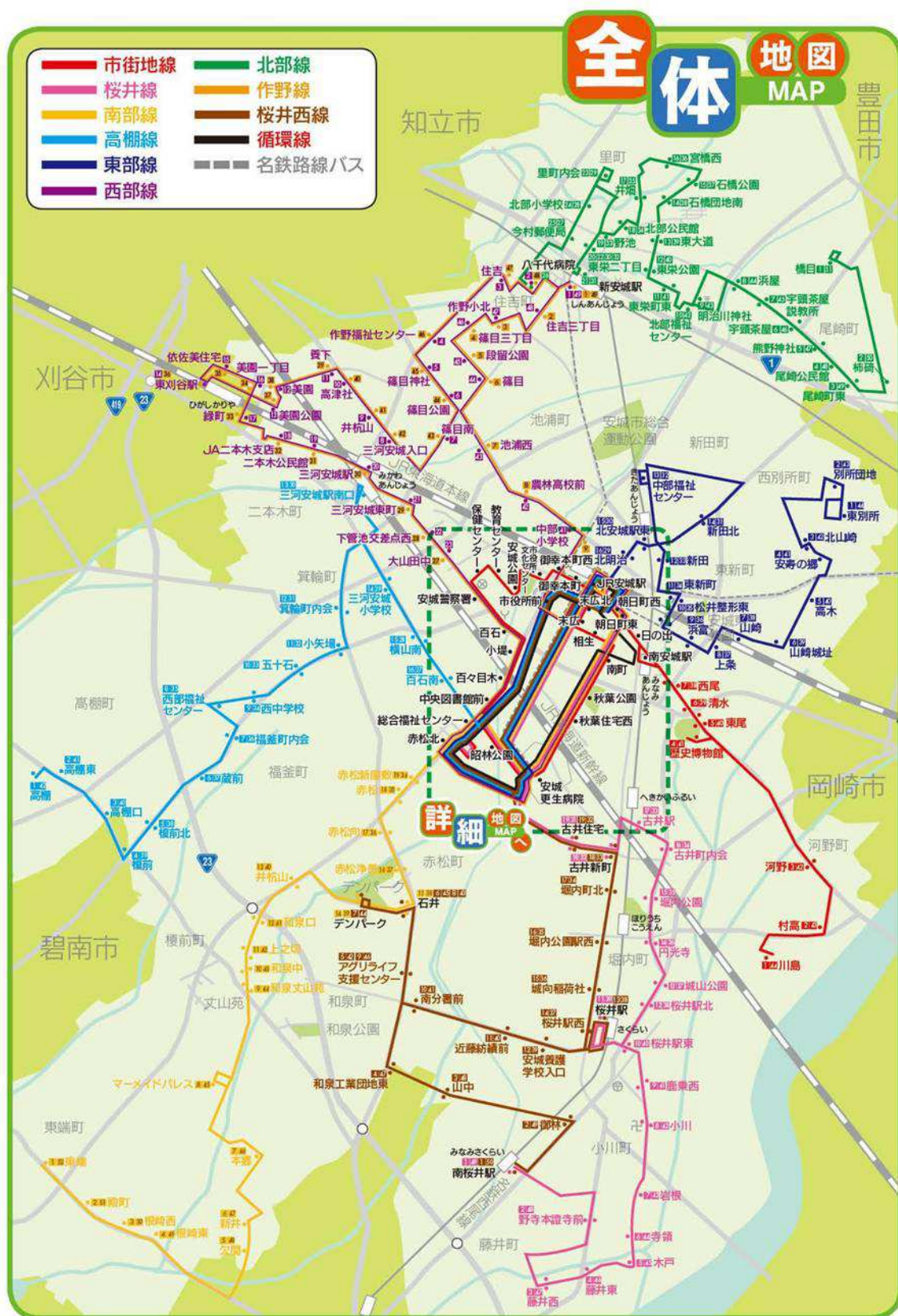
資料：'11 安城の統計

■ あんくるバスのバス路線とルート上の主な施設

路線名	ルートの主な施設
市街地線	JR 安城駅～中心市街地～安城更生病院
桜井線	JR 安城駅～中心市街地～名鉄南桜井駅
南部線	JR 安城駅～中心市街地～安城更生病院～デンパーク～東端
高棚線	JR 安城駅～中心市街地～JR 三河安城駅～高棚
東部線	JR 安城駅～中央図書館～安城更生病院～別所団地
西部線	JR 安城駅～安城更生病院～JR 三河安城駅～JR 東刈谷～名鉄新安城駅
北部線	名鉄新安城駅～北部公民館～尾崎公民館
作野線	JR 安城駅～安城更生病院～JR 三河安城駅～JR 東刈谷～名鉄新安城駅
桜井西線	JR 安城駅～中央図書館～名鉄堀内公園駅～名鉄桜井駅～デンパーク～名鉄南桜井駅
循環線	JR 安城駅～名鉄南安城駅～安城更生病院～中央図書館

資料：安城市 HP

■ あんくるバス路線図

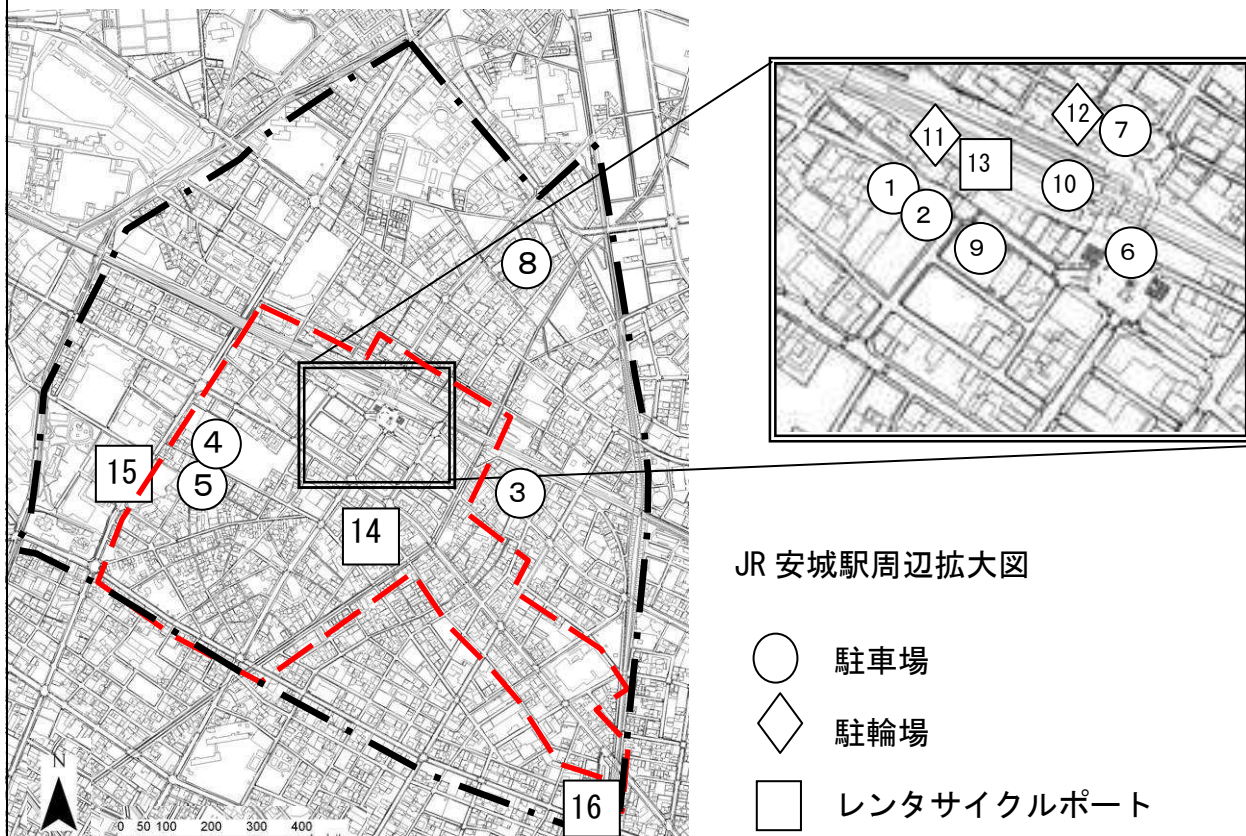


資料：安城市 HP

③ 駐車場・駐輪場

- ・ 中心市街地（総）には市営駐車場が 10 箇所あり、収容台数は 988 台（H24.4 現在）となっている。
- ・ また、市営有料駐輪場（自転車駐車場）は JR 安城駅周辺に 2 箇所あり、収容台数は 2,374 台（H24.4 現在）となっている。
- ・ 市内には 10 箇所のレンタサイクルのポートがあり、中心市街地（総）には 4 箇所のポートがある。

■ 市営駐車場・駐輪場、レンタサイクルポート



中心市街地 中心市街地（総）

■ 市営駐車場

No.	駐車場名	収容台数	年間利用 普通駐車	年間利用 定期駐車
1	安城駅西駐車場（西棟）	230	-	52,719
2	安城駅西駐車場（東棟）	391	43,753	55,753
3	安城駅東駐車場	130	6,691	21,010
4	御幸本町駐車場	72	9,055	20,653
5	花ノ木町駐車場	22	-	5,148
6	安城駅前第 1 駐車場	9	10,625	-
7	安城駅北口広場駐車場	4	4,014	-
8	北明治駐車場	58	1,578	12,948
9	安城駅西駐車場（屋外）	63	77,612	-
10	安城駅前第 2 駐車場	9	1,835	-
	合計	988	155,163	168,231

■ 駐輪場

No.	駐輪場名	収容台数
11	安城駅自転車駐車場	1,770
12	安城駅北口自転車駐車場	604
	合計	2,374

資料：'11 安城の統計

■ レンタサイクルポート

No.	ポート名	設置台数
13	JR 安城駅	17
14	商業活性化センター	2
15	市役所	5
16	南安城駅	5

※平成 24 年 4 月現在。年間利用数は平成 22 年度の値。

資料：安城市

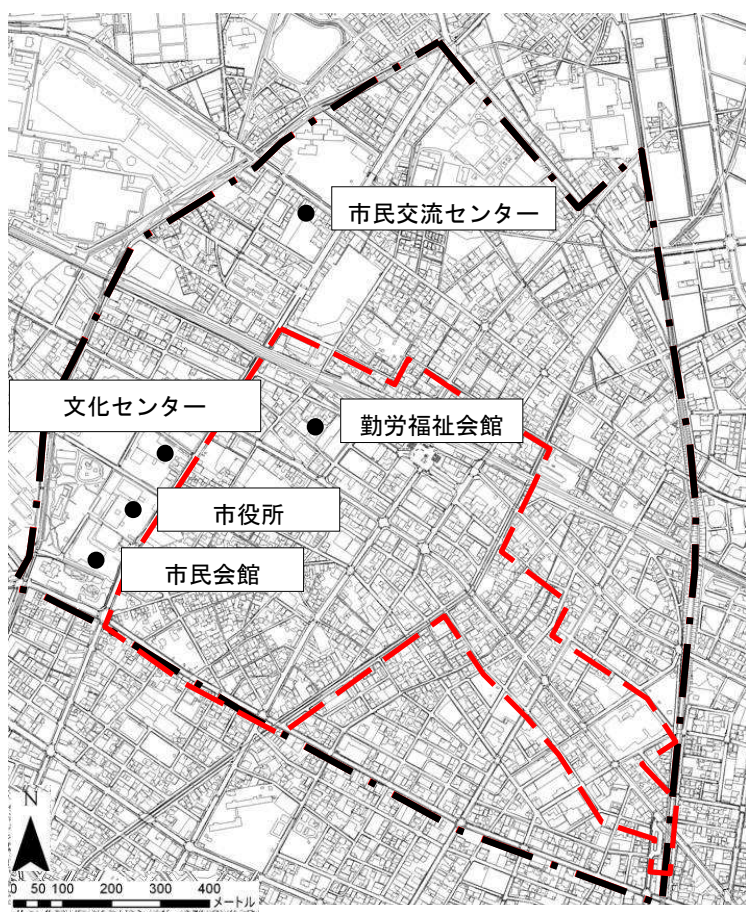
7) 公共施設等の現況

① 公共施設

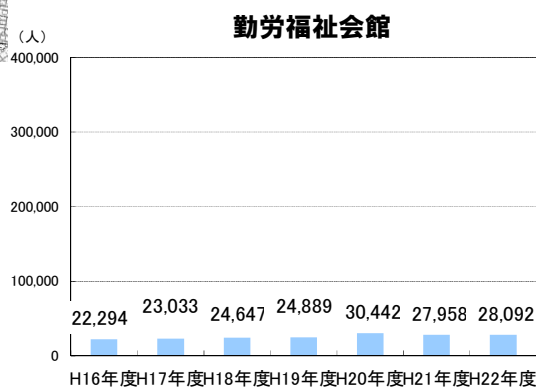
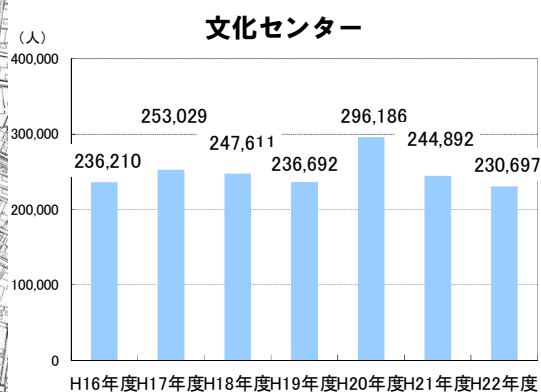
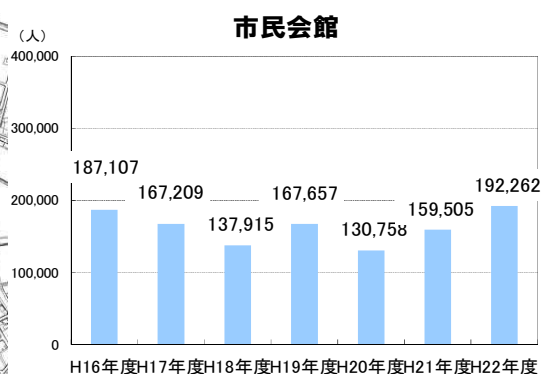
- ・ 中心市街地（総）には、市役所、市民会館、勤労福祉会館、文化センター、市民交流センターが立地している。
- ・ 貸館施設では、文化センターの利用者が最も多く、年間 23 万人以上が利用しており、市民会館が約 13 万人、勤労福祉会館が約 2 万 8 千人となっている。

■ 公共施設の分布

■ 利用者数の推移（市民会館、文化センター、勤労福祉会館）



中心市街地
 中心市街地(総)

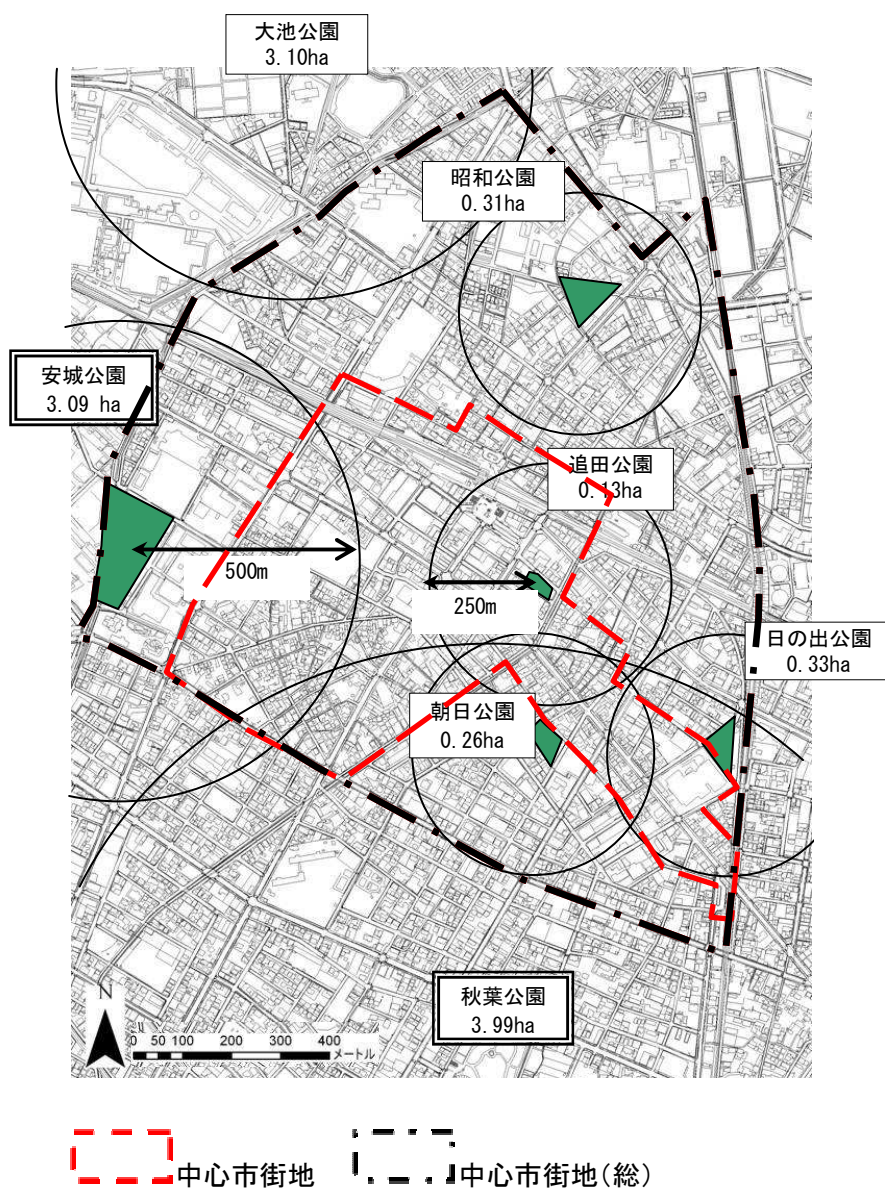


資料：'11 安城の統計
 安城市商工課（勤労福祉会館）

② 公園・緑地等

- ・ 中心市街地（総）には下図のように街区公園 4 箇所、近隣公園 1 箇所があるが、街区公園の誘致距離 250m を考慮すると、住民にとって十分な公園があるとは言えない。
- ・ 「安城市緑の基本計画」では、JR 安城駅周辺を緑化し、市の「顔」として、花壇やフラワーポットの設置などによる駅前広場の緑化や、周辺の社寺林や屋敷林の維持管理、ポケットパークの整備などを推進するとされている。
- ・ 現在行われている南明治土地区画整理事業施行区域内では公園整備が予定されている。

■ 公園



資料：'11 安城の統計

[3] 市民意向の把握（各種ニーズの分析）

（1）市民意識調査

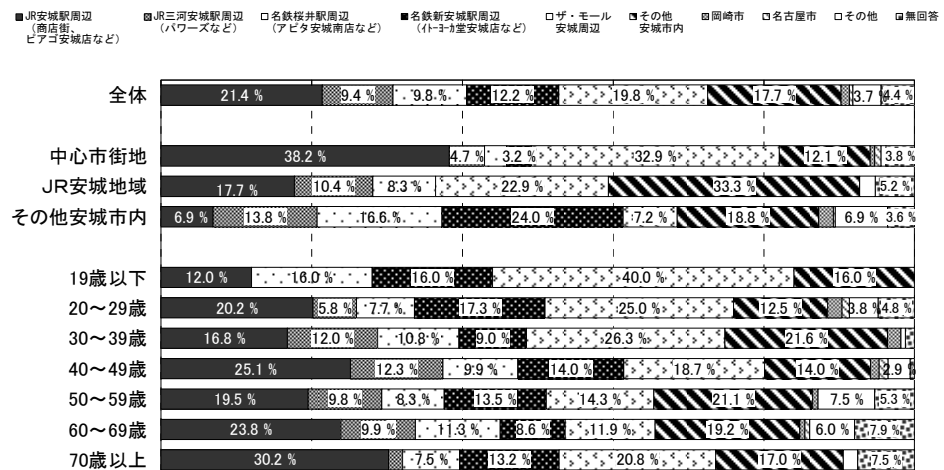
◆調査目的	市民の中心市街地に対する要望や商業、まちづくり活動の現状等を把握し、計画づくりに活用することを目的として、アンケートを実施した。
◆調査項目	・回答者について ・中心市街地の利用状況について ・中心市街地の印象について ・中心市街地への居住意向について ・中心市街地の取り組みについて ・中心市街地の商店街について ・中心市街地のまちづくりの方向性について ・中心市街地のまちづくりへの参画意向について ・自由意見
◆調査対象	安城市内在住の16歳以上の市民から無作為に抽出。合計1,500人 ・中心市街地 700人 ・中心市街地以外 800人
◆調査方法	郵送による配布・回収
◆調査期間	平成22年6月4日に配布し、6月21日を回答期限として回収
◆回収状況	・配布数 1,500票 ・有効回収数 809票 ・有効回収率 53.9%

◆調査結果 (抜粋)

1) 買物の動向

- ・食料品、日用品の買物に中心市街地を利用する割合は21.4%となっている。
- ・衣料、身の回り品の買物に中心市街地を利用する割合は10.1%にとどまり、約1/3の人が市外で購入している。
- ・高齢者ほど中心市街地での買物の割合が高い。

■ 買物先（食料品、日用品）

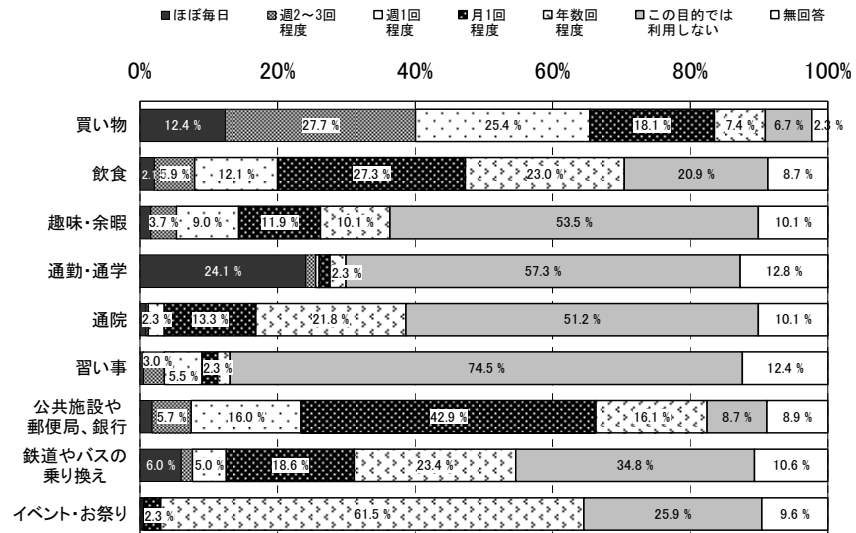


※2%以下の数値は表示していない

2) 中心市街地の利用

- ・ 安城七夕まつり、安城サンクスフェスティバルなどのイベント時には、調査対象の6割以上が中心市街地に出かけている。
- ・ 中心市街地の利用目的としては、買物、飲食、公共施設等の利用、公共交通の乗り換えなどが多い。一方、習い事や趣味・余暇での利用率は低い。

■ 中心市街地の利用頻度



※2%以下の数値は表示していない

3) 中心市街地の印象

- ・ 商店街のにぎわい、店舗の魅力、買物以外の楽しみ、店舗の種類、街の回遊性など、中心市街地の商店街や店舗に対する不満が高い。
- ・ 医療機関や子育て支援機能など、生活支援に関する要望が高い。
- ・ 自動車利用による買物の不便さが指摘されている。

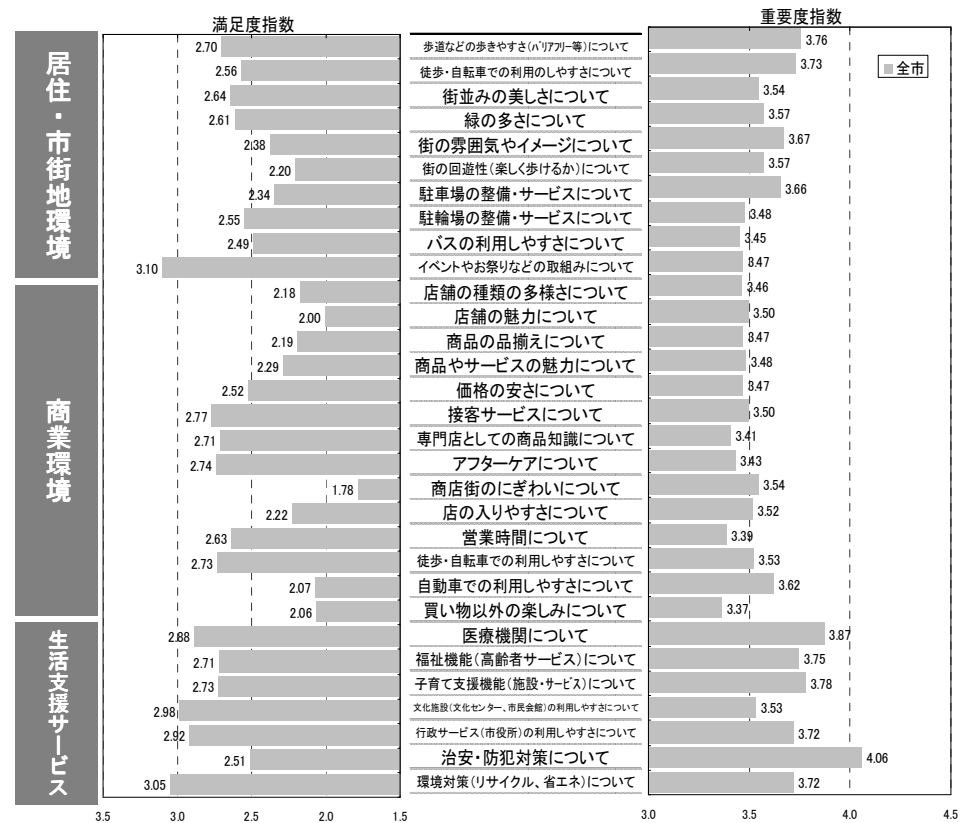
満足度下位 10 項目	満足度指数	重要度上位 10 項目	重要度指数
商店街のにぎわいについて	1.78	治安・防犯対策について	4.06
店舗の魅力について	2.00	医療機関について	3.87
買物以外の楽しみについて	2.06	子育て支援機能（施設・サービス）について	3.78
自動車での利用しやすさについて	2.07	歩道などの歩きやすさ（バリアフリー等）について	3.76
店舗の種類の多様さについて	2.18	福祉機能（高齢者サービス）について	3.75
商品の品揃えについて	2.19	徒歩・自転車での利用のしやすさについて	3.73
街の回遊性（楽しく歩けるか）について	2.20	行政サービス（市役所）の利用しやすさについて	3.72
店の入りやすさについて	2.22	環境対策（リサイクル、省エネ）について	3.72
商品やサービスの魅力について	2.29	街の雰囲気やイメージについて	3.67
駐車場の整備・サービスについて	2.34	駐車場の整備・サービスについて	3.66

※各項目6段階評価の平均値

満足度：満足 6 やや満足 5 ふつう 4 やや不満 3 不満 2 わからない 1

重要度：高い 6 やや高い 5 ふつう 4 やや低い 3 低い 2 わからない 1

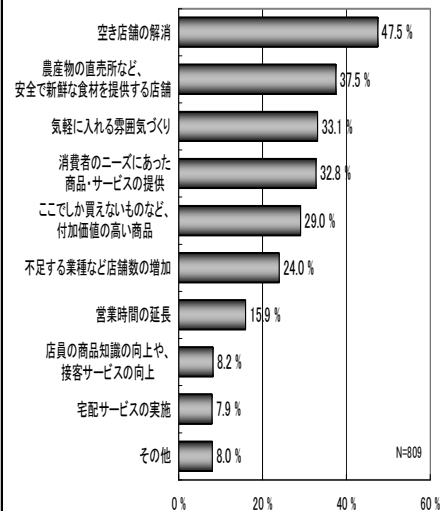
■ 満足度指数、重要度指数



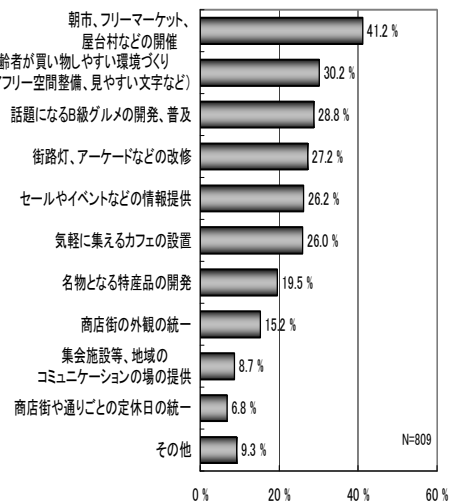
4) 店舗、商店街に期待すること

- ・ 空き店舗の解消を望む意見が最も多くなっている。
- ・ 生鮮食料品を購入できる店舗や機会の充実を求めている。
- ・ 快適に買物ができる環境や雰囲気づくりが求められている。
- ・ 安全で安心して利用できる環境整備を求める意見も多い。

■ 中心市街地の店舗に期待すること



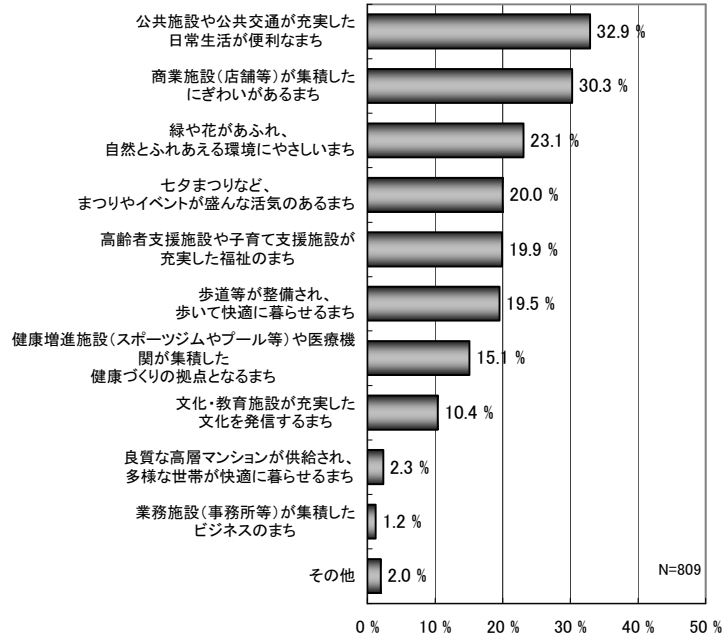
■ 中心市街地の商店街に期待すること



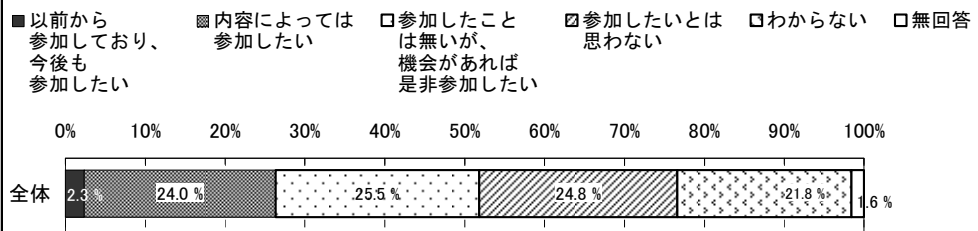
5) 中心市街地のまちづくりについて

- ・ 商業施設や日常生活に必要な公共施設の集積によるにぎわいのある中心市街地が求められている。
- ・ 市民のまちづくり活動への参画意向も半数以上あり、多様な市民活動を連携させていくことが期待できる。

■ 将来の中心市街地の方向性



■ 中心市街地におけるまちづくりへの参画意向



6) 自由意見

- ・ 自由意見では、「駐車場整備、路上駐車」を問題とする意見が最も多く、魅力ある個店の創出、安全・安心の確保が続いている。商業施設や日常生活に必要な公共施設の集積によるにぎわいのある中心市街地が求められている。

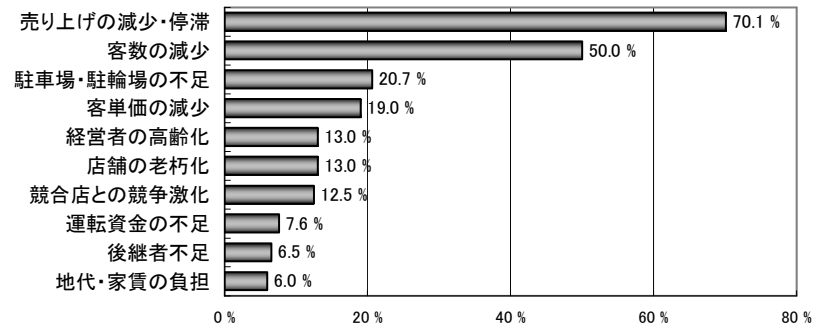
(2) 商業者意識調査

◆調査目的	商業者の商店経営、商店街の現況や、今後の経営に関する意向等を把握し、計画づくりに活用することを目的として、アンケートを実施した。
◆調査項目	・回答者のお店について ・経営状況について ・商店街組織について ・中心市街地のまちづくりの方向性について ・自由意見
◆調査対象	安城市内の中心市街地の商業者
◆調査方法	商店街振興組合を通じての配布、郵送による回収
◆調査期間	平成 22 年 6 月 14 日に各商店街振興組合に配布し、6 月 28 日を回答期限として回収
◆回収状況	・ 配布数 550 票 ・ 有効回収数 184 票 ・ 有効回収率 33.5%
◆調査結果 (抜粋)	1) 商店の現状 ・ 飲食・サービス店といった非物販店が多く、生鮮食料品店などの食料品小売業の割合が低くなっている。 ・ 家族的経営による小規模店舗が多い。 ・ 店主の年齢が 60 歳代以上である店舗が 50%を超えており、高齢化している。 ・ 店舗と住まいが一緒である割合は約 60%を占め、所有店舗が多い。 ■ 業種 ■ 従業員規模 ■ 店主の年齢 ■ 住居と店舗の関係

2) 商店での問題

- ・「売上げの減少・停滞」、「客数の減少」、「客単価の減少」など、商業活動自体の衰退が課題として多くあがっている。

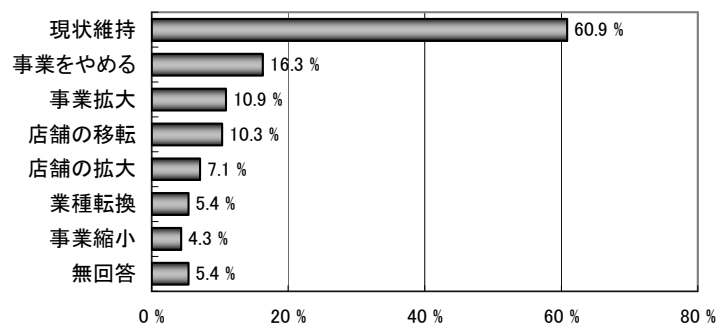
■ 商店での問題（上位 10 項目）



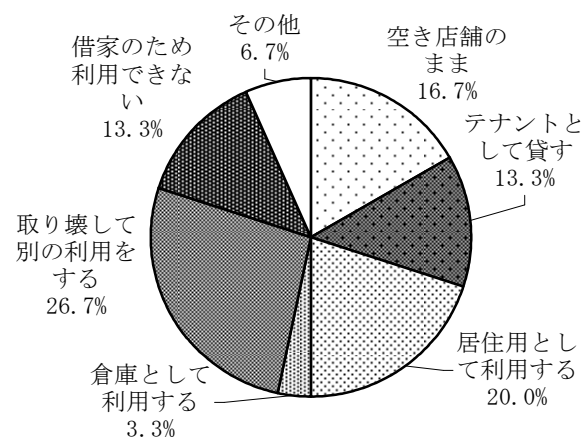
3) 今後の経営意向

- ・「事業をやめる」予定が 16.3%で、店主の高齢化・後継者不足が主な要因となっている。
- ・事業をやめた場合、「テナントとして貸す」つもりでいるのは 13.3%に留まっており、空き店舗や非店舗が増加することが懸念される。

■ 今後の経営意向



■ やめた場合のお店の利用

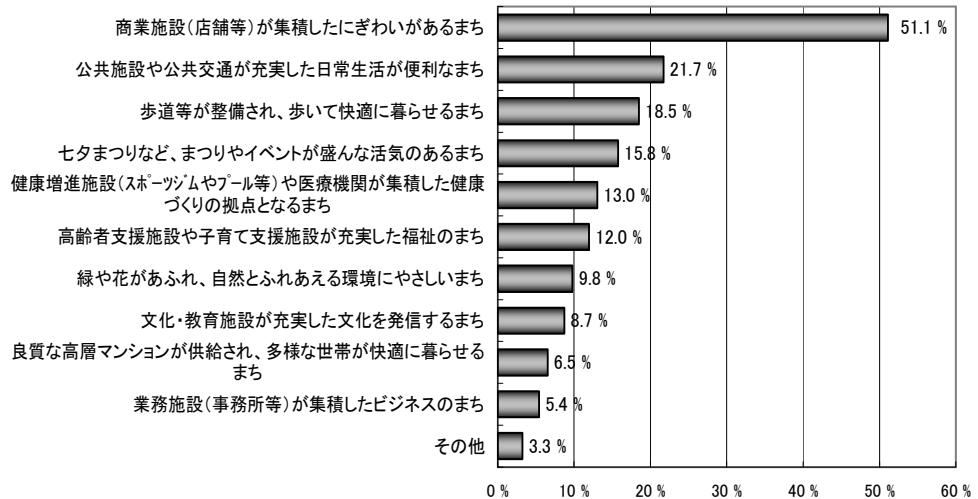


N=30

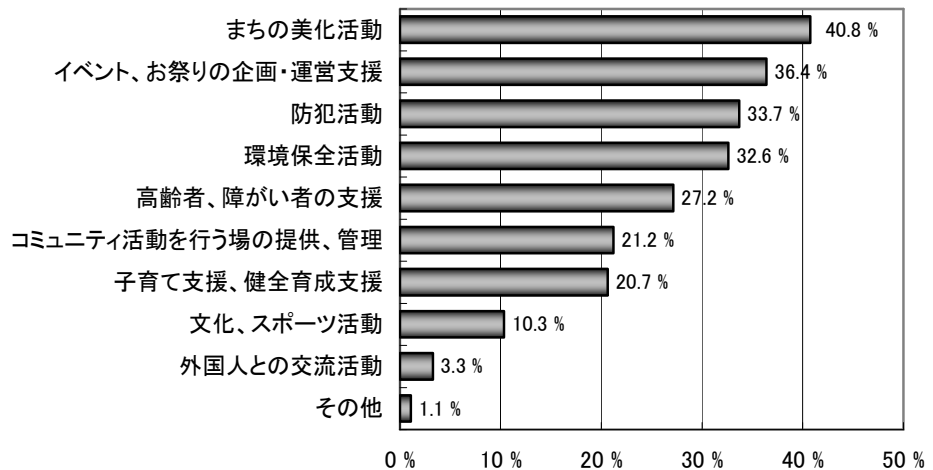
4) 中心市街地のまちづくりについて

- ・ 商業施設や日常生活に必要な公共施設の集積によるにぎわいのある中心市街地が求められている。
- ・ 地域のまちづくりへの貢献として「まちの美化活動」、「イベント等の企画・運営支援」、「防犯活動」などが必要であると考えている。

■ 将来の中心市街地の方向性



■ 必要だと考える地域貢献活動



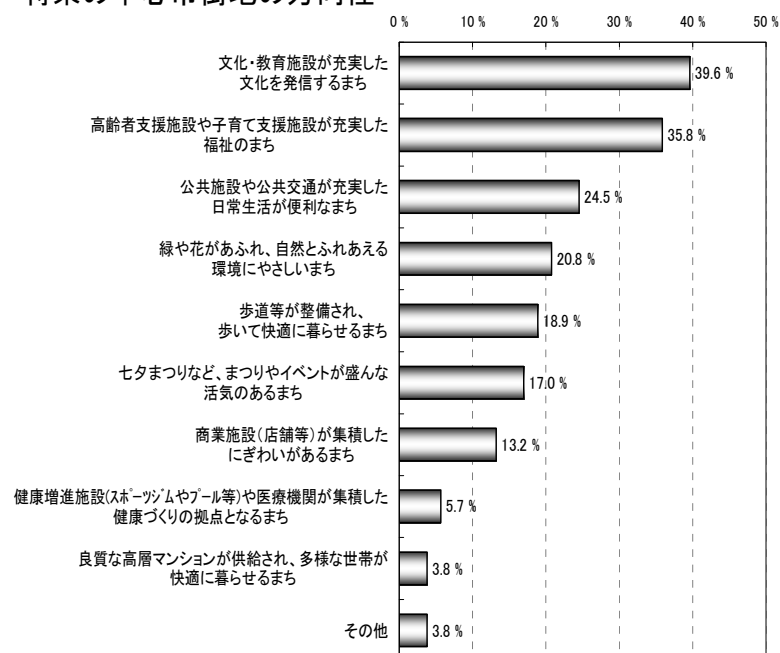
(3) NP0・市民活動団体等意識調査

◆調査目的	市内で活動する NP0 や任意の市民活動団体等の中心市街地での活動状況や要望等を把握し、計画づくりに活用することを目的として、アンケートを実施した。																										
◆調査項目	・団体の概要について ・活動に関する課題について ・中心市街地のまちづくりの方向性について ・中心市街地での活動意向について ・自由意見																										
◆調査対象	市内の NP0 法人、市民活動団体等																										
◆調査方法	安城市民活動センター情報誌「ぼらりん」に同封にしての配布郵送による回収																										
◆調査期間	平成 22 年 6 月末に発送し、7 月 12 日を回答期限として回収																										
◆回収状況	・ 配布数 268 票 ・ 有効回収数 53 票 ・ 有効回収率 19.7%																										
◆調査結果 (抜粋)	1) 中心市街地での活動状況・活動意向 ・ 中心市街地での活動を、定期的に行っているのは 17.0% (9 団体) であった。 ・ 地域に入り込んだ活動をしている団体は、中心市街地での活動の必要性は低いと思われる。 ・ 中心市街地での活動意向を持っている団体 (16 団体) は、他の団体や、行政との連携によって取り組みの幅を広げたいと考えており、実際に行政との協働で事業を行った経験がある団体もある。 ・ 中心市街地で活動する際、駐車場の確保と活動場所の費用負担をクリアすることが課題である。 ■ 中心市街地での活動状況 <table border="1"> <caption>中心市街地での活動状況</caption> <thead> <tr> <th>活動状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地で定期的に活動している</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>活動日は決まっていないうが、中心市街地で時々活動をしている</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>年に数回、イベント等の際には、中心市街地で活動している</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地で活動したことはない</td> <td>39.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11.3%</td> </tr> </tbody> </table> ■ 中心市街地での活動意向 <table border="1"> <caption>中心市街地での活動意向</caption> <thead> <tr> <th>活動意向</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地で活動したい</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地での活動を検討したい</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>どちらとも言えない</td> <td>45.3%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地で活動したいとは思わない</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	活動状況	割合	中心市街地で定期的に活動している	17.0%	活動日は決まっていないうが、中心市街地で時々活動をしている	11.3%	年に数回、イベント等の際には、中心市街地で活動している	20.8%	中心市街地で活動したことはない	39.6%	その他	11.3%	活動意向	割合	中心市街地で活動したい	18.9%	中心市街地での活動を検討したい	11.3%	どちらとも言えない	45.3%	中心市街地で活動したいとは思わない	15.1%	その他	7.5%	無回答	1.9%
活動状況	割合																										
中心市街地で定期的に活動している	17.0%																										
活動日は決まっていないうが、中心市街地で時々活動をしている	11.3%																										
年に数回、イベント等の際には、中心市街地で活動している	20.8%																										
中心市街地で活動したことはない	39.6%																										
その他	11.3%																										
活動意向	割合																										
中心市街地で活動したい	18.9%																										
中心市街地での活動を検討したい	11.3%																										
どちらとも言えない	45.3%																										
中心市街地で活動したいとは思わない	15.1%																										
その他	7.5%																										
無回答	1.9%																										

2) 中心市街地のまちづくりについて

- ・ 文化を発信するまちを望む意見が最も多く、次いで福祉のまちを求める意見も多くなっているのに対し、市民・商業者アンケートで意見の多かった商業施設が集積したにぎわいのあるまちを望む意見は少ない。

■ 将来の中心市街地の方向性



[4] これまでの中心市街地活性化に係る取り組みの実施状況と評価

(1) 各種指標

旧計画の策定当時から、どのくらい活性化が進んでいるかを測る指標として、居住人口、歩行者通行量、小売業販売額の3つの指標について、旧計画策定時の平成12年頃と現況値を比較してみると、歩行者通行量、小売業販売額が大幅に減少しており、3つの指標からは中心市街地が活性化しているとは言いがたい状況にある。

■ 指標からみた中心市街地活性化の検証

	計画策定時 (A)	現況値 (B)	B/A
居住人口	3,926 人 (平成 12 年)	3,775 人 (平成 23 年)	0.96
歩行者通行量	4 地点合計 休日 4,871 人/日 平日 2,503 人/日 (平成 16 年)	4 地点合計 休日 2,750 人/日 平日 2,166 人/日 (平成 23 年)	0.56 0.87
小売業販売額	32,289 百万円 (平成 9 年)	12,234 百万円 (平成 19 年)	0.29

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在、
まちづくりAnjo HP、商業統計

(2) 事業の達成状況

旧計画に記載された事業の達成状況などを以下の表に整理する。

■ 市街地改善のための事業

	事業番号	事業名称	達成状況など
基盤 整備	1-1	南明治地区土地区画 整理事業	JR 安城駅南側の基盤未整備地区を中心とした約 25ha のうち、 第一地区が平成 19 年度から、第二地区が平成 21 年度から施 行している。
	1-2	北明治地区生活関連 環境整備事業	平成 16 年度～平成 18 年度にかけて実施。踏切拡幅により歩 道を設置、また名鉄西尾線ガード下に人道ボックスを設置。 歩車分離することで歩行者の安全が確保された。
拠点 地区 整備	2-1	交流拠点整備事業	平成 26 年度工事着手予定。中心市街地の新しい拠点施設とし ての期待は大きい。土地区画整理事業（南明治第二土地区画 整理事業）にあわせ、拠点施設整備も行う。
	2-2	安城駅南生活拠点整 備事業	住民の期待値は大きいものの、再開発の動きは具体化してお らず、当面計画の実現は難しい。
	2-3	都市型住宅整備事業	平成 19 年度より実施中。土地区画整理事業に伴い居住が困難 となる住民の住居確保が目的であり、活性化効果は期待でき ない。
都市 施設 整備	3-1	JR 東海道本線安城駅 周辺鉄道連続立体交 差化事業	事業化の動きは見られず、当面計画の実現は難しい。
	3-2	交通体系の見直し	あんくるバスの運行により、高齢者や障がい者などの移動手 段が整備されたが、中心市街地に与える影響はそれほど期待 できない。
	3-3	駐車場・駐輪場整備 事業	平成 21 年度に安城駅前自転車駐車場を増築。また、平成 22 年度には安城駅前第二駐車場整備を行った。 今後は、市営駐車場の利用実態の把握、買物客の駐車場に対 するニーズを把握する必要がある。
	3-4	追田川プロムナード 整備事業	空間整備の方向性を検討する必要がある。

	事業番号	事業名称	達成状況など
その他	4-1	修景整備事業	電線類地中化路線では街路灯と通りのイメージを統一した。
	4-2	フラワーロード整備事業	商店街の花いっぱい運動と運動し、事業として定着している。駅前通りを中心に歩道や植栽帯の整備、フラワーポットの設置などを行った。
	4-3	電線地中化整備事業	平成 18 年度から事業を実施しており、平成 22 年度で事業完了。
	4-4	人にやさしいまちづくり事業	電線類地中化路線では、歩道の段差の解消を行った。今後は安城南明治土地区画整理事業施行区域内での歩道の段差解消や拡幅を行っていく。

■ 商業等の活性化のための事業

	事業番号	事業名称	達成状況など
組織化	A-1	まちづくり機関の設立	中心市街地の活性化に関する組織や団体の活動や知見を有機的に連携させるための組織として平成 13 年 7 月にまちづくり Anjo を設立。
商業基盤の再編成	B-1	交流広場活用事業（中心市街地活性化用地）	安城七夕まつりや安城サンクスフェスティバル、まちなか産直市などのイベント会場として使用。
	B-2	中心市街地商店街整備事業 等	既存の商店街における事業実施は困難であるが、安城南明治土地区画整理事業施行区域内では可能性はある。
	B-3	中心市街地店舗集団化事業 等	安城南明治土地区画整理事業施行区域内では可能性はあり、そのための合意形成を図る必要がある。
	B-4	駐車場管理・運営事業	一括管理のメリットなどを検証する必要がある。
商業環境の整備	C-1	インキュベータ事業	商業活性化センター（クリエーションプラザ）の活用検討の中で検討する必要がある。
	C-2	花いっぱい商店街推進事業	各商店街で継続的に取り組まれており、事業として定着している。
	C-3	空き店舗対策及びテナントミックスの管理	チャレンジショップを平成 13 年度～15 年度に実施。平成 14 年度からは空き店舗活用事業補助金により新規出店を支援。
	C-4	一店逸品事業	まちの情報誌「Akind」の「逸品めぐり」の中で、お店ごとの逸品を紹介している。
イベント・販促事業	D-1	七夕まつり・サンクスフェスティバルの拡充	事業が定着しており、中心市街地に賑わいをもたらしているが、市民参画など更なる拡充を図る必要がある。
	D-2	タウンガイド作成事業	まちの情報誌「Akind」及び「どーだん」の発行により、お店の紹介やまちづくり活動の情報を発信している。
	D-3	新しいイベントの開催	まちかどコンサートやまちなか産直市を実施した。
	D-4	新たな販売促進事業の創出	事業化の動きは見られず、当面計画の実現は難しい。
	D-5	ミニ FM 局の開局	株式会社エフエムキャッチが放送を開始。

(3) 旧計画の評価

旧計画における市街地整備改善に関する 13 事業、商業等の活性化に関する 14 事業の達成状況は、10 事業が遅れている、もしくは未着手である。

旧計画の評価に関する事業報告書（平成 20 年 2 月）におけるアンケート（平成 20 年 1 月）では、9 割近い回答者が「活性化が進んでいない」と回答した。

原因については、「店舗の魅力不足」が最も多く、「周辺に大型店が立地」「駐車場不足」が続いており、店舗の魅力不足という内部要因と大型店の立地という外部要因が重なって活性化しないと考えている人が多い。また、更生病院の移転による影響からか、「集客力のある施設の移転・不足」も多い。

実施済みの事業の評価では、七夕まつりやサックスフェスティバルの拡充が最も多かった。

未実施の事業に関する期待度としては、「駐車場・駐輪場整備事業」が最も多く、「交流拠点整備事業」「交通体系の見直し」が続いている。

【5】 中心市街地活性化の課題

アンケートや統計数値により中心市街地の現状を認識し、今後の取り組みを考えた場合、本市の中心市街地が活性化するために克服すべき課題は下記のとおりである。

○ 商業機能の回復

本市の中心市街地を衰退させる原因となった店舗数や売り場面積の減少による商業機能の低下を解決し、賑わいを取り戻していく必要がある。

○ 空き店舗の有効活用

95 件の空き店舗があり、情報発信や費用補助等、空き店舗対策は行われているが、十分に活用されていない状況にあり、今後は商業機能だけでなく、NPO 団体や市民活動団体などの活動拠点としての積極的な利用促進も考えていく必要がある。

○ 個店の商品・サービスの魅力向上

店舗の魅力、品揃えに対する満足度は低く、商品・サービスの魅力向上に努める必要がある。

○ 回遊しやすく、歩行者空間が整備された商店街の再構築

日常的な買物で中心市街地を利用している割合は、高齢者ほど高くなっており、高齢者が歩いて利用しやすい商店街に再構築していく必要がある。

○ 集客の拠点となる施設の整備

中心市街地活性化用地は、現在はイベント広場として利用されているが、予定されている図書館を含む施設整備にあたっては、土地区画整理事業による施設周辺整備との一体的な整備を図る必要がある。

○ 買物など日常的な来街者の拡大

安城七夕まつりや安城サンクスフェスティバルなどのイベント以外では、市民の中心市街地の利用頻度は低く、買物や飲食などの商業施設利用者や、中心市街地活性化用地に予定されている図書館などの文化・情報施設の利用者、さらにはコミュニティ機能の強化による生活支援サービスの利用者を増やし、日常的な来街者の拡大を図る必要がある。

○ まちなか居住のための生活サービス機能の充実

中心市街地の人口は平成 24 年 4 月 1 日現在で 3,710 人となっているが、中心市街地に生鮮食料品、日用品などを購入できる店舗の割合が低いため、日常生活に密着した商業機能の充実が求められる。加えて、医療・福祉施設、教育・文化施設など、まちなか居住者のための生活サービス機能の充実に努め、地域コミュニティの核の形成が求められる。

○ 地域資源を活用した特色あるまちづくり

中心市街地で開催される安城七夕まつりや新美南吉に関連する資源、デンパークなど地域の資源を活用し、多様な主体と連携しながら特色あるまちづくりを進めていくことが求められる。

[6] 中心市街地活性化の方針

中心市街地活性化の課題を踏まえ、中心市街地活性化の基本理念、基本目標、戦略を次のように設定する。

(1) 中心市街地活性化の基本理念

市民の願いを込めて、新たな活性化のスタート！

「にぎわい こだわり 環境のまち」

昭和 29 年から始まった「安城七夕まつり」は、中心市街地において盛大に開催され、市内外から約 120 万人が訪れている。竹飾りのストリートの長さ及び短冊の数が日本一と言われ、平成 21 年からは「願いごと、日本一。」をキーワードにまちづくりに取り組んでいる。

新しい中心市街地活性化の取り組みをスタートするにあたり、安城七夕まつりをはじめとする地域固有の資源を活かしながら、日常的なにぎわいづくり、他にはないこだわりのある商店街づくり、「環境首都」に相応しい環境にやさしいまちづくりを基調として、中心市街地の活性化を進めていく。

「にぎわい」のあるまち

中心市街地では、安城七夕まつりをはじめ、安城サクスフェスティバルなどのイベント時には多くの来街者でにぎわっている。しかし、日常的には、中心市街地商店街の歩行者通行量は減少しており、こうしたにぎわいは一過性のものとなっている。

そこで、市民に定着したイベントや地域資源を活かしたまちづくりを進めながら、市民生活に密着した集客性の高い都市機能を強化し、中心市街地への来街者を増やすとともに、商店街にも回遊するような仕掛けをつくることにより、中心市街地を日常的ににぎわいのあるまちとして定着させていく。

「こだわり」のあるまち

郊外大規模小売店舗の出店により、中心市街地の商店街では顧客離れが進み、後継者不足もあって、閉店する店舗が多くあり、空き店舗が目立ってきている。

こうした絶大な購買吸引力を有する大規模小売店舗との競争に打ち勝っていくためには、大規模小売店舗との差別化により、地域固有の商品・サービスを提供していくこだわりの店づくりが求められる。

そのために、地元消費者のニーズを捉え、消費者に信頼されるよう、商店主の意識改革に加え、地域固有の商品・サービスを開発していくとともに、来街者に対するもてなしの心を養うなどの安城独自のスタイルを確立していく。

「環境」のまち

本市は、第7次安城市総合計画の将来都市像として、「市民とともに育む 環境首都 安城」を掲げており、CO2 削減など地球温暖化の防止、環境負荷の軽減、環境にやさしいライフスタイルへの転換などに積極的に取り組んでいる。

また、安城市都市計画マスタープランにおいては、歩いて暮らせる集約型の市街地形成を目標に掲げ、4つの都市拠点を設定し、都市機能の集積を目指している。

こうした取り組みを都市拠点である中心市街地においても、都市機能の集積を図りながら、地域社会に貢献する低炭素・循環型のまちづくりに先進的に取り組んでいくことにより、「環境のまち」をアピールし、活性化を推進していく。

(2) 中心市街地活性化の基本目標

中心市街地活性化の基本理念を踏まえ、目指すべき活性化の目標として、以下の4つの目標を設定する。

目標1 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成

本市の中心市街地は、平成10年12月にトポス安城店(旧ダイエー安城店)が閉店、平成14年4月に更生病院が移転し、平成15年10月にはユニー安城駅前店が閉店するなど、医療・商業などの都市機能の低下に伴って、中心市街地は空洞化し、来街者の減少に歯止めがかからない状況になっている。

こうしたなかで、中心市街地活性化用地では、中心市街地活性化の拠点として、図書館を中心とする拠点施設の整備が予定されており、既設の公共公益施設とともに、中心市街地の集客施設として期待されている。

また、本市の中心市街地は、童話作家の新美南吉が29才で亡くなるまでの5年間、教員をしていた安城高等女学校へ通ったまちであり、南吉の第二のふるさとであることから、南吉を活かした中心市街地の活性化への取り組みも期待されている。

そこで、本市の中心市街地においては、文化・商業・業務・観光など多様な都市機能の集積を図り、多くの来街者が訪れるにぎわいのある都市拠点の形成を目指す。

目標2 安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成

本市では、ザ・モール安城、さるびあプラザ(イトーヨーカドー安城店)、アピタ安城南店など中心市街地以外での大規模小売店舗の出店、隣接する岡崎市での東海地方最大規模のショッピングセンターの立地により、中心市街地の商店街での購買力は大きく後退し、閉店する店舗も増加している。

こうしたなかで、中心市街地の商店街では、まちなか産直市やまちの教室の開催などにより、新たな顧客の確保や店独自のPRなどに取り組んでいる。

大規模小売店舗との差別化を図るためには、本市の中心市街地独自の魅力ある商品・サービスを開発・提供していくことにより、新たな顧客を掘り起こして繁盛する店を増やし、こだわりのある商店街を形成していく。

目標3 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成

本市の中心市街地は、工場跡地等での大規模な分譲マンションの供給により、人口が増加してきたが、平成20年以降はマンションをはじめとする共同住宅の供給が収束し、一転して人口は減少傾向に転じている。

また、中心市街地では、本市全体に比べ高齢者の割合が高くなっており、今後の高齢化の進行に対応したまちづくりが求められている。

現在、南明治地区では、土地区画整理事業等により、道路・公園などの公共施設と宅地の整備が始められており、環境に配慮した市街地が形成されようとしている。

今後、中心市街地では、高齢者をはじめとする多様な世代が安心して快適に暮らすことができるように、良質な住宅の供給や生活支援サービスの提供、人と環境にやさしいまちづくりを進め、まちなかにおける居住人口の維持と将来的な増加を目指す。

目標4 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」

本市では、市民がボランティア活動に参加するきっかけづくりや市民団体のネットワークをつくる場などのサポート拠点として、平成22年4月に「安城市民活動センター（愛称：わくわくセンター）」を「安城市民交流センター」内に移転開設し、市内で活動しているボランティアやNPOなど、さまざまな市民活動団体を支援している。

また、「安城市市民参加条例」について、平成23年3月の安城市議会の議決を経て、平成23年4月1日に施行し、「協働に関する指針」の策定に向け、「安城市市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議（略称：あんねっと）」が継続して検討している。

一方、中心市街地では、商店街をはじめ、さまざまな団体・グループが参画するイベントである安城サックスフェスティバルが開催されている。

こうした市民主体の取り組みが、中心市街地で日常的に展開されるように、中心市街地の空き店舗などを活用して活動の機会や場所を提供し、多様な主体が連携・協働しながら中心市街地の活性化を目指していく。

(3) 中心市街地活性化の戦略

中心市街地活性化の目標を達成するため、次に示す7つの活性化戦略に基づいて、施策を展開する。

活性化戦略① 集客拠点をつくり、商業・業務機能を強化する

大規模小売店舗の中心市街地以外への出店などにより、商業機能の相対的な低下や、購買力の流出に歯止めをかけるため、スーパーなどの日常的な買物サービスの拠点となる店舗の立地を促進するとともに、就業者などによる昼間人口を増やし、購買力を高めるための業務機能の立地を促進する。

また、中心市街地活性化の拠点となる安城市商業活性化センターの機能向上を図る。

活性化戦略② 健康と学びの拠点をつくり、集客力を増やす

更生病院の移転に伴って、中心市街地の集客力が低下した状況を改善するため、中心市街地活性化用地に、健康と学びをコンセプトとする集客性の高い拠点を整備する。

活性化戦略③ 新規商業者を育成し、こだわりのある店を増やす

売上げの減少や後継者不足などにより閉店する店が増加し、中心市街地の商店街では振興組合の組合員数が平成17年～24年で約10%に相当する57件減少し、空き店舗数は、平成21年時点で95件となっている。

一方、本市では、空き店舗活用事業補助金を平成14年度から実施しており、平成18年度～23年度の6年間では、17店舗が出店している。

空き店舗活用事業補助金による新規出店への支援などにより、新たな商業者を育成するとともに、既存店舗の商業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発・提供により、こだわりのある店舗を増やす。

活性化戦略④ 歩いて買物がしやすい環境をつくる

車利用が中心の郊外型大規模小売店舗と異なり、中心市街地の商店街では、高齢者をはじめとした来街者が、車に頼らなくても歩いて安心して買物ができる環境づくりが求められている。

そこで、交通結節点である JR 安城駅のバリアフリー化、本市のコミュニティバスである「あんくるバス」の利便性の向上、歩行者空間の整備、駐輪場の整備などを進める。

活性化戦略⑤ 環境にやさしいライフスタイルが実現できるまちをつくる

「環境首都・安城」の中心市街地での取り組みを進め、環境にやさしいライフスタイルが実現できる中心市街地を形成していくため、住宅などの建築物における省エネ化や自然エネルギーの活用、環境にやさしい公共交通機関の利用促進、まちなかの緑化を進める。

また、中心市街地に多様な世代が安心して居住できるように、住宅供給や居住支援サービスの提供を進める。

活性化戦略⑥ 暮らしを支えるコミュニティ機能を高める

中心市街地で定住できる環境を整えていくため、防犯や防災などの安全対策の充実、子育て・介護予防などの福祉機能の強化、多様な世代間の交流の場の確保など、安全・安心な暮らしを支えるコミュニティ機能を強化する必要がある。

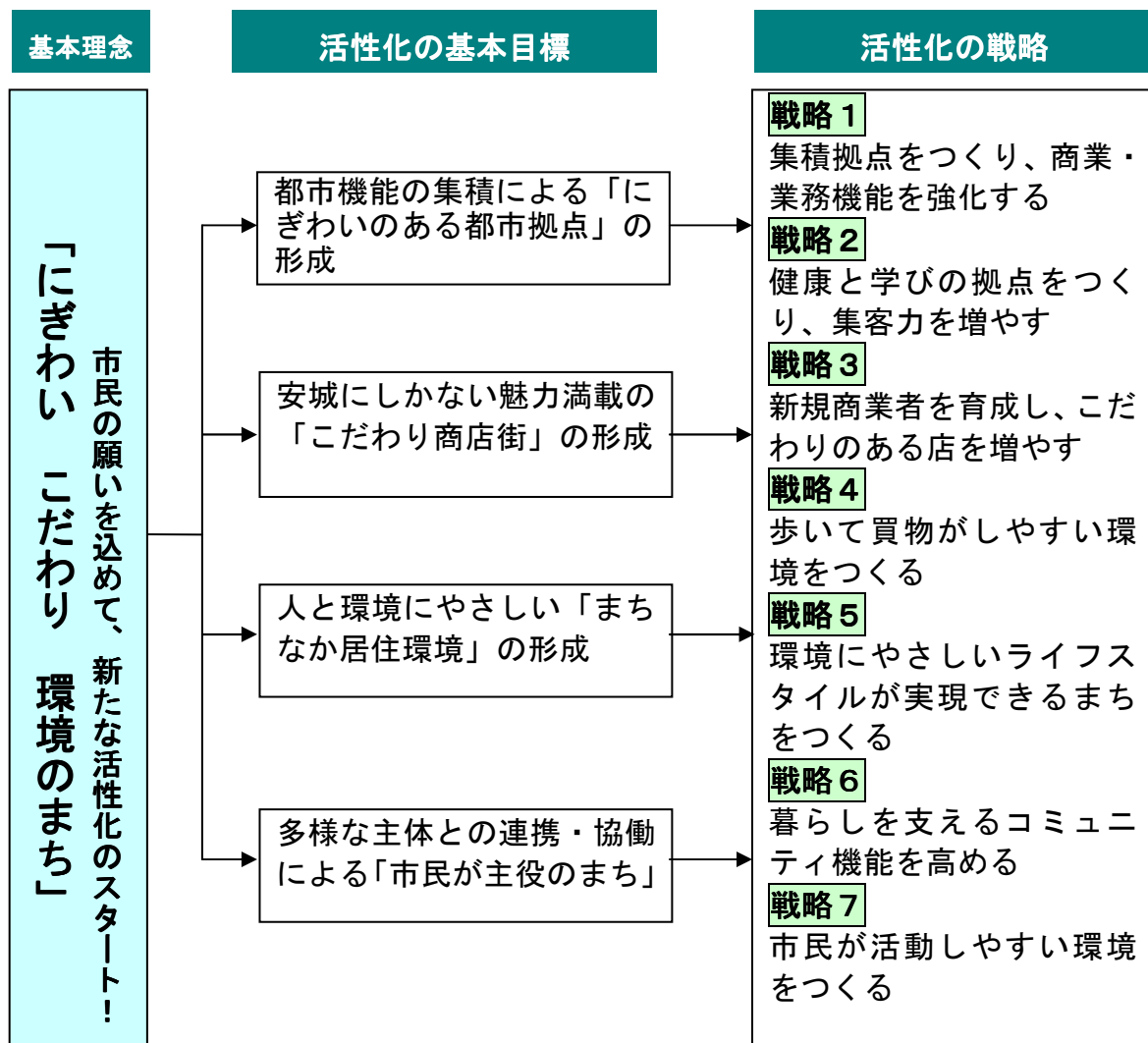
そこで、商店街と地域や市民活動団体などが連携し、空き店舗等を活用した子育て支援サービスの提供、三世代交流の場の提供、防犯システムの導入を進める。

活性化戦略⑦ 市民が活動しやすい環境をつくる

中心市街地を活性化するためには、市民や市民活動団体が中心市街地を生活の舞台として活用し、自主的な活動を展開していくことが求められる。

そこで、市民が主体的に参加できるイベントの開催、市民活動団体等が活動しやすい場所や機会を提供する。

■ 中心市街地活性化の基本理念、基本目標、戦略



■ 中心市街地活性化の課題と戦略

中心市街地活性化の課題

- ・ 商業機能の回復
- ・ 空き店舗の有効活用
- ・ 個店の商品・サービスの魅力向上
- ・ 回遊しやすく、歩行者空間が整備された商店街の再構築
- ・ 集客の拠点となる施設の整備
- ・ 買物など日常的な来街者の拡大
- ・ まちなか居住のための生活サービス機能の充実
- ・ 地域資源を活用した特色あるまちづくり

課題に対応する戦略

- ⇒ **戦略1、3**
- ⇒ **戦略3**
- ⇒ **戦略3**
- ⇒ **戦略1、4**
- ⇒ **戦略1、2**
- ⇒ **戦略1、2、4、6**
- ⇒ **戦略1、2、5、6**
- ⇒ **戦略4、7**

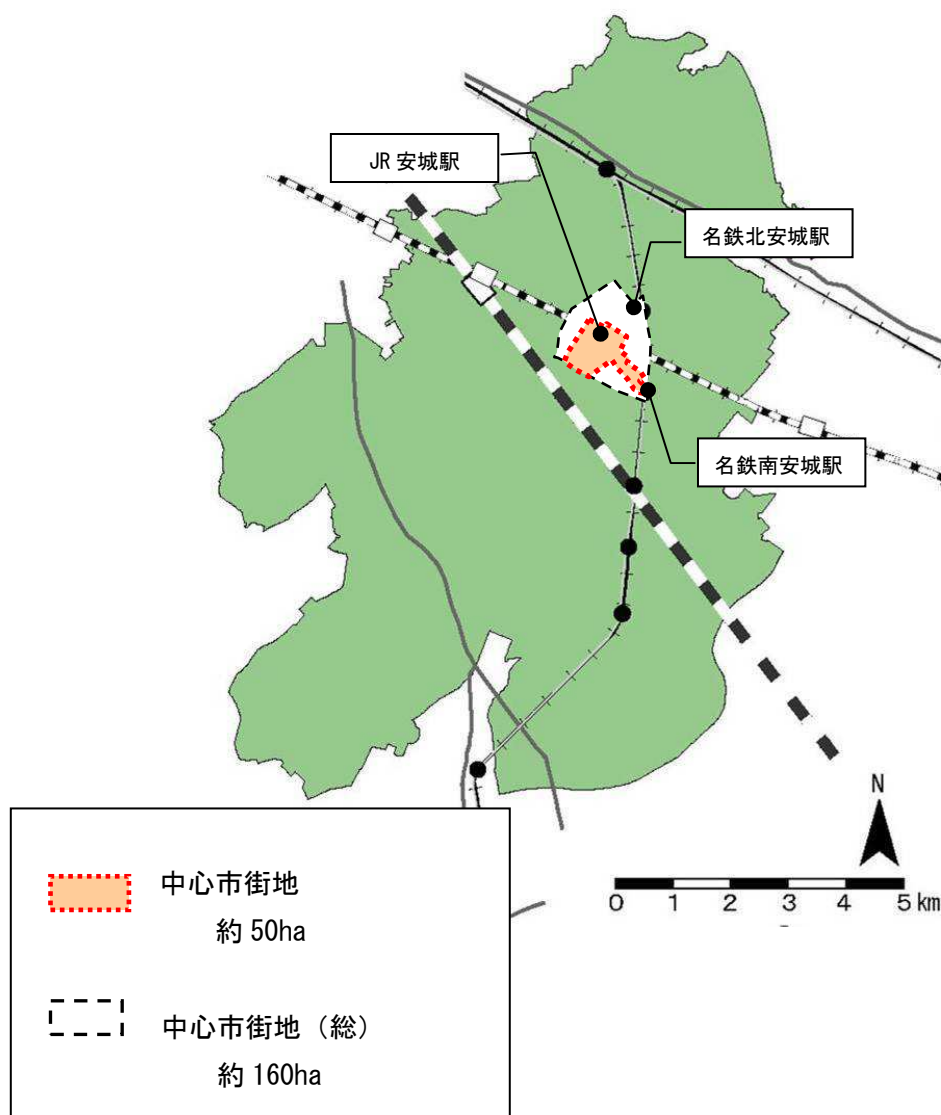
2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

- ・ JR 安城駅を中心とする地域は、鉄道駅開設後、商業を中心として発展し、古くから市街地を形成してきた地域であり、市役所、市民会館、文化センター等の公共公益施設も立地している。
- ・ JR 安城駅周辺地域は、第7次安城市総合計画で都市拠点の一つとして位置づけられ、近代的な都市づくりの歴史を持つ地域であるとともに、市の中心としての役割を担ってきた地域であることから、今回の基本計画においても中心市街地として位置づける。

(位置図)

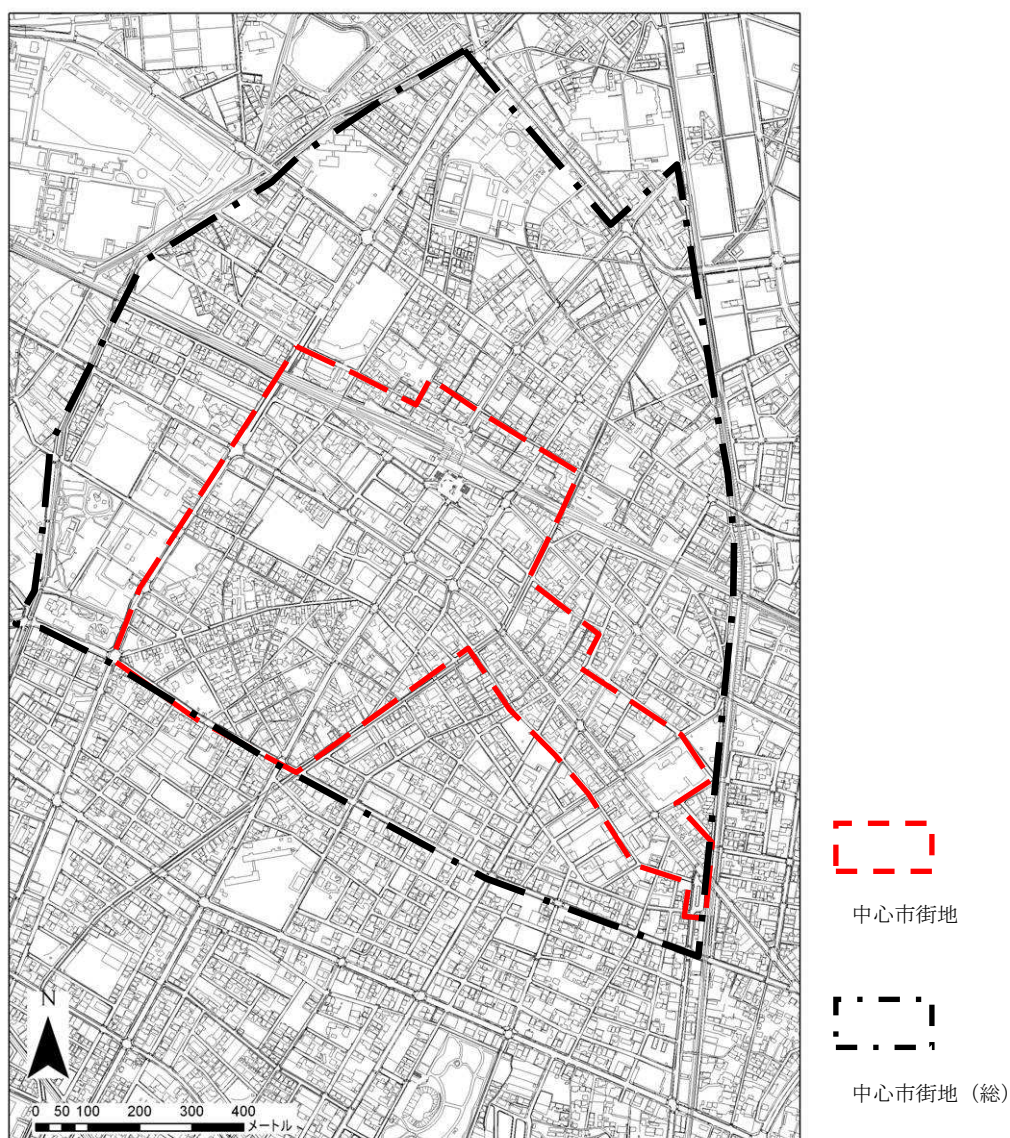


[2] 区域

区域設定の考え方

- 本市では、JR 安城駅の南北に広がる地域において、居住人口の減少や商業の低迷等に対応するために、平成 12 年に旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定し、活性化施策を実施してきた。
- 本計画においては、計画期間に集中して活性化に取り組む区域について、安城市総合計画及び旧計画に基づく中心市街地である約 160ha の範囲の中心市街地（総）を絞り込み、約 50ha の範囲を中心市街地として定めるものとする。
- ただし、中心市街地（総）内において計画されている事業については、実施に向けた取り組みを続けるとともに、活性化に資する新たな事業として実施される際は、中心市街地の区域変更を視野に入れ、積極的な支援を行うこととする。
- 中心市街地の区域は、北は JR 東海道本線北側商業地域、南は（都）南安城横山線（（都）安城碧南線から追田川まで）、西は（都）安城碧南線（JR 東海道本線から（都）南安城横山線まで）、東は追田川まで及び（都）安城幸田線沿い名鉄南安城駅までの範囲、東西約 1.2 km、南北約 0.8 km の面積約 50ha の区域とする。

（区域図）



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○小売商業が集積 ・ 中心市街地には、市全体の 15.7%の小売業事業所が集積しており、従業者数で 9.2%、売場面積で 10.5%のシェアとなっている。 <table><tr><th></th><th>小売業事業所数 (店)</th><th>従業者数 (人)</th><th>年間販売額 (百万円)</th><th>売場 面積(㎡)</th></tr><tr><td>中心市街地</td><td>198</td><td>927</td><td>12,234</td><td>24,132</td></tr><tr><td>安城市全体</td><td>1,263</td><td>10,122</td><td>206,029</td><td>230,084</td></tr><tr><td>対全市シェア</td><td>15.7%</td><td>9.2%</td><td>5.9%</td><td>10.5%</td></tr></table> 資料：平成 19 年商業統計 ※中心市街地(総)の各数値を中心市街地の各数値とみなした。 ○市役所、市民会館、文化センター等の公共公益施設が立地 ・ 中心市街地及びその近辺には、市役所、市民会館、文化センター、市民交流センターなどの施設が多数集積している。 以上のとおり、中心市街地及びその近辺には、多くの小売商業、公共公益施設等が集積しており、経済的、社会的に中心的な役割を担っている。		小売業事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場 面積(㎡)	中心市街地	198	927	12,234	24,132	安城市全体	1,263	10,122	206,029	230,084	対全市シェア	15.7%	9.2%	5.9%	10.5%
	小売業事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場 面積(㎡)																	
中心市街地	198	927	12,234	24,132																	
安城市全体	1,263	10,122	206,029	230,084																	
対全市シェア	15.7%	9.2%	5.9%	10.5%																	

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

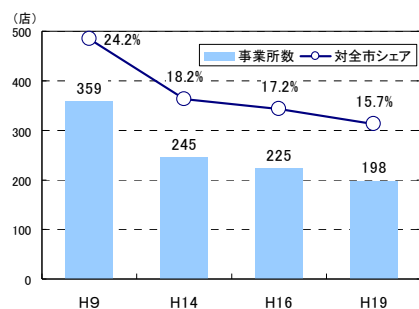
○相当数の空き店舗がみられる

- 平成21年度に行った空き店舗調査では、中心市街地に95件の空き店舗が存在している。

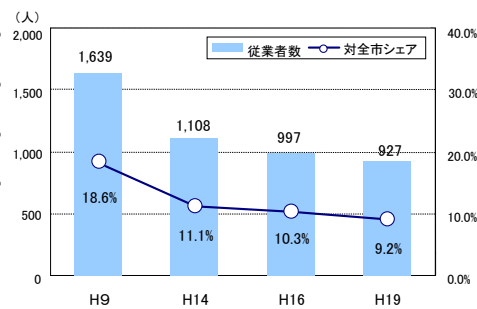
○小売業事業所数、従業者数、年間販売額、売場面積はそれぞれ減少を続けている

- 中心市街地の小売業事業所数、従業者数、年間販売額、売場面積は減少を続けており、本市全体に対するシェアについても減少傾向にある。

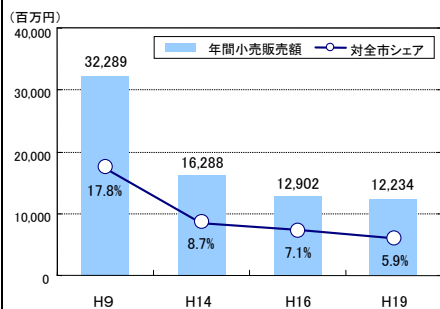
【小売業事業所数】



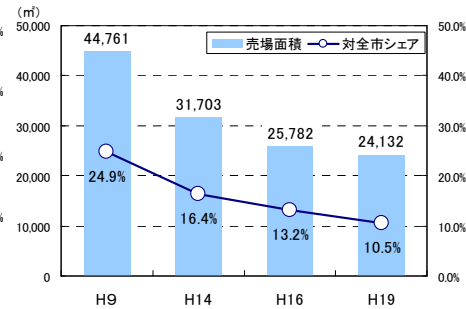
【小売業従業者数】



【年間小売販売額】



【小売業売場面積】

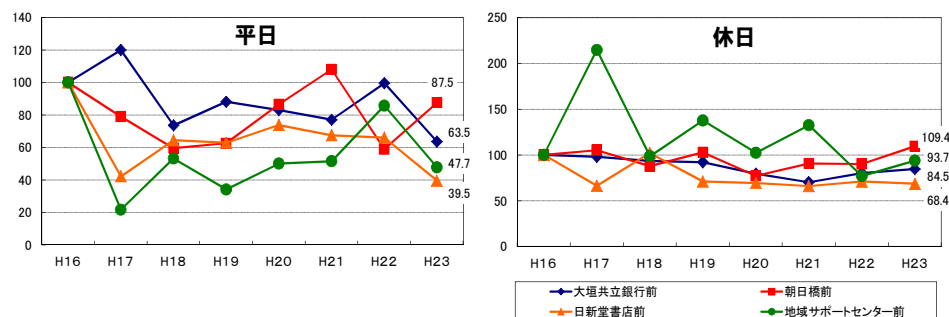


※中心市街地(総)の各数値を中心市街地の各数値とみなした。

○歩行者通行量は、平日・休日ともに年々減少している

- 歩行者通行量は、平日・休日ともに減少を続けており、平成23年には平成16年の60%程度となっている。

■平成16年を100としたときの歩行者通行量の推移



以上のとおり、中心市街地では、空き店舗が多く、小売業事業所数、従業者数、売場面積は減少している。また、歩行者通行量からも中心市街地の交流人口の減少が読み取れるなど、本市の都市活動、経済活動の拠点としての機能が低下しつつあり、今後もさらに活力低下が進む恐れがある。

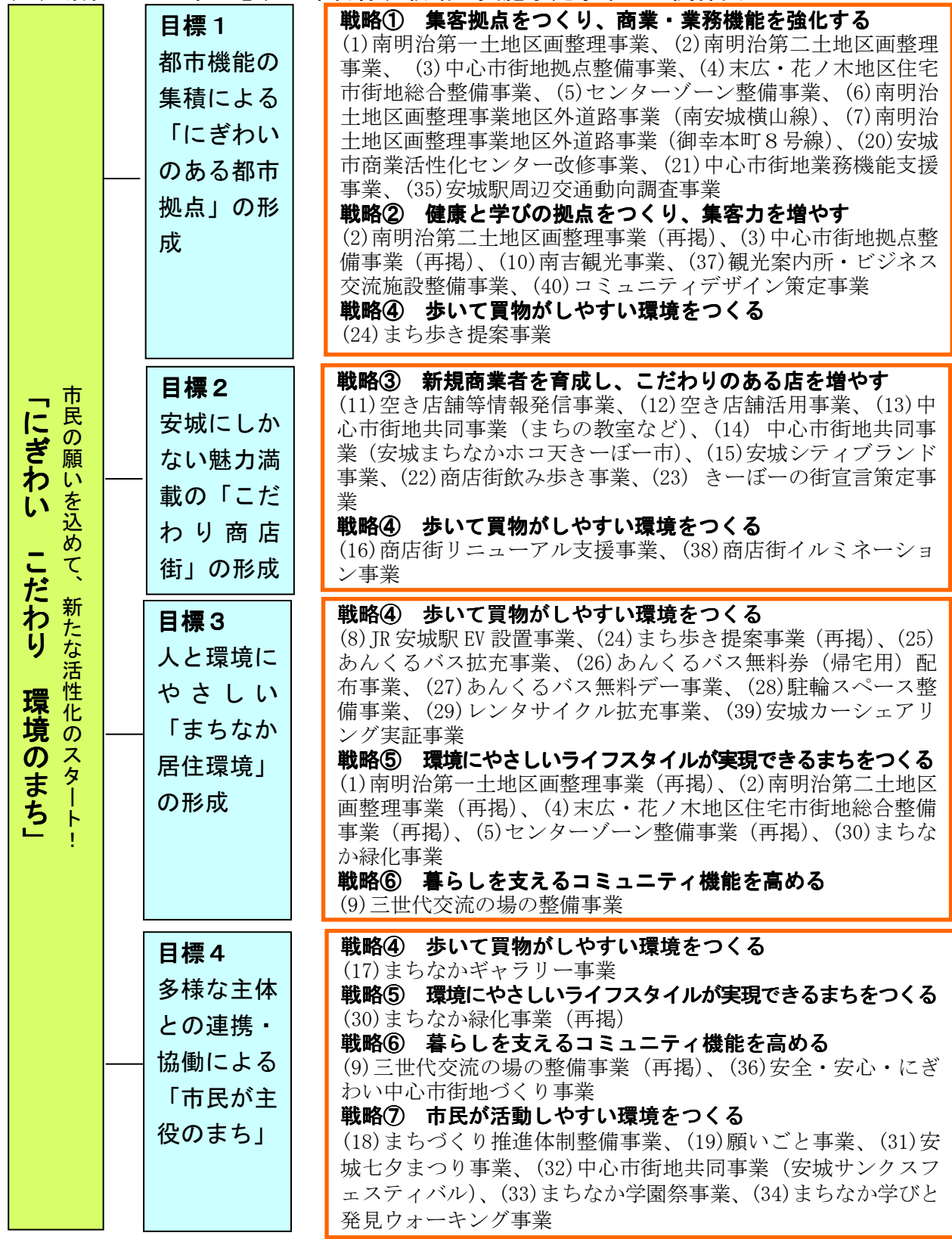
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	○中心市街地の活性化により、本市全体にその波及効果を及ぼし、市全体の活力向上につなげられる ○総合計画、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針等との整合性 【総合計画との整合】 - 平成17年度から平成26年度までを計画期間とする第7次安城市総合計画では、土地利用の方針として、4拠点の機能の充実と個性ある地区の形成、駅勢圏を中心に集約化された市街地の形成が位置づけられている。 【安城市都市計画マスタープランとの整合】 - 安城市都市計画マスタープランでは、中心市街地を含む JR 安城駅周辺地域は、中心商業・業務地にふさわしい魅力と活力にあふれた都市拠点の形成、商業・業務機能と住宅との共存による複合的な中心市街地の形成、地域コミュニティの中心生活拠点の形成、都市拠点を支える魅力ある住宅市街地の形成などが盛り込まれており、加えて交通体系の整備推進、都市景観の形成などが位置づけられている。
--	---

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 中心市街地活性化の基本方針

本計画においては、以下の基本理念、基本目標に基づき、5年間で推進する活性化の戦略方針を定め、目標を設定して各種事業を実施するものとする。

(1) 活性化の基本理念、基本目標、戦略と実施予定事業との関係図



[2] 基本目標・戦略・主要施策

(1) 目標年次の考え方

本計画の計画期間は平成 25 年度から事業実施の効果が現れると見込まれる平成 29 年度までの 5 年間とし、その最終年度である平成 29 年度を目標年次とする。

(2) 基本目標ごとの活性化戦略と主要施策

基本目標に対応した活性化戦略と主要事業を以下に示す。

目標 1 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成

文化・商業・業務・観光など多様な都市機能の集積を図り、多くの来街者が訪れるにぎわいのある都市拠点の形成を目指す。

《活性化戦略と主要施策》

◆戦略① 集客拠点をつくり、商業・業務機能を強化する

(施策) (1)南明治第一土地区画整理事業、(2)南明治第二土地区画整理事業
(3)中心市街地拠点整備事業、(4)末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業、(5)センターゾーン整備事業、(6)南明治土地区画整理事業地区外道路事業（南安城横山線）、(7)南明治土地区画整理事業地区外道路事業（御幸本町 8 号線）、(20)安城市商業活性化センター改修事業、(21)中心市街地業務機能支援事業、(35)安城駅周辺交通動向調査事業

◆戦略② 健康と学びの拠点をつくり、集客力を増やす

(施策) (2)南明治第二土地区画整理事業（再掲）、(3)中心市街地拠点整備事業（再掲）、(10)南吉観光事業、(37)観光案内所・ビジネス交流施設整備事業、(40)コミュニティデザイン策定事業

◆戦略④ 歩いて買物がしやすい環境をつくる

(施策) (24)まち歩き提案事業

大型店の閉店や病院の郊外移転により、医療・商業などの都市機能の低下が中心市街地の空洞化、来街者の低下を進めている。

平成 22 年度に実施したアンケートにおいても、現状では「買物以外の楽しみ」「自動車での利用しやすさ」に満足している人が少なく、「生鮮食料品の購入機会の充実」「商業施設の集積によるにぎわい」及び「子育て支援機能の整備」等が求められている。

このような課題に対し、南明治第一、第二土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業を活用し、都市基盤を整備するとともに、人々の交流が図られる施設整備を行う。

具体的には、「地域力を育む健康と学びの拠点」をコンセプトとする中心市街地拠点整備事業により、情報拠点施設として図書情報館、交流・多目的スペース（ホール）、旅券・各種証明対応窓口・市政情報コーナーを整備する。

さらに、屋根つきエリアを有する広場・公園を整備し、公共施設利用者のための駐車場・駐輪場をそれぞれ約 200 台分確保する。

付帯する民間事業においては、商業施設、健康増進施設及び生涯学習関連施設

について、事業者の提案を受け付け、中心市街地のにぎわいの創出に資する物品販売施設や飲食施設、市民の健康や文化的活動を支援する施設と駐車場・駐輪場を一体的に整備する。

また、センターゾーン整備事業による居住施設や商業施設の整備により、買物以外の目的においても中心市街地を訪れる機会を創出するとともに、中心市街地における生鮮食料品の購入機会を確保する。

さらには、多くの来街者が中心市街地を訪れるよう、本市にゆかりのある童話作家「新美南吉」による観光客の誘致を図る。

また、都市基盤整備の進捗に伴い、子育て支援機能を備えた三世代交流の場を整備することにより、中心市街地への来街者の増加を図るとともに、新たに中心市街地へ居住する市民の地域コミュニティへの参加を促進する。

目標2 安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成

大規模小売店舗との差別化を図るため、独自性の高い魅力ある商品・サービスを開発・提供しながら、新たな顧客を掘り起こし、繁盛店を増やし、こだわりのある商店街として育成していく。

《活性化戦略と主要施策》

◆戦略③ 新規商業者を育成し、こだわりのある店を増やす

(施策) (11)空き店舗等情報発信事業、(12)空き店舗活用事業、(13)中心市街地共同事業(まちの教室など)、(14)中心市街地共同事業(安城まちなかホコ天きーぼー市)、(15)安城シティブランド事業(22)商店街飲み歩き事業、(23)きーぼーの街宣言策定事業

◆戦略④ 歩いて買物がしやすい環境をつくる

(施策) (16)商店街リニューアル支援事業、(38)商店街イルミネーション事業

大型店の郊外立地により中心市街地の商店街における購買力は大きく低下している。平成22年度に実施したアンケートでも「商店街のにぎわい」「店舗の魅力」に対する不満が高く、「空き店舗」の解消を望む意見も多い。

大型店との差別化を図るとともに、中心市街地の商店が独自の魅力ある商品販売やサービスを提供することにより、中心市街地のにぎわい、店舗の魅力向上及び新たな顧客の獲得を図り、こだわりのある商店街の育成につなげる。

目標3 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成

高齢者をはじめ、多様な世代が安心して快適に歩いて暮らすことができるように、良質な都市型住宅の供給や生活支援サービスの提供、人と環境にやさしいまちづくりを進め、まちなかでの定住化を目指す。

《活性化戦略と主要施策》

◆戦略④ 歩いて買物がしやすい環境をつくる

(施策) (8)JR安城駅EV設置事業、(24)まち歩き提案事業(再掲)、(25)あんくるバス拡充事業、(26)あんくるバス無料券(帰宅用)配布事業、(27)あんくるバス無料デー事業、(28)駐輪スペース整備事業、(29)レンタサイクル拡充事業、(39)安城カーシェアリング実証事業

◆戦略⑤ 環境にやさしいライフスタイルが実現できるまちをつくる

(施策) (1)南明治第一土地区画整理事業(再掲)、(2)南明治第二土地区画整理事業(再掲)、(4)末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業(再掲)、(5)センターゾーン整備事業(再掲)、(30)まちなか緑化事業

◆戦略⑥ 暮らしを支えるコミュニティ機能高める

(施策) (9)三世代交流の場の整備事業

中心市街地の人口は減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にある。中心市街地の西側のエリアでは土地区画整理事業が実施されており、今後新たな市街地が整備されるため、高齢者をはじめとする多様な世代が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の供給や生活支援サービスを提供し、中心市街地の居住人口の維持と将来的な増加を目指す。

目標4 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」

市民主体の取り組みが、日常的に展開されるように、空き店舗などを活用して活動の機会や場所を提供し、多様な主体が連携・協働しながら活性化を目指していく。

《活性化戦略と主要施策》

◆戦略④ 歩いて買物がしやすい環境をつくる

(施策) (17)まちなかギャラリー事業

◆戦略⑤ 環境にやさしいライフスタイルが実現できるまちをつくる

(施策) (30)まちなか緑化事業(再掲)

◆戦略⑥ 暮らしを支えるコミュニティ機能高める

(施策) (9)三世代交流の場の整備事業(再掲)、(36)安全・安心・にぎわい中心市街地づくり事業

◆戦略⑦ 市民が活動しやすい環境をつくる

(施策) (18)まちづくり推進体制整備事業、(19)願いごと事業、(31)安城七夕まつり事業、(32)中心市街地共同事業(安城サックスフェスティバル)、(33)まちなか学園祭事業、(34)まちなか学びと発見ウォーキング事業

中心市街地ではまちのにぎわい創出や商店の認知度の向上を図るため、商店街振興組合が主催し、様々な団体やグループが参加して、安城サックスフェスティバルなど様々なイベントが行われている。

また、アンケートでは半数以上の市民が、まちづくりへの参画意向を示しており、多様な市民活動を連携させることが期待できる。

こうした市民主体の取り組みが中心市街地で日常的に展開されるよう、多様な主体が連携、協力しながら中心市街地の活性化を目指す。

[3] 数値目標の設定

(1) にぎわいのある都市拠点の形成（にぎわい創出）に向けた数値目標の設定

1) 目標指標の設定

目標指標：歩行者通行量（平日・休日）

にぎわいとは、人が訪れていることであり、活性化した状態そのものである。そのため、人がいる状態を示す歩行者通行量を、にぎわいの状態に関する定量的かつ検証可能な指標として設定する。

歩行者通行量の計測ポイントは、中心市街地において十字型に形成する主要な4つの商店街（セントラル商店街、末広商店街、御幸商店街、朝日町商店街）の4地点とする。

文化、商業、業務、観光など多様な都市機能の集積を図り、多くの来街者が訪れるにぎわいのある都市拠点の形成を目指す。

2) 各事業を実施した場合の波及効果

【中心市街地拠点整備事業による来街者の増加】

- ・ 中心市街地活性化用地において、図書館を中心とする複合的な拠点施設を整備することにより、来街者の増加が見込まれる。
- ・ 現状の中央図書館の床面積は3,945 m²、年間入館者数は442,206人（開館日数289日）、1日平均1,530人となっている。
- ・ 他都市の中心市街地に立地する類似施設の機能などから、民間施設も合わせた拠点施設の一日の利用者数を、人口の1.3%として約2,300人と想定する。
- ・ このうち、徒歩による利用者を16%とし、約370人が増加するものと予測する。

■ 安城市中央図書館の入館者数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入館者数	384,565人	404,793人	411,023人	423,172人	439,425人	445,681人	442,206人
開館日数	282日	284日	284日	289日	289日	289日	289日
1日平均入館者数	1,364人	1,425人	1,447人	1,464人	1,521人	1,542人	1,530人

資料：'11 安城の統計

■ 他都市の中心市街地（駅前又は駅周辺）に立地する図書館

市		A市	B市	C市
市の人口（平成19年4月1日現在）		181,171人	140,984人	110,454人
施設の概要・利用状況について	延床面積	3,384.14㎡	3,169.06㎡	3,380.74㎡
	他施設の設置状況	公共施設棟 県施設:高等学校・生涯学習カレッジ 市施設:生涯学習センター・男女平等推進センター 民間施設棟(ホテル・飲食・業務)	中央保健センター 勤労青少年ホーム 多目的ホール プレイルーム(託児室) カフェ	商業施設 音楽ホール
	蔵書能力	351,000冊	300,000冊	250,000冊
	年間入館者数（平成18年度）	792,498人	619,637人	413,681人
	1日あたり平均入館者数（平成18年度）	2,331人	2,052人	1,206人
	年間貸出冊数（平成18年度）	691,016冊	736,929冊	470,609冊
	人口に対する1日あたり来館者数	1.3%	1.5%	1.1%

■ 安城駅周辺小ゾーン（13702）における自由目的（内々＋流入）の交通手段別割合

	鉄道	バス	自動車	原付・バイク	自転車	徒歩	合計
トリップ数	501	160	10,100	128	2,857	2,514	16,260
割合（%）	3.1	1.0	62.1	0.8	17.6	15.5	100

資料：第4回中京都市圏パーソントリップ調査資料集 地区交通指標（愛知県版）

【南吉観光事業による観光客の増加】

- ・本市にゆかりのある新美南吉に焦点をあてた観光事業として、南吉館の設置、散策ルートの設定、観光ガイドによる案内、南吉ウォーキングの開催などを実施し、来街者の増加を図る。
- ・南吉館の利用者数については、平成23年10月22日に実施した第14回安城サンクスフェスティバルにおける「新美南吉に親しむ会」主催の朗読会に出席した20人を参考に、1日平均20人の観光客を見込み、散策ルートを回遊するものとする。

【三世代交流の場の整備事業による来街者の増加】

- ・育児に悩む母親たちが集まって団らんしたり、商店街での買物時の一時託児をしたり、高齢者が子どもたちと交流したりするなど、三世代が気軽に立ち寄れる場を空き店舗を活用して整備・運営することにより、来街者の増加を図る。

- ・ 地域サポートセンター(116.28 m²)で行われていたつどいの広場事業の利用実績(平成21年度42人/日)を参考に、商業活性化センター(115.55 m²)で三世代交流の場の整備事業を行うと想定すると、商業活性化センターは、地域サポートセンターと同規模の施設であることから、1日の平均利用者数を42人と想定する。

■ 地域サポートセンターにおけるつどいの広場事業利用実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用実績	5,582 人	9,269 人	10,413 人	8,515 人	9,966 人
一日平均利用者数	25 人	39 人	43 人	36 人	42 人
開館日数	223 日	239 日	238 日	237 日	233 日

3) 目標年次の歩行者通行量

- ・ 実績値における各年度合計値の前年比を算出し、平成24年度以降前年度数値に平均前年比を乗じて推計値を算出する。

実績値		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大垣共立銀行前	平日	2,338	1,433	1,716	1,617	1,501	1,939	1,238
	休日	1,083	1,031	1,017	878	775	886	934
朝日橋前	平日	385	290	305	422	527	287	427
	休日	470	392	459	345	405	403	489
日新堂書店前	平日	385	588	574	674	616	603	361
	休日	389	598	416	406	387	415	401
地域サポートセンター前	平日	328	807	517	759	781	1,301	724
	休日	783	360	502	373	483	281	342
4地点合計	平日	3,436	3,118	3,112	3,472	3,425	4,130	2,750
	休日	2,725	2,381	2,394	2,002	2,050	1,985	2,166
増減率	平日	—	90.7	99.8	111.6	98.6	120.6	66.6
	休日	—	87.4	100.5	83.6	102.4	96.8	109.0

- ・ 過去6年間(平成18年度～23年度)の平均減少率は、平日98.0%と休日96.6%となるため、平成29年度の推計値は、平日2,435人と休日1,760人と設定する。

【活性化事業を行わなかった場合の推計値】

推計値		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
4地点合計	平日	2,695	2,641	2,588	2,536	2,485	2,435
	休日	2,092	2,021	1,952	1,886	1,822	1,760

- ・ 2)より、平成29年度の歩行者通行量の数値目標を、4地点の合計で
(平日) 2,435人/日(H29推計値) + 370人/日 + 20人/日 + 42人/日 = 2,867人/日
(休日) 1,760人/日(H29推計値) + 370人/日 + 20人/日 + 42人/日 = 2,192人/日
と設定する。

中心市街地拠点整備事業	370人/日(平日・休日)の増加
南吉観光事業	20人/日(平日・休日)の増加
三世代交流の場の整備事業	42人/日(平日・休日)の増加
合計	432人/日(平日・休日)の増加

指標	現況値（平成 23 年度）	目標値（平成 29 年度）
歩行者通行量 （4 地点の合計）	平日：2,750 人 休日：2,166 人	平日：2,867 人（4.3%増） 休日：2,192 人（1.2%増）

4) フォローアップの考え方

歩行者通行量については、本市委託事業「歩行者通行量調査」（10 月～11 月実施）の平日及び休日の調査結果に基づき、毎年確認を行い、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間中の中間年度である平成 27 年度の歩行者通行量により、達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度検証を行う。

（２）安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成（商業の活性化）に関する数値目標の設定

１）目標指標の設定

目標指標：空き店舗数

中心市街地の商店街においては、経営状況の悪化や後継者不足などにより、空き店舗が増加しており、平成 21 年 12 月現在、95 件の空き店舗（貸す意思のない店舗も含む）がある。これらの店舗は、店舗閉店後、テナントとして貸さないこと、住居や倉庫など非店舗として利用されること、賃料が高いことなどから、店舗として有効的に活用されていない状況がみられる。これらの空き店舗を解消していくことが商業活性化を図る重要な要素と考えられる。

そこで、本計画では、空き店舗数を商業活性化に関する定量的かつ検証可能な指標として設定する。

中心市街地独自の魅力ある商品、サービスを開発、提供していくことで、繁盛する店を増やし、こだわりのある商店街の形成を目指す。

２）各事業を実施した場合の波及効果

【空き店舗活用事業による空き店舗の解消】

- ・ 中心市街地の空き店舗については、経営状況の悪化や後継者不足などにより、増加傾向にあるが、店舗のオーナーに対して貸店舗としての活用依頼や家賃交渉を行うとともに、空き店舗等情報発信事業、まちづくり会社による事業展開などを実施し、空き店舗活用事業における過去 6 年間（平成 18 年度～23 年度）の平均入居店舗数である年間 3 件（17 店舗÷ 6 年＝2.8 店舗≒ 3 店舗）、目標年度までに 18 件の空き店舗の解消を見込む。

■ 商店街別空き店舗数

商店街名	A. 組合員 店舗数	B. 空き店舗数	空き店舗率 B / (A + B)
安城市御幸商店街振興組合	59	8	11.9
安城セントラル商店街振興組合	82	16	16.3
安城市本通り商店街振興組合	46	11	19.3
安城市朝日町商店街振興組合	75	28	27.2
安城市日の出町商店街振興組合	76	7	8.4
花ノ木商店街振興組合	78	13	14.3
末広商店街振興組合	48	12	20.0
安城市北明治商店街振興組合	71	-	-
計	535	95	17.0 (注)

(注) 空き店舗数、空き店舗率は安城市北明治商店街振興組合を除く

■ 中心市街地における空き店舗活用事業による新規入居店舗の実績

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入居店舗数（店舗）	1	1	0	8	3	4

3) 目標年次の空き店舗数

- ・ 空き店舗数については、南明治第一・第二土地区画整理事業区域内にある空き店舗 26 件については、事業に伴う移転により消滅する可能性があるため除くものとし、対象とする空き店舗を 69 店舗とするが、平成 23 年度末までに 5 件の空き店舗が解消されたため、現況空き店舗を 64 店舗とする。空き店舗については、年間 3 件、目標年度までに 18 件の空き店舗を解消するものとし、 $95 \text{ 店} - 26 \text{ 店} - 5 \text{ 店} - (3 \text{ 店} \times 6 \text{ 年}) = 46 \text{ 店}$ と設定する。

指標	現況値（平成 23 年度）	目標値（平成 29 年度）
空き店舗数	64 店舗	46 店舗（28.1%減）

4) フォローアップの考え方

空き店舗数については、本市が年度末（3 月）に現況空き店舗の 64 店舗を現地調査して毎年確認を行い、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間中の中間年度である平成 27 年度の空き店舗数により、達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度検証を行う。

5) 参考指標の設定

本計画では、中心市街地の既存商店街におけるこだわりのある店づくりにより、繁盛店を増やす。そのため、中心市街地の商店街振興組合に所属する組合員における「繁盛店の店舗数」を、商業活性化に関する定量的かつ検証可能な参考指標として設定する。

ここで、繁盛店とは、売上げ又は客数が伸びている店舗とし、商店街振興組合の組合員を対象とするアンケートで把握する。

平成 22 年度に実施したアンケート結果では、「売上げの減少・停滞」「客数の減少」をしているという回答しか得られていないため、どちらにも該当していない 35 店舗を繁盛店の現状値として算出する。

各事業を実施した場合の波及効果を次のとおり合計 30 店舗の増加と見込み、目標年次の繁盛店の店舗数については、65 店舗と設定する。

【中心市街地共同事業（まちの教室）による店舗の売上げ・顧客の増加】

- ・ 中心市街地の店舗では、「まちの教室」として、商店主が講師となって講座を開催し、消費者との交流による商店主の意識改革などを行っており、リピーターの増加や売上げの増加に貢献している。
- ・ 他市の類似事例（岡崎市のまちゼミ）によると、参加店舗のうち売上げ又は顧客が増加した店舗は約 52.9%（参加店舗のアンケートによる）となっている。
- ・ 今後、まちの教室の事業拡大により、参加店舗数を年々 3 店舗ずつ拡大し、目標年度までに参加店舗数を 36 店舗まで増やす。
- ・ 新規にまちの教室に参加した店舗（18 店舗）のうち、売上げ・顧客の増加につながった繁盛店を約 52.9%とし、10 店舗の繁盛店の増加を見込む。

■ 「まちの教室」の実績

	平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年	
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回
参加店舗数（店）	12	16	19	19	16	18	18	18
講座数（講座）	20	22	31	27	25	30	29	29
受講者数（人）	137	177	314	184	294	233	199	222

【商店街飲み歩き事業による店舗の売上げ・顧客の増加】

- ・ 中心市街地の商店街振興組合の組合員店舗 535 店舗のうち、飲食店が約 100 店舗（約 19%）ある。しかし、市民に広く PR できていないため、新たな顧客の確保につながらない状況で、売上げも伸び悩んでいる。
- ・ そこで、商店街飲み歩き事業を実施し、市民や市外からの来街者に店を PR することにより、新たな顧客の拡大につなげる。
- ・ 商店街飲み歩き事業の参加店舗を 20 店舗と見込み、そのうち売上げ・顧客の増加に繋がった店舗の割合を約 50%と想定し、10 店舗の繁盛店の増加を見込む。

【安城シティブランド事業による店舗の売上げ・顧客の増加】

- ・ 本市の地域資源を活用しながら、安城ブランド品の顕彰や地域ブランド化に向けた商品開発と、販路の開拓により、売上げの増加につなげる。
- ・ 本市の特産品を活用した新たな商品の開発・販売、中心市街地の惣菜店等が開発している「安城コロッケ」の販路拡大、安城にしかないこだわりの商品・サービス（安城ブランド品）の拡大・PR により、10 店舗の繁盛店の増加を見込む。

(3) 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成（まちなか居住の推進）に関する数値目標の設定

1) 参考指標の設定

都市計画マスタープランの目標に掲げられている「歩いて暮らせる集約型の市街地形成」に対応して、本計画では、良質な住宅の供給や生活支援サービスを提供することにより、人と環境にやさしいまちづくりを進め、まちなか居住を推進することとする。

安全安心な市街地の形成による居住人口の増加を目指し、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業を進めているところだが、密集市街地における事業のため、区域内のほとんどの建物が移転の対象となることから、当計画の期間内においては大幅な人口の増加は望めない状況である。

そのため、まちなか居住に関しては将来的な居住人口の増加を目標として良好な居住環境の整備にかかる事業を進めるが、目標指標は設けず、定量的かつ検証可能な参考指標として、中心市街地の居住人口を設定し、事業の効果測定を行うこととする。

中心市街地の居住人口は、平成 19 年までは増加したが、その後は減少に転じ、平成 22 年では 4,785 人となっている。このまま推移すると、少子高齢化の進行とともに、人口減少が続くものと予想される。

中心市街地における過去 5 年間(平成 20 年度～24 年度)の居住人口の減少率 5.8% (3,938 人－3,710 人) 及び各事業を実施した場合の波及効果を次のとおり見込み、目標年次の居住人口については、現状維持の 3,710 人と設定する。

$$\underline{3,710 \text{ 人(平成 24 年)} \times 94.2\% + 170 \text{ 人} + 40 \text{ 人} \doteq 3,710 \text{ 人}}$$

高齢者をはじめとする多様な世代が安心して快適に暮らすことが出来るように、良質な住宅の供給や生活支援サービスの提供、人と環境にやさしいまちづくりを進め、まちなかにおける居住の維持と将来的な増加を目指す。

【センターゾーン整備事業による人口増加】

- ・ 南明治第一土地区画整理事業区域内のセンターゾーン (3,127 m²) では、土地・建物の共同化により、店舗併用共同住宅の建設が予定されている。
- ・ 現在のところ、商業棟と住宅棟を分棟として整備する計画に変更され、11 階建て 74 戸のマンション及び居住者用の立体駐車場の整備計画が先行している。スケジュールとしては、平成 25 年度に設計委託を行い、平成 26～27 年度で建設する予定となっており、平成 28 年度当初には 74 世帯の入居が見込まれる。
- ・ 近年建設された中心市街地に近接するマンションは竣工段階で満室となっているため、中心市街地の平均世帯員数は 2.31 人であることから、約 170 人の増加を見込む。

【土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業による人口の動向】

- ・ 中心市街地では、中心市街地拠点整備事業と土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業のトリプル事業にて、市街地活性化、安全安心な市街地形成、魅

力あるまちづくりを推進している。

- ・特に、南明治第一地区では、現在、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業が実施されており、公共施設の整備と老朽住宅密集地区の改善により、商業地にふさわしい市街地形成が行われている。
- ・南明治第一地区は、平成 15 年 7 月に住生活基本計画（全国計画）において「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（重点密集市街地）」の該当地区として公表された。
- ・また、当地区は、住民発意により土地区画整理事業が立ち上がった点が特徴として挙げられ、土地区画整理事業による集約換地により土地の集約を図り、申し出換地により共同住宅の建設を図ることで、土地の高度利用を推進している。
- ・南明治第一地区及び南明治第二地区において、住商が混在しまとまりのない現在の状況を解消するため、住民の意向を反映しつつ、商業街区と住居街区にゾーン分けを行った。
- ・さらに、商業街区と住居街区のそれぞれのゾーンについて、街づくりに関するルール（高さ制限、性風俗営業の禁止、屋根壁の色の制限、セットバック、緑化等）策定を住民主体で推し進めており、施行者である市もバックアップしている。現在、建築協定（任意）締結に向け協議中である。
- ・しかしながら、南明治第一土地区画整理事業（施行面積 16.7ha、宅地面積 10.3ha）の事業期間は平成 19 年度～平成 38 年度の 20 年間となっており、当計画の期間内では事業が終了しない。
- ・さらに、密集市街地における土地区画整理事業であり、ほとんどの建物が移転の対象となっていることから、当計画の期間内においては移転作業が中心となり、事業期間の後半にならないと大幅な人口の増加は望めない状況である。
- ・ただし、南明治第二土地区画整理事業（施行面積 3.3ha、宅地面積 1.7ha）の事業期間は平成 21 年度～平成 30 年度の 10 年間であり、当計画の期間内にはある程度事業が進捗していると予測されるため、事業計画上 163 人の増加が見込まれていることから、土地区画整理事業以外の事業による波及効果を含め、少なくともその 25%程度（約 40 人）の増加を見込む。

(4) 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」(市民参加と協働)に関する数値目標の設定

1) 目標指標の設定

目標指標：活性化事業に参加した市民の数

活性化のためには、商業者・市民・行政など多様な主体が連携・協働して、施策や活動を推進していくことが求められている。

本市では、平成 23 年 3 月に、「安城市市民参加条例」が市議会で可決され、平成 23 年 4 月 1 日に施行された。また、「協働に関する指針」の策定に向け、市民会議が継続して検討しており、中心市街地においても、市民の参画と協働による活性化の取り組みが期待されている。

そこで、活性化事業への市民の参加に関する定量的かつ検証可能な指標として、活性化事業にスタッフ及びボランティアとして参加した市民の数を設定する。

市民主体の取り組みが、中心市街地で日常的に展開されるよう、活動の機会や場所を提供し、多様な主体が連携・協働しながら中心市街地の活性化を目指す。

2) 各事業の波及効果を加味した目標値の設定

- ・ 活性化事業のうち市民が参加できる事業として、三世代交流の場の整備事業、まちなかギャラリー事業、願いごと事業、まちなか緑化事業、安城七夕まつり事業、中心市街地共同事業(安城サクスフェスティバル)、まちなか学びと発見ウォーキング事業、を設定し、実行委員会等のスタッフ、イベント等への出店・出品者、イベント時のボランティアなどの参加者を設定する。
- ・ なお、既存事業については、安城七夕まつり事業における過去 6 年間(平成 18 年度～23 年度)のごみかご管理ボランティア数の増加率約 13%(947 人→839 人)を見込むものとする。

■ 活性化事業におけるスタッフ・ボランティアの参加者数実績と見込み

活性化事業	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	備考
三世代交流の場の整備事業	—	10 人	スタッフ 3 名、 ボランティア 7 名
まちなかギャラリー事業	—	40 人	協力店舗 10 店×2 名、 作品出展者 20 名
願いごと事業	—	15 人	スタッフ 5 名、 ボランティア 10 名
まちなか緑化事業	14 人	16 人	13%増
安城七夕まつり事業	1,201 人	1,357 人	13%増
安城サクスフェスティバル	64 人	72 人	13%増
まちなか学びと発見ウォーキング事業	—	15 人	スタッフ 5 名、 ボランティアガイド 10 名
合 計	1,279 人	1,525 人	

3) 目標年次の活性化事業に参加した市民の数

- ・ 2)より、数値目標は1,525人と設定する。

指標	現況値（平成 23 年度）	目標値（平成 29 年度）
活性化事業に参加した市民の数	1,279 人	1,525 人（19.2%増）

4) フォローアップの考え方

各活性化事業の進捗状況については、毎年確認を行い、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間中の中間年度である平成 27 年度の活性化事業に参加した市民の数により、達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度検証を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

本市では、JR 安城駅北側に大規模な共同住宅の供給があり、まちなか居住人口が大幅に増加したが、JR 東海道本線安城駅の南側には狭あいな道路に住宅が密集した既成市街地が存在している。

周辺に市役所、近隣公園等の公共公益施設も立地し、中心市街地を取り巻くように周囲は公共施設整備が進んでいるにもかかわらず、本区域においては未整備のままであり、住宅の老朽化も進行している。また、更生病院の郊外移転や大規模小売店舗の郊外進出の影響を受け、集客力が減少している状況にある。

このような状況の中、居住環境と防災機能の向上を目指し、安全で安心な市街地の形成と既存商店街の活性化を達成することを目的として公共施設の整備改善を行う事業を計画した。

フォローアップについては、年度末に事業の進捗状況を確認し、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
・事業名 (1) 南明治第一土地区画整理事業 ・内容 面積：16.7ha ・実施時期 平成 19 年度～ 平成 38 年度	安城市	末広町及び花ノ木町において、土地区画整理事業を行う。それにより、安全で安心な市街地の形成と既存商店街の活性化を図る。 まちなか居住の促進、商業地の再整備、都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生土地区画整理事業） ・実施時期 平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～ 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業（安城駅都市拠点地区）） ・実施時期 平成 27 年度	

・事業名 (2) 南明治第二土地区画整理事業 ・内容 面積：3.3ha ・実施時期 平成 21 年度～平成 30 年度	安城市	中心市街地活性化用地の有効利活用を図るとともに、周辺土地利用の再編を図り、安城市の顔としてふさわしい整備を行うことを目的として土地区画整理事業を行う。 それにより、安全で安心な市街地の形成と既存商店街の活性化を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生土地区画整理事業) ・実施時期 平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～ 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(安城駅都市拠点地区)) ・実施時期 平成 27 年度	
・事業名 (3) 中心市街地拠点整備事業(中心市街地活性化用地) ・内容 公民複合施設として整備 ・実施時期 平成 26 年度～平成 29 年度	安城市、民間事業者	中心市街地活性化用地を利用し、にぎわいの創出や活性化を目的とする公民複合施設や広場を整備する。それにより、交流人口の増加を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(安城駅都市拠点地区)) ・実施時期 平成 28 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (4) 末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業 ・内容 老朽建築物除却住宅整備 ・実施時期 平成 18 年度～平成 38 年度	安城市	南明治第一土地区画整理事業との合併施行で、老朽建築物の除去により、居住環境の整備及び建替を促進する。また、事業による住宅困窮者のためにコミュニティ住宅を整備する。それにより、安全で快適な住宅地整備を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (住宅市街地総合整備事業) ・実施時期 平成 22 年度～	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・事業名 (5) センターゾー ン整備事業 ・内容 共同施設(店舗併 用共同住宅)を整 備 ・実施時期 平成 25 年度～ 平成 29 年度	民間事 業者	南明治第一土地区画整理事業の施行地区 内で、老朽住宅の建て替え促進を図るこ とを目的として、共同施設(店舗併用共同 住宅)を整備する。それにより、安全で 安心な市街地の形成と、まちなか居住の 利便性向上を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある 都市拠点」の形成に寄与するなど、活性 化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合 交付金 (住宅市街地総合 整備事業) ・実施時期 平成 25 年度～ 平成 29 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置 の内容及び実施時 期	その他 の事項
・事業名 (6) 南明治土地区 画整理事業地区 外道路事業(南安 城横山線) ・内容 道路改良工事 ・実施時期 平成 26 年度～ 平成 29 年度	安城市	南明治第一土地区画整理事業にあわせ て、地区境の(都)南安城横山線の道路 改良工事を行う。それにより、自動車・ 歩行者の安全性、快適性、回遊性の向上 を図る。 歩行者通行量の増加による「にぎわい のある都市拠点」の形成に寄与するなど、 活性化に必要な事業である。		
・事業名 (7) 南明治土地区 画整理事業地区 外道路事業(御幸 本町 8 号線) ・内容 道路改良工事・南 吉モニュメント の設置 ・実施時期 平成 22 年度～ 平成 25 年度	安城市	南明治第二土地区画整理事業にあわせ て、地区境の市道御幸本町 8 号線の道路 改良工事を行う。それにより、自動車・ 歩行者の安全性、快適性、回遊性の向上 を図る。また、新美南吉にちなんだモニ ュメントの設置を行うことにより交流人 口の増加を図る。 歩行者通行量の増加による「にぎわい のある都市拠点」の形成に寄与するなど、 活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置 の内容及び実施時 期	その他 の事項
・ 事業名 (8) JR 安城駅 EV 設 置事業 ・ 内容 エレベータ設置 ・ 実施時期 平成 23 年度～ 平成 25 年度	安城市	交通結節点である JR 安城駅北口にエレベータを設置しバリアフリー化を図る。人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

中心市街地周辺には、市役所、市民会館、文化センター、市民交流センターなど多様な都市機能が集積している。

また、少子高齢社会の進行に伴い、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で生きがいをもって生活できる社会への期待が高まってきている。市民要望で上位にあがっている健康で安心して暮らせるまちを実現するため、健康づくりの支援と市民の生涯にわたる学習ニーズに応える学習環境づくりが求められている。

このような社会情勢の変化を視野に入れ、中心市街地活性化用地を活用した地域力を育む健康と学びの拠点整備を促進する事業を計画した。

フォローアップについては、年度末に事業の進捗状況を確認し、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (3) 中心市街地拠点整備事業（中心市街地活性化用地） ・内容 公民複合施設として整備 ・実施時期 平成 26 年度～平成 29 年度	安城市、民間事業者	中心市街地活性化用地を利用し、にぎわいの創出や活性化を目的とする公民複合施設や広場を整備する。それにより、交流人口の増加を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業（安城駅都市拠点地区）） ・実施時期 平成 28 年度	再掲
・事業名 (9) 三世代交流の場の整備事業 ・内容 子育て支援、高齢者支援施設の開設 ・実施時期 平成 24 年度～	安城中央商店街連盟	空き店舗に子育て支援機能や高齢者支援機能を導入し、育児に悩む母親達が気軽に立ち寄れたり、高齢者が暮らしの知恵を授けたりする三世代交流の憩える場を創出する。それにより、地域で必要とされるコミュニティ機能の強化を図る。 安心して利用できる環境を作り、商店街の来街動機を増やし、人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕 まちなか居住の推進の必要性

JR 安城駅北側には、大規模共同住宅が供給され、まちなか居住人口は増加したが、施行中の南明治土地区画整理事業区域内においても、居住人口を増やし、まちのにぎわいを創出することが必要である。

中心市街地活性化の基本目標の一つである『人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成』を達成するために、市街地総合整備事業により、まちなか居住を推進する。

フォローアップについては、年度末に事業の進捗状況を確認し、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (1) 南明治第一土地区画整理事業 ・内容 面積：16.7ha ・実施時期 平成 19 年度～平成 38 年度	安城市	末広町及び花ノ木町において、土地区画整理事業を行う。それにより、安全で安心な市街地の形成と既存商店街の活性化を図る。 まちなか居住の促進、商業地の再整備、都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生土地区画整理事業) ・実施時期 平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～ 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業（安城駅都市拠点地区）) ・実施時期 平成 27 年度	再掲

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・ 事業名 (2) 南明治第二土 地区画整理事業 ・ 内容 面積：3.3ha ・ 実施時期 平成 21 年度～ 平成 30 年度	安城市	中心市街地活性化用地の有効利活用を 図るとともに、周辺土地利用の再編を図 り、安城市の顔としてふさわしい整備を 行うことを目的として土地区画整理事 業を行う。 それにより、安全で安心な市街地の形成 と既存商店街の活性化を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある 都市拠点」の形成に寄与するなど、活性 化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 社会資本整備総合 交付金 （都市再生土地区 画整理事業） ・ 実施時期 平成 22 年度～平 成 26 年度、平成 28 年度～ 社会資本整備総合 交付金 （都市再生整備計 画事業（安城駅都 市拠点地区）） ・ 実施時期 平成 27 年度	再掲

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・ 事業名 (4) 末広・花ノ木地 区住宅市街地総合 整備事業 ・ 内容 老朽建築物除却 住宅整備 ・ 実施時期 平成 18 年度～ 平成 38 年度	安城市	南明治第一土地区画整理事業との合併 施行で、老朽建築物の除去により、居住 環境の整備及び建替を促進する。また、 事業による住宅困窮者のためにコミュ ニティ住宅を整備する。それにより、安 全で快適な住宅地整備を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある 都市拠点」の形成に寄与するなど、活性 化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 社会資本整備総合 交付金 （住宅市街地総合 整備事業） ・ 実施時期 平成 22 年度～	再掲
・ 事業名 (5) センターゾー ン整備事業 ・ 内容 共同施設（店舗併 用共同住宅）を整 備 ・ 実施時期 平成 25 年度～ 平成 29 年度	民間事 業者	南明治第一土地区画整理事業の施行地 区内で、老朽住宅の建て替え促進を図 ることを目的として、共同施設（店舗併 用共同住宅）を整備する。それにより、安 全で安心な市街地の形成と、まちなか居 住の利便性向上を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある 都市拠点」の形成に寄与するなど、活性 化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 社会資本整備総合 交付金 （住宅市街地総合 整備事業） ・ 実施時期 平成 25 年度～ 平成 29 年度	再掲

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業に関する事項

〔1〕 商業の活性化の必要性

中心市街地では、名鉄南安城駅の北西に大規模小売店舗が立地し、周辺からの集客は多いが、JR 安城駅南側の商店街については店舗数、商品販売額等の各種指標が減少を続け、空き店舗が多いなど、衰退している。

JR 安城駅南側の商店街は、まちなか居住者の日常的な買物を支えていることから、空き店舗の活用促進、魅力ある店づくり、市民が求める商品・サービスの開発・提供を行い、中心市街地活性化の目標である『安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成』を達成するために、空き店舗の活用や中心市街地共同事業、創業支援等により、JR 安城駅南側の商店街の活性化のための事業を計画した。

フォローアップについては、事業実施後及び年度末に事業の進捗状況を確認し、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業等の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (10)南吉観光事業 ・内容 新美南吉に焦点をあてた観光事業 ・実施時期 平成 24 年度～	安城市	新美南吉生誕 100 年にあわせ、空き店舗を活用した南吉館を設置・運営し、観光の拠点とする。J R 安城駅前観光案内所完成後は機能を移す。また、南吉ウォーキングを開催するなど、半田市とも連携を取りながら観光ルートの整備、紹介を行う。それにより交流人口の増加を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (11) 空き店舗等情報発信事業 ・内容 空き店舗調査を行い、結果を「空き店舗システム」に反映 ・実施時期 平成 24 年度～平成 26 年度	安城市	空き店舗及び駐車場情報を「空き店舗システム」に反映させる。それにより、既存店舗の有効利用を図る。 にぎわいの創出、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～平成 26 年度	
・事業名 (12) 空き店舗活用事業 ・内容 家賃・改装費への補助、調査・研究 ・実施時期 平成 23 年度～	安城市商店街振興組合	商業機能を確保するため、家賃・改装費を補助し、創業支援を行う。また、現在閉店している店舗が再び開店・開業するための調査・研究を行うことにより、既存店舗の有効利用を図る。 にぎわいの創出、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (13) 中心市街地共同事業（まちの教室など） ・内容 イベント等事業費への補助 ・実施時期 平成 23 年度～	安城中央商店街連盟	まちの教室の開催や、A k i n d（情報誌）の発行などに対して事業費の補助を行う。それにより、魅力ある店づくり、情報発信の充実を図る。 にぎわいの創出、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (14) 中心市街地共同事業（安城まちなかホコ天きーぼー市） ・内容 イベント等事業費への補助 ・実施時期 平成 23 年度～	安城中央商店街連盟	J R 安城駅前を歩行者天国にして手作り品や地元産野菜・特産物、飲食物の販売やイベントを実施する。また、開催区域を拡大し、開催時間を延長することにより事業規模を拡大する。それにより、交流人口の増加、魅力ある店舗づくりを図る。 にぎわいづくりの核として確立するため、また、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・事業名 (15)安城シティブランド事業 ・内容 きーぼーの街宣言の策定にのっとり、人材育成、ブランドアピール、まちづくりブランド商品開発などの事業展開 ・実施時期 平成 24 年度～	安城中 央商店 街連盟	きーぼーの街宣言の策定によって示される商業のイメージを実践するため、講座の運営、安城ブランド顕彰、商品開発、安城シティプロモーションなどを展開する。それにより、安城シティブランドの確立を図る。 「安城シティブランド事業」として統一性、整合性を推進し、既存商品を広く周知する。また、新たな商品を創出し、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (16)商店街リニューアル支援事業 ・内容 商店街のファサード整備への支援 ・実施時期 平成 24 年度～	安城市	商店街のファサード整備に対する支援を行う。それにより、商店街の一体性、連続性の醸成を図る。 にぎわいの創出、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (17)まちなかギャラリー事業 ・内容 常設ギャラリー街並みギャラリー ・実施時期 平成 24 年度～	(株)安城 スタイル	元安城町長岡田菊次郎居宅を活用し、一般市民や団体のアートを展示する。さらに、安城市の発展に貢献した岡田氏の歴史的資料を展示する。それにより、交流人口の増加を図る。 市民の来街機会を増やすため、また、本市独自の魅力を生み出し、多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (18)まちづくり推進体制整備事業 ・内容 まちづくり会社の設立、運営 ・実施時期 平成 23 年度～	安城中 央商店 街連盟 等	まちづくり会社を設立し、本計画で提示された企画を実施する地域、事業者等を支援し、活性化に資する事業を展開、運営する。 また、商店街メンバーからなるセクションを発足させ、現行の商店街の独自性を尊重しつつ、中心市街地の属性に対応した緻密な商店街活動を実現する。それらにより、活性化に向けた事業の実現を図る。 本計画に記載された事業を実現し、活性化に対して重要な役割を果たすべき組織であり、多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その他 の事項
・ 事業名 (19) 願いごと事業 ・ 内容 願いごとの聖地の PR 活動 七夕まつりの公式 キャラクター「きー ぼー」のブラン ド化 ・ 実施時期 平成 23 年度～	安城市 中心市 街地活 性化協 議会 願いご とが叶 うまち ブラン ド化プ ロジェ クトチ ーム	安城七夕まつりを展開し、短期間のイベントに終わらせるのではなく、年間を通じたにぎわいの創出、交流人口の増加を図るため、「願いごと、日本一。」をキーワードに願いごとの聖地の PR 活動を行う。また、七夕まつりの公式キャラクターである「きーぼー」のブランド化を行う。 にぎわいの創出、多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～  安城七夕まつり 公式キャラクター 『きーぼー』	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その他 の事項
・ 事業名 (37) 観光案内所・ ビジネス交流施設 整備事業 ・ 内容 観光案内所・ビジ ネス交流施設の設 置 ・ 実施時期 平成 27 年度～	安城市	J R 安城駅に、案内所兼ビジネス交流施設を整備することにより、来安者へのスムーズな案内や起業者間、市民等とのコミュニケーションの場を作り出し、新しいビジネスの創出を図る。	・ 支援措置の内容 地域活性化・地域 住民生活等緊急支 援交付金（地方創 生先行型） ・ 実施時期 平成 27 年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (20) 安城市商業活性化センター改修事業 ・内容 実施設計、改修工事、耐震補強工事 ・実施時期 平成 24 年度	安城市	商業活性化センター（クリエーションプラザ）の整備を行う。それにより、商業活性化の拠点となる施設の利便性向上を図る。 都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。		
・事業名 (21) 中心市街地業務機能支援事業 ・内容 創業融資に対する信用保証料補助を拡充 ・実施時期 平成 25 年度～平成 29 年度	安城市	創業支援策として、創業融資に対する信用保証料補助を拡充する。それにより、新規出店の誘導、にぎわいの創出を図る。 創業、新規出店を支援するために必要な事業であり、ひいては都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。		
・事業名 (22) 商店街飲み歩き事業 ・内容 商店街飲み歩きイベント ・実施時期 平成 23 年度～	(株)安城スタイル	店舗を自由に選んで、居酒屋、スナック、レストラン等、飲食店の飲み歩きイベントを開催する。それにより、交流人口の増加を図る。 飲食店への来店動機を与えると同時に、回遊性の向上につなげ、安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	 安城ごちそう天国	
・事業名 (23) きーぼーの街宣言策定事業 ・内容 活動理念の策定 ・実施時期 平成 23 年度	安城中央商店街連盟	市民、商業者の日常生活や中心市街地のあり方に関する夢、願い事を見出し、中心市街地のコンセプト（イメージ）を明確化し、活動理念である「きーぼーの街宣言」を策定する。それにより、安城シティブランドの確立につなげる。 安城にしかない魅力満載の「こだわり商店街」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置 の内容及び実施時 期	その他 の事項
・ 事業名 (38) 商店街イルミネーション事業 ・ 内容 イルミネーション点灯と連携したイベント ・ 実施時期 平成 26 年度～	安城市 商店街 振興組 合	中心市街地におけるイルミネーションの点灯に合わせて、点灯式やイベントを実施することで、中心市街地における賑わいの創出を図る。		

8. 4から7までに掲げる事業と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地への公共交通機関による来街に対しては、JR、名鉄の2社の鉄道をはじめ、名鉄バス、本市のコミュニティバスである「あんくるバス」が運行しており、公共交通の利便性は非常に高い。また、駐車場については、JR 安城駅周辺には市営駐車場が整備されているが、市民意識調査の結果では、駐車場に対する満足度は低い状況にある。したがって、新たな駐車場整備の予定もないことから、歩いて楽しく買物ができるようにし、来街者に対する自動車以外の移動手段を充実させる必要がある。中心市街地活性化の目標である『人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成』を達成するために、中心市街地において、環境負荷の小さい移動手段として、レンタサイクル、コミュニティバスの充実など、徒歩や自転車での買物客の増加を図るための事業を計画した。

フォローアップについては、年度末に事業の進捗状況を確認し、状況に応じて必要な改善措置を講じる。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
・事業名 (9) 三世代交流の場の整備事業 ・内容 子育て支援、高齢者支援施設の開設 ・実施時期 平成 24 年度～	安城中 央商店 街連盟	空き店舗に子育て支援機能や高齢者支援機能を導入し、育児に悩む母親達が気軽に立ち寄れたり、高齢者が暮らしの知恵を授けたりする三世代交流の憩える場を創出する。それにより、地域で必要とされるコミュニティ機能の強化を図る。 安心して利用できる環境を作り、商店街の来街動機を増やし、人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	再掲
・事業名 (24) まち歩き提案事業 ・内容 日常生活の様々なシーンにおけるまちの使い方を提案 ・実施時期 平成 25 年度～	安城市	日常生活の様々なシーンにおけるまちの使い方を提案する。それにより、まちの魅力・利便性に対する認知度向上を図る。 市民の認知度を高め、都市機能の集積による「にぎわいのある都市拠点」の形成、人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・事業名 (25) あんくるバス 拡充事業 ・内容 コミュニティバス 路線の拡充の検討 ・実施時期 平成 24 年度～	安城市	あんくるバス循環線のダイヤについて検討する。それにより、周辺地域からの来街者の移動の利便性向上を図る。人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (26) あんくるバス 無料券（帰宅用） 配布事業 ・内容 コミュニティバス を利用して中心市 街地の商店街で買 物をした人に対し て、金額に応じて 帰りの乗車券を配 布 ・実施時期 平成 24 年度～	安城市	あんくるバスを利用して来街し、中心市街地の商店街で買物をした人に対して、設定金額に応じて帰りのあんくるバス乗車券を配布する。それにより、中心市街地での買物を促し、にぎわいの創出を図る。人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～	
・事業名 (27) あんくるバス 無料デー事業 ・内容 コミュニティバス の無料日の設定 ・実施時期 平成 24 年度～平 成 26 年度	安城市	年に一度あんくるバス無料デーを設定する。それにより、来街者の増加、交流人口の増加を図る。人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・実施時期 平成 25 年度～平 成 26 年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
・ 事業名 (28) 駐輪スペース 整備事業 ・ 内容 民間駐輪場整備へ の助成制度の導入 検討 ・ 実施時期 平成 24 年度～	安城市	民間駐輪場の整備を進めるため、建設費の助成制度の導入を検討する。また、空き店舗や公共空地を活用するため、必要に応じて「安城市自転車等の放置防止に関する条例」適用区域、対象建築物の見直しを行う。それにより、来街者が利用できる駐輪場の整備を図る。 また、駐輪場の整備にあわせ、パンク修理などのメンテナンス、休憩所、更衣室などの機能を備えたサイクルステーションの設置を検討する。 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	
・ 事業名 (29) レンタサイク ル拡充事業 ・ 内容 レンタサイクル台 数の見直し、会員 登録制度の導入の 検討 ・ 実施時期 平成 24 年度～	安城市	サイクルポートの利用状況に応じ、ポートに配置するレンタサイクルの台数の見直しを行う。それにより、来街者の移動の利便性向上を図る。また、デポジットや IC カードなどを活用した会員制レンタサイクル導入の可能性について検討する。 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	
・ 事業名 (30) まちなか緑化 事業 ・ 内容 緑や花の維持管理 活動 ・ 実施時期 平成 24 年度～	安城中央商店街連盟 南明治土地区画整理 事業区域地権者 市民ボランティア 安城市	地域住民との協働により、緑や花の維持管理活動を行う。それにより、地域コミュニティの強化を図る。 人と環境にやさしい「まちなか居住環境」の形成、多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	
・ 事業名 (31) 安城七夕まつ り事業 ・ 内容 七夕まつりの開催 ・ 実施時期 平成 23 年度～	七夕まつり協賛会	「願いごと、日本一。」を目指す安城七夕まつりに対し補助を行う。それにより、にぎわいの創出、交流人口の増加を図る。 長年継続して続けられている取り組みであり、商店街だけでなく、多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化 ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・ 事業名 (32) 中心市街地共同事業（安城サンクスフェスティバル） ・ 内容 安城サンクスフェスティバルの開催事業費への補助 ・ 実施期間 平成 23 年度～平成 26 年度	安城中央商店街連盟	日常の安城のまちに、商店街や町内会、高校生をはじめ様々な市民団体・グループが参加し、体感する安城サンクスフェスティバルを開催する。また、平成 27 年度以降は事業を「安城まちなかホコ天きーぼー市」に集約して実施する。それにより、にぎわいの創出、交流人口の増加を図る。 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～平成 26 年度	
・ 事業名 (33) まちなか学園祭事業 ・ 内容 教育機関と連携し、学園祭を開催 ・ 実施時期 平成 24 年度～	安城市	市内の小、中学校、高校、大学と連携し、学生による出店やお祭りを実施する。それにより、にぎわいの創出を図る。 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	
・ 事業名 (34) まちなか学びと発見ウォーキング事業 ・ 内容 ウォーキングコースを設定し、ウォーキングツアーを実施 ・ 実施時期 平成 24 年度～	安城市	まちなかの歴史ポイント、名物商店巡りなど、歴史あり、発見あり、グルメありの 1 日ウォーキングコースを複数設定し、定期的にボランティアガイドによりウォーキングツアーを実施する。それにより、交流人口の増加を図る。 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」の形成に寄与するなど、活性化に必要な事業である。	・ 支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 実施時期 平成 25 年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

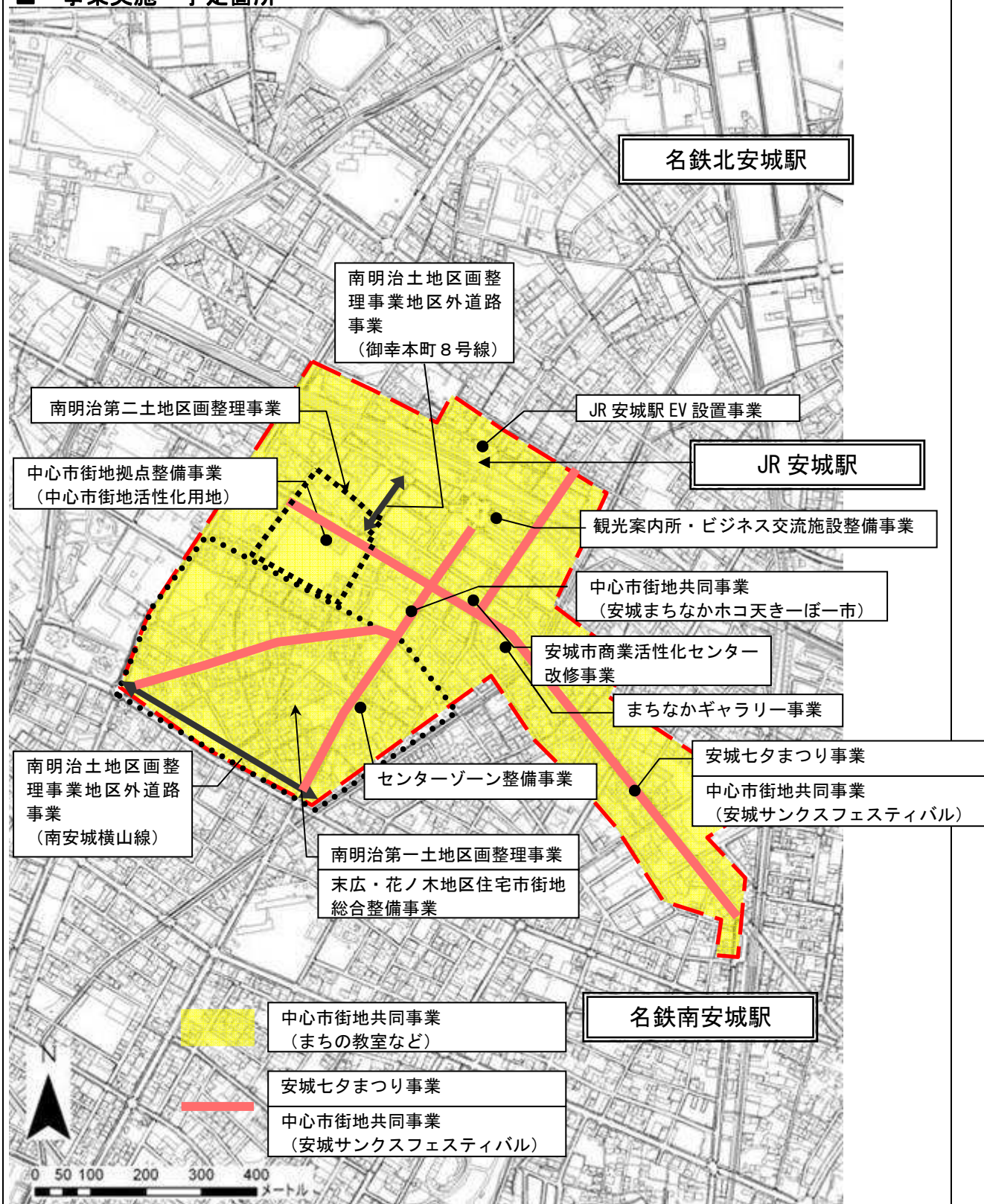
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 (35) 安城駅周辺交通動向調査事業 ・内容 交通量調査 ・実施時期 平成 24 年度	安城市	自動車交通の現況を把握する。それにより、交通量推計を行い、道路計画の必要性の再検証及びその優先順位を検証する。 環境負荷の軽減、新規路線の抽出を検証し、交通体系整備を図るために必要な事業である。		
・事業名 (36) 安全・安心・にぎわい中心市街地づくり事業 ・内容 防犯カメラの設置 ・実施時期 平成 24 年度～	商店街振興組合	商店街に防犯カメラを設置する。それにより、安全・安心で、にぎわいのあるまちづくりの推進を図る。 多様な主体との連携・協働による「市民が主役のまち」に寄与するなど、活性化に必要な事業である。		
・事業名 (39) 安城カーシェアリング実証事業 ・内容 電気自動車によるカーシェアリングの実施 ・実施時期 平成 26 年度～	安城市 創蓄省エネルギー・プロジェクト推進協議会	超小型電気自動車を使用した乗り捨て（ワンウェイ）型の会員制カーシェアリングサービス。低炭素社会の構築、回遊性・移動利便性向上により買い物を促し、にぎわいの創出を図る。		
・事業名 (40) コミュニティデザイン策定事業 ・内容 地域が主体となったまちづくり体制の整備 ・実施時期 平成 26 年度～平成 29 年度	安城市	中心市街地拠点施設を核としたまちなかの賑わいを地域一体となって創出し、永続的なまちづくりが推進されるようワークショップ等を開催する。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業の実施箇所

■ 事業実施・予定箇所



9. 4から8までに掲げる事業の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 安城市内部の推進体制

本市では、商工課が中心市街地活性化に関する事業を統括しており、関係部局の連携を図りながら、本計画のとりまとめ、関連事業の進行管理を行っている。

また、本計画の策定にあたり、区域の設定、目標の設定及び基本計画に掲げる事業等についての庁内における検討・協議・調整を行い、本計画の策定を行うため、関係各部の部長・課長で構成する「安城市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置している。また、その下部組織として、関係各課の係長・主査クラスで構成する「安城市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置し、事業内容等の検討を行った。

■ 安城市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員構成

委員長：副市長

委員：企画部長、企画部行革・政策監、総務部長、市民生活部長、市民生活部次長、保健福祉部長、保健福祉部次長、環境部長、建設部長、建設部次長、都市整備部長、都市整備部次長、生涯学習部長、生涯学習部次長、産業振興部長、企画政策課長、財政課長、市民活動課長、社会福祉課長、子ども課長、環境首都推進課長、維持管理課長、都市計画課長、公園緑地課長、南明治整備課長、文化財課長、商工課長

■ 安城市中心市街地活性化基本計画策定委員会の開催状況

回	開催日	検討事項
第1回	平成22年10月14日	基本計画策定の体制・スケジュール 中心市街地の現状と課題
第2回	平成22年11月10日	基本計画認定のポイント 基本計画に掲載する事業
第3回	平成22年12月14日	基本計画（案）の策定
第4回	平成23年1月12日	基本計画（案）の策定
第5回	平成23年2月9日	基本計画（案）の策定
第6回	平成23年3月31日	活性化協議会からの意見について パブリックコメントについて

今後は、上記委員会を構成する各課を中心として、「安城市中心市街地活性化推進委員会」に再編成する。「安城市中心市街地活性化推進委員会」では事業内容に係る庁内の総合調整及び本計画で設定した数値目標の達成状況等の進行管理体制を整え、活性化に向けて、継続的に取り組んでいく。

（２）安城市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

安城市議会における中心市街地活性化に関しての主な質問及び答弁については、以下のとおりである。

年月	審議の要旨
平成 20 年 3 月 定例会	（質問） タウンマネジャーの議論とともに、何が中心市街地に必要で、何が求められているのかを議論し、中心市街地活性化基本計画の検証と見直しを進めるべきだと思います。 タウンマネジャーの議論とあわせて、中心市街地活性化を推進するための組織体についても検討すべきときではないかと思います。現状と市の見解をお聞かせください。 （答弁） 推進組織であるまちづくり Anjo を民営化することで、その役割、責任、行動が明確になり、専門的に活動できる体制づくりができると思います。 しかし、現状では、運営形態や財政面、人材確保などの問題点も多いため、まずはタウンマネジャーの導入を急ぎ、タウンマネジャーを交えて組織体制についてまちづくり Anjo の構成団体の皆様方と先進事例も確認をしながら相談していきたいと考えております。
平成 21 年 12 月 定例会	（質問） 本市は日本デンマークと掲げておりますが、中心市街地ではデンマークのどのような伝統を生かしてまちづくりをするのでしょうか。抽象的であり、具体性に欠けるので、どのようにお考えかお聞かせください。 （答弁） 現在の中心市街地活性化基本計画では、日本デンマークの伝統を生かし、コミュニケーションを醸成する仕組みと体制の強化や、コミュニティ醸成の場づくりと、愛着や誇りを持てる顔づくりを目指してまいります。 中心市街地活性化基本計画の見直しとあわせて、まちづくり Anjo など各方面の意見を聞きながら、地域資源や伝統をまちづくりに生かせるような検討をしていきたいと考えております。 （質問） 図書館機能を含む拠点が予定されており、集客力があることは理解できます。しかし、図書館来場者の街への回遊性が余りないとも聞いています。どのように回遊性を向上させる考えでしょうか。

	(答弁) 回遊性を向上させるためには、街の魅力づくりが大きな要素だと考えられます。ただし、街の魅力づくりは、特定の施設整備だけではなく、地域全体における工夫や取り組みなどが重要です。そのため、見直しを予定している中心市街地活性化基本計画において、官民双方が協働し、検討していかなければならないと考えています。
平成 22 年 9 月 定例会	(質問) 平成 12 年に施行された中心市街地活性化基本計画の見直し作業について進捗状況を伺いたいと思いますが、平成 18 年に改正された中心市街地活性化法によれば、基本計画に定める事項について、中心市街地活性化協議会の意見を聞かなければならないとされております。進捗状況等についてお答えください。 (答弁) 平成 22 年 6 月に市民、商業者、市内の N P O 法人や市民活動団体に対し意識調査を行いました。今後はその調査結果を参考にしながら、庁内の検討会にて事業実施などの検討を行いたいと考えております。スケジュールについてですが、年内には中心市街地活性化基本計画案を作成し、今年度末に策定となる予定です。また、中心市街地活性化基本計画は市が取りまとめを行います。安城商工会議所が設立された中心市街地活性化協議会に対して連携を深めながら進めてまいりたいと思います。 (質問) 中心市街地活性化協議会では、実行部隊である幾つかのプロジェクトチームがビジョンと目標の提言の作成に向けて、熱く議論をしているところだと思いますが、当該協議会に対して、どのようなビジョンを期待し、市としてどのような役割を果たしていくのか、またその意見や提言を受けて、どのように中心市街地活性化基本計画を見直されていくのか、スケジュール等について内容をお答えください。 (答弁) 中心市街地活性化協議会に対して期待するビジョンについては、中心市街地内で生活される方、商店や事業所の方、その他の活動される方、それぞれビジョンがあると考えています。市としては、当該協議会の中で、それらをよく議論した上で、全体のビジョンを設定していただくことを期待しています。 市の役割としては、当該協議会から出てきたビジョンを尊重し、可能な範囲内でできる限りの支援を検討していきたいと考えています。
平成 23 年 3 月 定例会	(質問) 中心市街地活性化基本計画の、平成 22 年 11 月現在の認定状況は全国で 97 市 100 件であり、そのほか 40 の自治体が事前相談に来訪されています。認定を受けるには事前相談が必要であると考えますが、

	認定を受けられるのかお伺いいたします。 また、平成 12 年 3 月に策定された中心市街地活性化基本計画の 27 事業のうち旧更生病院跡地利用、駅前整備事業、追田川プロムナード事業等の遅れや未着手となった 10 事業については、どう検討されたのか、また、新たに加わった事業について、内容をお知らせください。 (答弁) 国の認定を受けるかどうかについては、まず、市の中心市街地活性化基本計画を策定し、その後、この基本計画をもとに国へ認定の協議を行い、できれば平成 25 年度から 29 年度の 5 年間の計画として認定を受けたいと考えております。 次に、遅れや未着手の 10 事業のうち、1. 南明治土地区画整理事業は南明治第一及び第二土地区画整理事業、2. 交流拠点整備事業は中心市街地拠点整備事業、3. 交通体系の見直しについてはあんくるバス拡充事業として予定しております。また、4. J R 東海道本線安城駅周辺鉄道連続立体交差事業、5. 安城駅南生活拠点整備事業、6. 追田川プロムナード整備事業及び 7. 駐車場管理・運営事業については、現在のところ具体的な事業計画がないため、予定してはおりません。 次に、8. 中心市街地商店街整備事業と 9. 中心市街地店舗集団化事業については、区画整理区域内において店舗併用共同住宅建設への動きがありますので、新たにセンターゾーン整備事業として予定をしています。また、10. 新たな販売促進事業の創出については、安城スタイル策定事業や商店街飲み歩き事業等を予定しています。 新たな事業内容については、主なハード事業としまして、土地区画整理地区外道路整備事業、J R 安城駅 E V 設置事業、安城市商業活性化センター改修事業などがあります。ソフト事業としては、まちづくり会社の設立を目指すまちづくり推進体制整備事業、南吉観光事業などの事業があります。
〔 2 〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	本計画の策定および各種事業の実施に民意を反映させるため、安城商工会議所が中心となり、商業者、市民代表、学識経験者、NPO 法人、鉄道事業者、バス事業者、安城市等、多様な主体で構成される中心市街地活性化協議会（任意協議会）を平成 22 年 5 月 14 日に設置した。 また、法定協議会へ移行するために、活性化の一体的推進を担う機関として、まちづくり会社である「㈱安城スタイル」が平成 23 年 8 月 8 日に設立され、まちづくり会社と安城商工会議所が共同で法定の中心市街地活性化協議会へ移行する計画である。

■ 安城市中心市街地活性化協議会の構成委員

区分	根拠法令	構成員	協議会委員
経済の活力向上	法第15条1項関係 (商工会議所)	安城商工会議所	副会頭
都市機能の増進	法第15条1項関係 (まちづくり会社)	(株)安城スタイル	顧問
市町村	法第15条4項関係(市)	安城市	副市長
経済の活力向上	法第15条1項関係 (商工会議所)	安城商工会議所	専務理事
市町村	法第15条4項関係(市)	安城市	産業振興部 部長
都市機能の増進	法第15条1項関係 (まちづくり会社)	(株)安城スタイル	代表取締役
商業活性化	法第15条4項関係 (商業者)	安城市商店街連盟	会長
住民自治区代表 PTリーダー	法第15条4項関係 (地域住民代表)	南明治町内会連合会・街なか居住促進PT	会長・リーダー
住民自治区代表	法第15条4項関係 (地域住民代表)	北明治連合町内会	会長
		センターゾーン 共同化事業準備組合	理事長
		末広まちづくり協議会	会長
		花ノ木まちづくり協議会	会長
公共交通機関 利便増進	法第15条4項関係 (交通事業者)	東海旅客鉄道(株)	安城駅 駅長
		名古屋鉄道(株)	新安城駅 駅長
		安城商工会議所 交通運輸部会	部会長
地域経済活力増進	法令第15条8項関係 (地域経済)	碧海信用金庫	法人営業部 係長
		あいち中央農業共同組合	総務部長
市街地整備・改善	法令第15条8項関係 (開発・整備)	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会碧海支部	支援幹事
		安城商工会議所建設部会	部会長
治安・防災・地域 メディア・環境・コミュニティ	法令第15条8項関係 (治安・防災)	安城警察署	生活安全課
		衣浦東部広域連合	安城消防署長
観光・教育・ 文化・医療・福祉	法令第15条8項関係(福祉)	安城社会福祉協議会	事務局長
PTリーダー	法令第15条8項関係 (PTリーダー)	中心市街地管理運営PT	リーダー
	法令第15条8項関係 (PTリーダー)	にぎわい創出PT	リーダー
	法令第15条8項関係 (PTリーダー)	商業活性化PT	リーダー
アドバイザー	法令第15条8項関係 (学識者)	(株)安城スタイル	コーディネーター

■ 協議会の開催状況

回	開催日	検討事項
第1回	平成22年5月14日	協議会の設置について
第2回	平成22年11月16日	各PTでの事業検討結果について
第3回	平成23年3月24日	中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
第4回	平成23年10月7日	協議会の検討経過について
第5回	平成24年3月19日	平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画について
第6回	平成24年10月12日	安城市中心市街地活性化基本計画進捗状況について
第7回	平成25年3月27日	平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画について
第8回	平成25年10月8日	安城市中心市街地活性化基本計画進捗状況について
第9回	平成26年3月17日	平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画について
第10回	平成26年10月21日	安城市中心市街地活性化基本計画進捗状況について
第11回	平成27年3月19日	平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画について
第12回	平成27年10月15日	安城市中心市街地活性化基本計画の見直しについて

■ 協議会から出された主な意見

安城市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

1. 意見

安城市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下「基本計画（素案）」という。）について協議の結果、当協議会としては、下記事項を付帯の上、安城市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当であると判断します。

従来の160haの中心市街地を重点整備区域として事業実施区域である50haに絞り込み、その活性化を周辺地区に波及させる考え方は評価でき、基本計画（素案）が着実に実施され目標指標が達成されれば中心市街地の活性化において相当な効果があらわれるものと考えます。また、それらを実効性あるものとするため、効率的な事業運営と「都市を経営する」といった発想をまちづくりに導入し、安城の「顔」に相応しい魅力と求心力のある中心市街地の形成を目指していただきたいと思います。

2. 付帯事項

- (1) より多くの市民に対して中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 当協議会と連携し、双方の当該事業計画や目標指標の進捗状況、成果等について各々報告を行い、事業の見直しやフォローアップ策、新事業計画の必要性等の検証を当協議会と共に努めていただきたい。また、既存の統計数値の把握だけでなく、よりきめ細かな実態に即したデータ収集を図られたい。
- (3) 基本計画（素案）では、「こだわり商店街」の形成に関する数値目標の設定において、7年で35店舗の空き店舗解消が盛り込まれているが、今後の日本経済及び過去新規入居店舗の実績を考慮し検討をお願いしたい。
- (4) 基本計画（素案）では、交流人口を増加させる事業も盛り込まれており、中心市街地活性化を推進するということについては高く評価するが、就業者などによる昼間人口を増やし、購買力を高めるための業務機能の立地促進をするなど戦略的な観点に立ってまちづくりを推進されたい。
- (5) 当協議会は、基本計画の推進や中心市街地の活性化策について継続的に協議を行うとともに、市民や商店街、関係団体、民間事業者等との連携を密にし、中心市街地のまちづくり全体を担う司令塔として活動を展開するものですので、当協議会並びに参画団体の組織及び事業推進体制の充実、事業実施については、より積極的な支援並びに協力をお願いしたい。
- (6) 安城市においては中心市街地活性化に向け、多方面にわたる行政組織並びに関係部局の横の連絡を密にし、中心市街地全体を見据えた総合的な事業推進をお願いしたい。
また、まちづくりにおいては長期的なビジョンで総合的な戦略が必要であり、当該基本計画事業のみならず、市政全体として産業や観光、交通、介護福祉など多様な分野と有機的に結びついた総合的、戦略的な観点に立ってまちづくりを推進されたい。

平成23年3月30日

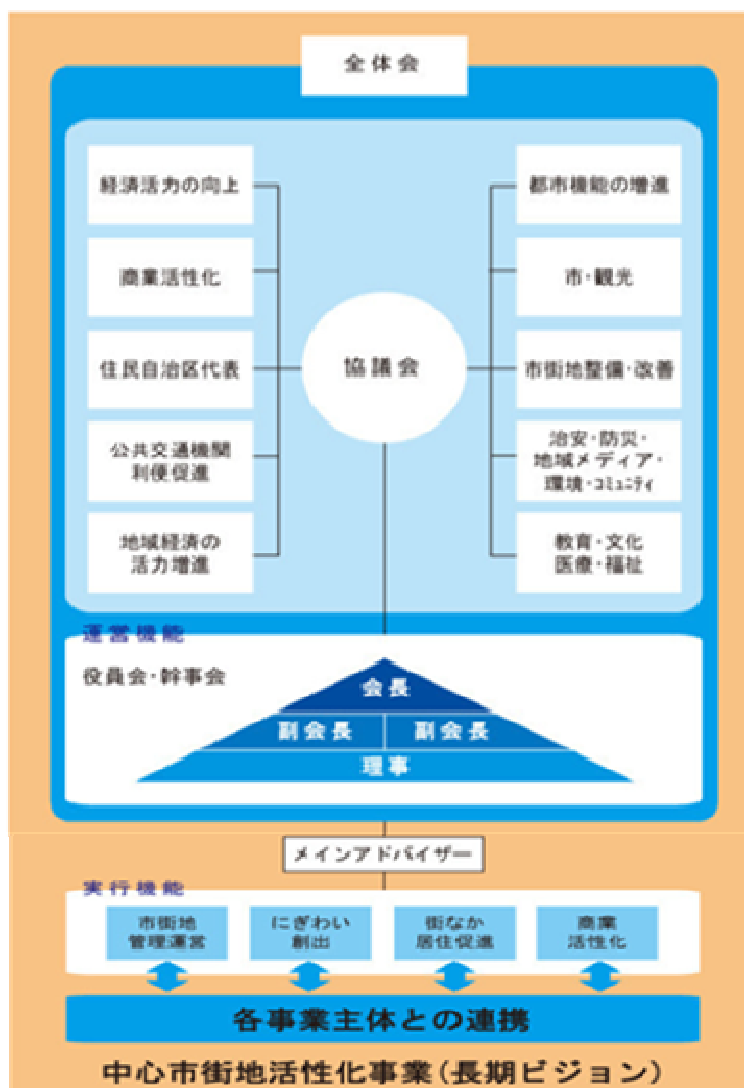
安城商工会議所

会 頭 田村 脩

安城市中心市街地活性化協議会

会 長 金子 功男

■ 協議会の体制



〔３〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（１）客観的現状分析、ニーズ調査に基づく事業・措置の集中実施

活性化のための事業は、現状を客観的に把握・分析し、かつ、市民や商業者等のニーズに即したものとし、様々な施策を相互に連携させて一体的に実施していく必要がある。

そのため、本市では、客観的なデータによる現状分析及び市民等によるニーズ調査を実施した。

■ 客観的データ等による現状分析及びニーズ調査

項 目		分析方法	関 連 ページ
客観的データ	人口・世帯数の動向	市全体及び中心市街地の人口・世帯数の推移、高齢化の動向を把握	P 4
	商業集積・活動の動向	安城市及び中心市街地における商業の集積状況を把握	P 12
	住宅供給の動向	中心市街地における住宅供給数を把握	P 7
	交通の動向	中心市街地の歩行者通行量を把握 鉄道駅・路線バス等の利用状況を把握	P 18, 19

	公共公益施設の利用状況	中心市街地における公共公益施設の利用者数を把握	P 22
	観光客の動向	市内の主要な観光施設やイベント別の観光客数を把握	P 17
ニーズ調査	市民のニーズ	市民を対象にアンケートを実施し、中心市街地の住民、周辺地域の住民、その他の地域の住民に分けて、中心市街地の来街状況、評価、期待などを把握	P 24
	商業者のニーズ	中心市街地の商店街振興組合の組合員を対象にアンケートを実施し、経営上の問題点、商店街活動の実態、中心市街地への期待などを把握	P 28
	市民活動団体のニーズ	市内で活動している市民活動団体を対象にアンケートを実施し、中心市街地における活動意向、中心市街地への期待などを把握	P 31

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等の連携・調整について

1) 市民活動団体との意見交換（グループヒアリング）

本計画では、多様な主体と連携・協働しながら、中心市街地の活性化に取り組んでいくことを目標の一つに掲げており、市民活動団体の中心市街地における活動意向に関する意見交換を実施し、可能性のある取り組みについて計画に反映した。

参加団体及び主な意見は以下のとおりである。

■ 市民活動団体との意見交換会の概要

開催日	平成 22 年 9 月 28 日（火）、平成 22 年 9 月 30 日（木）
参加団体	身体障害者入所施設を作る会／百人一首を書く会／安城生涯学習まちづくり企画人／安城ふるさとガイドの会／特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会／ぎたんじやり友の会 国際理解を考える会／グリーンそう／特定非営利活動法人メダカの学校三河安城支部／特定非営利活動法人 ing（9 団体）
主な意見	< 中心市街地での活動意向 > ・ 中心市街地を利用したい思いはあるが、バリアフリー面、トイレの問題など施設、街の整備が進んでおらず、使うのが難しいのが現状。 ・ 観光ボランティアとしての拠点がないため、条件があれば利用したいと考えている。 ・ ワンデイシェフ（地域住民が週 1 回程度負担のない範囲で飲食店を開く）であれば、やりたい人は集められる可能性がある。いくつかの団体が連携すれば毎日開いているお店も可能ではないか。 ・ 活動している間、保育士のボランティアが子どもの面倒を見るなど、他の団体との連携もあるといい。

	<空き店舗の活用意向> ・ 福祉、音楽、子育てなどの拠点が中心市街地に散らばっていればいいのではないかと。その拠点として空き店舗を利用できる可能性はある。 ・ 利用したいと思っても、大家さん（商店主）の意欲、方向性が見えず、こちらからは強く言えない。 ・ 中心市街地の空き店舗でつどいの広場（子育て支援機能）ができれば、そこでリサイクル品の販売なども可能になるので良いと思うが、賃料の負担が大きい。
--	--

2) 中心市街地活性化協議会プロジェクトチームからの提案

本計画の策定と並行して、中心市街地活性化協議会に設置された4つのプロジェクトチームにおいて、市民・商業者の立場から本計画に記載する事業検討を行った。

プロジェクトチームの開催状況及び検討内容は以下のとおりである。

■ 安城市中心市街地活性化協議会プロジェクトチームの開催状況と検討の概要

プロジェクトチーム	開催経過	検討の概要
① 中心市街地管理運営	平成 22 年 8 月 16 日 平成 22 年 9 月 27 日 平成 22 年 10 月 26 日 平成 22 年 11 月 8 日	・ まちづくり推進体制整備事業（まちづくり会社の設置）
② にぎわい創出	平成 22 年 9 月 1 日 平成 22 年 9 月 15 日 平成 22 年 9 月 29 日 平成 22 年 10 月 13 日 平成 22 年 10 月 27 日 平成 22 年 11 月 10 日	・ まちなか産直市拡大事業 ・ 願いごと事業 ・ 南吉観光事業 ・ 商店街飲み歩き事業
③ 街なか居住	平成 22 年 8 月 18 日 平成 22 年 9 月 1 日 平成 22 年 9 月 28 日 平成 22 年 10 月 16 日 平成 22 年 10 月 25 日 平成 22 年 11 月 9 日	・ 三世代交流の場の整備事業 ・ まちなかギャラリー事業 ・ まちなか緑化事業
④ 商業活性化	平成 22 年 8 月 18 日 平成 22 年 9 月 9 日 平成 22 年 10 月 1 日 平成 22 年 10 月 12 日 平成 22 年 10 月 29 日 平成 22 年 11 月 5 日	・ 安城スタイル策定に伴う事業 ・ 安城シティブランド事業 ・ 安全・安心・にぎわい中心市街地づくり事業 ・ 中心市街地マネジメント組織整備に伴う事業

10. 都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

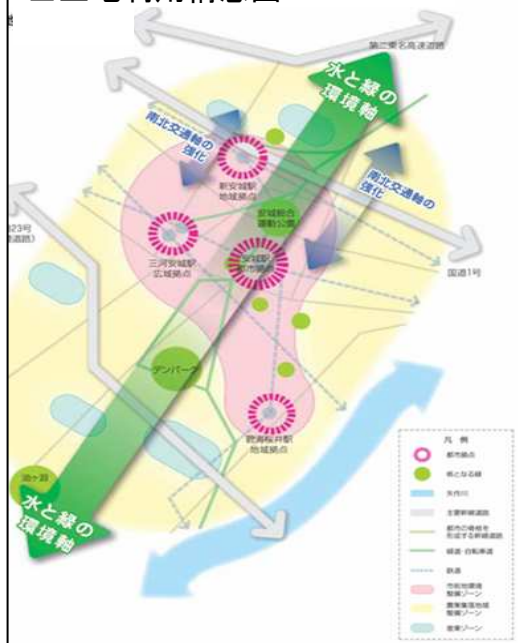
[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 都市機能の集積のための方針

1) 第7次安城市総合計画での中心市街地の位置づけ

- JR 安城駅周辺の中心市街地と、JR 三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の3つの駅周辺市街地を4つの拠点として位置づけ、それぞれに個性と快適性に優れた拠点形成を進めることが位置づけられている。
- 中心市街地は都市再生を図り、街なか居住を進め、公共公益施設など既存の機能を活用したまちづくりを進めるとしている。
- 重点密集市街地である末広町、花ノ木町は、住宅や店舗などの木造老朽建築物が密集しており、土地区画整理事業などにより、土地の高度利用、都市機能の再編を図り、中心市街地活性化用地を活用し、中心性の高い拠点形成を進めることとされている。

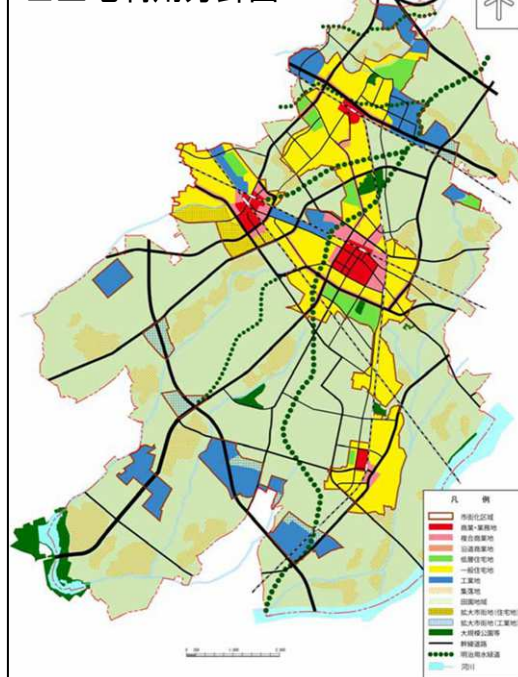
■土地利用構想図



2) 安城市都市計画マスタープランでの中心市街地の位置づけ

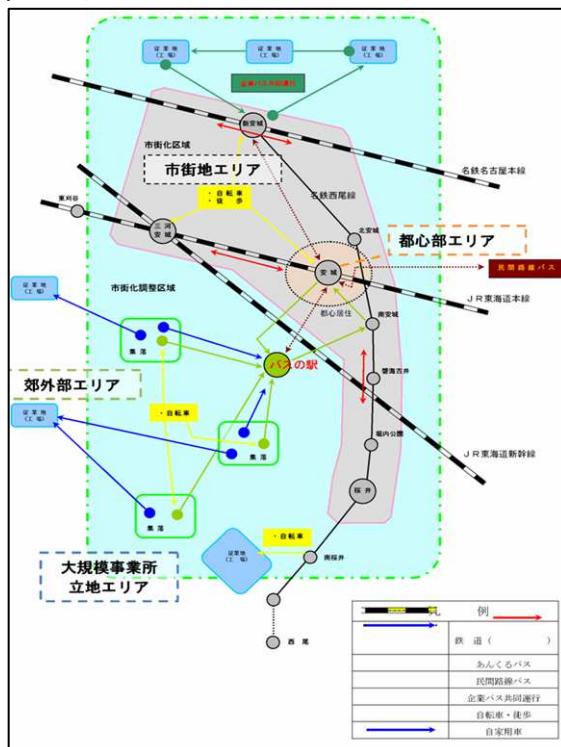
- 都市計画マスタープランの目標として、集約型市街地の形成を掲げている。
- 中心市街地である都市拠点 (JR 安城駅周辺) は、広域拠点 (JR 三河安城駅周辺)、地域拠点 (名鉄新安城駅周辺及び桜井駅周辺) とともに形成される4つの拠点核の一つであり、中高層住宅を主体とした一般住宅、商業地形成と一体となった住宅地形成を方針としている。
- JR 安城駅周辺地区は、中心商業・業務地にふさわしい魅力と活力にあふれた都市拠点の形成、商業・業務機能と住宅との共存による複合的な中心市街地の形成、地域コミュニティの中心生活拠点の形成、都市拠点を支える魅力ある住宅市街地の形成、交通体系の整備推進、都市景観の形成などが盛り込まれている。

■土地利用方針図



3) 安城市総合交通計画での中心市街地の位置づけ

- 中心市街地は都心部エリアとして位置づけられており、「多種多様なモードのシームレスな連携と道路空間の再編によるまちの賑わいの創出」をあるべき姿とし、市街地再編等による都心居住の推進や、にぎわいの創出、施設のユニバーサルデザイン化、歩行支援移動ツールとしてのコミュニティサイクルの導入、中心市街地での循環バスの拡充による都心部内の回遊性の向上、道路空間の再編による歩行者・自転車の利用環境を整備推進するとされている。



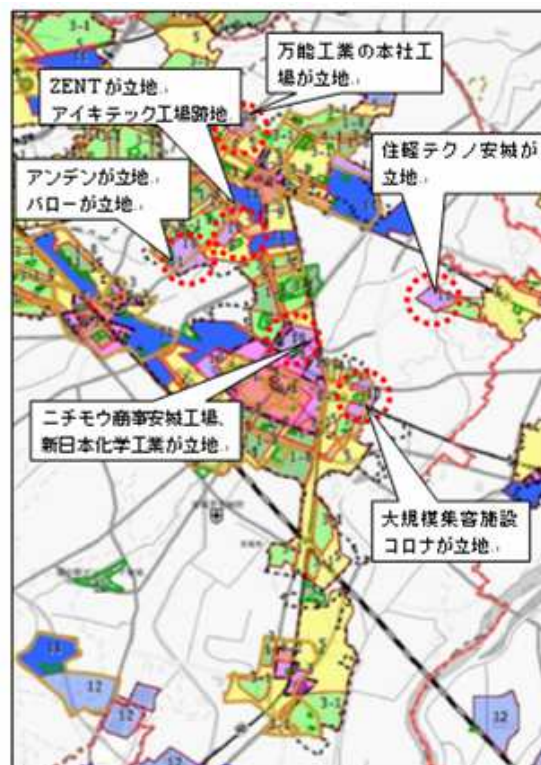
〔2〕都市計画手法の活用

1) 準工業地域における一団の未利用地の状況

- 本市の準工業地域においては、現時点では、大規模集客施設が立地可能な未利用地は一箇所存在しているが、平成24年6月に店舗面積5,781㎡の食料品スーパーと家電販売店が出店予定である。

2) 準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する考え方

- 本市の準工業地域においては、製造業をはじめとする工場の立地誘導を進めることとし、大規模集客施設の立地の可能性は低いことから、特別用途地区の指定は行わないものとする。
- ただし、今後の社会情勢の変化により、準工業地域での大規模集客施設の立地の可能性が出てきた場合は、特別用途地区の指定を行うこととする。



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

1) 中心市街地における大規模小売店舗等既存ストックの現況

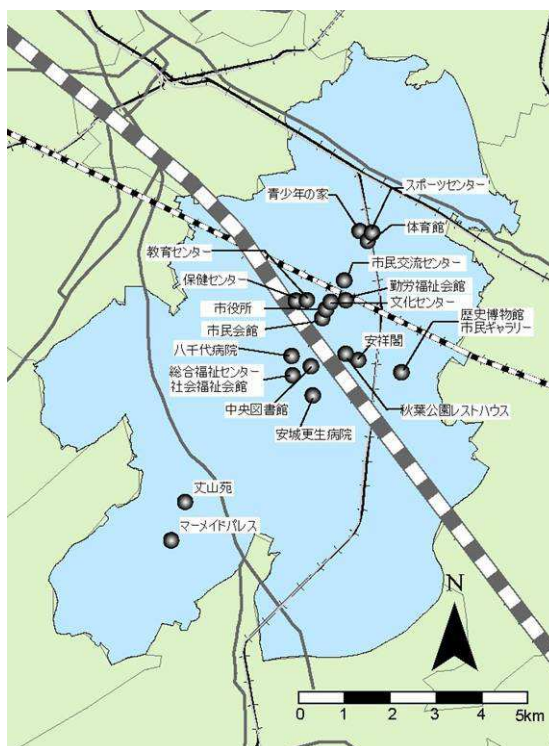
- 中心市街地においては、現在ピアゴ安城店（延べ床面積 8,271 m²）が操業中であり、過去に撤退した大規模小売店舗については、以下のとおりである。

■ 中心市街地に存在した大規模小売店舗

名称	開設年	店舗面積 (m ²)	状況等
トポス安城店（旧ダイエー安城店）	昭和 48 年	6,541	平成 10 年閉店、解体後駐車場として活用
ユニー安城駅前店	昭和 43 年	3,173	平成 15 年閉店、解体後マンションが立地

2) 市内の行政施設、病院等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

- 中心市街地における都市福利施設としては、市役所、市民会館、文化センター、勤労福祉会館、市民交流センターが立地している。
- また、中心市街地には、以前、更生病院が立地していたが、平成 14 年に移転・解体され、その跡地は中心市街地活性化用地として活用されている。今後、中心市街地拠点整備事業において図書館等の施設が整備される予定である。



■ 安城市の都市福利施設

1	市役所	2	勤労福祉会館	3	市民交流センター	4	保健センター
5	社会福祉会館	6	市民会館	7	文化センター	8	中央図書館
9	歴史博物館	10	市民ギャラリー	11	教育センター	12	青少年の家
13	安祥閣	14	丈山苑	15	秋葉公園レストハウス	16	体育館
17	スポーツセンター	18	マーメイドパレス	19	総合福祉センター	20	安城更生病院
21	八千代病院						

(3) 安城市及び周辺都市の大規模小売店舗の立地状況及び設置計画の状況

本市及び周辺都市（岡崎市、豊田市、知立市、刈谷市、西尾市、高浜市、碧南市）の1,000 m²以上の大規模小売店舗の状況は、以下のとおりとなっている。

■ 大規模小売店舗の状況（安城市 店舗面積 1,000 m²以上）

	店舗面積の規模					安城市計
	1,000～ 2,999 m ²	3,000～ 4,999 m ²	5,000～ 9,999 m ²	10,000～ 14,999 m ²	15,000 以上	
店舗数(店)	4	8	2	2	3	19
店舗面積計(m ²)	8,967	31,027	13,722	25,301	55,898	134,915

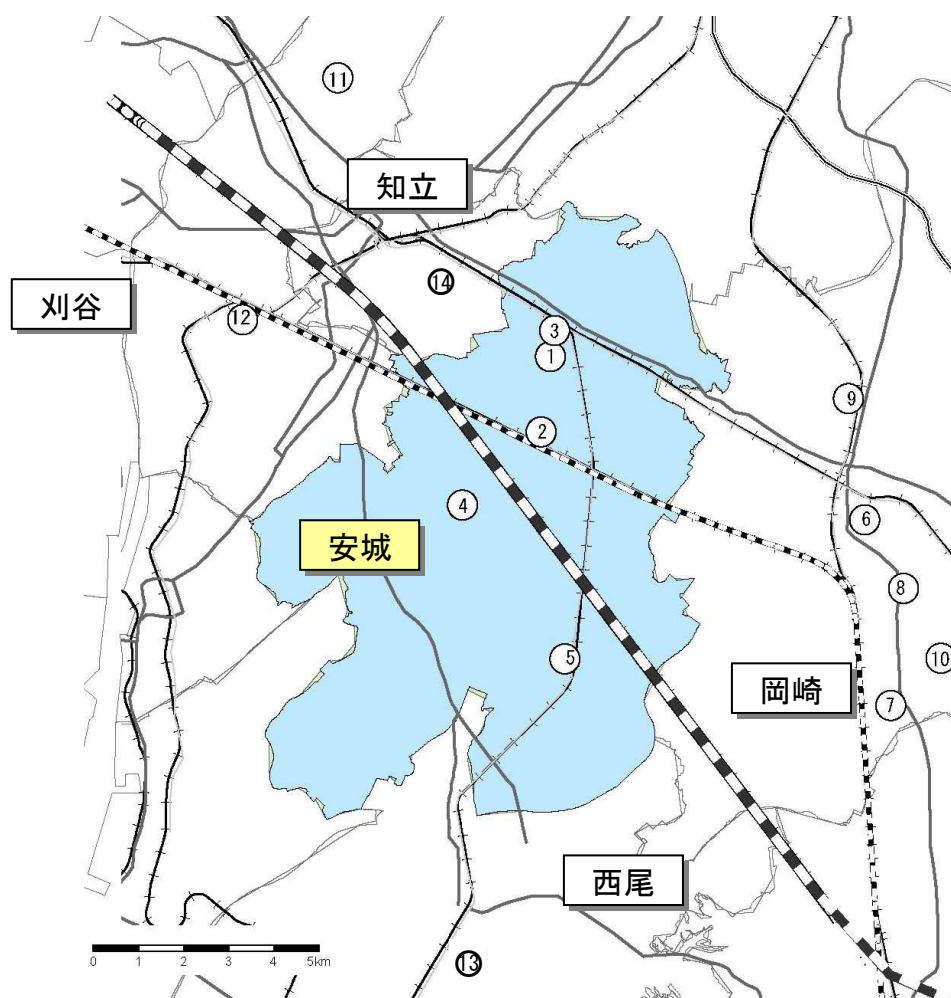
■ 大規模小売店舗の状況（周辺都市 店舗面積 1,000 m²以上）

	岡崎市	豊田市	知立市	刈谷市	西尾市	高浜市	碧南市
店舗数(店)	46	39	11	16	14	6	8
店舗面積計(m ²)	282,603	217,869	51,027	92,518	75,967	20,806	28,359

■ 安城市及び周辺都市の大規模小売店舗の状況（店舗面積 10,000 m²以上）

番号	名称	所在地	開店日	店舗面積	小売業者の概要
1	アンディショッピングセンター	安城市	平成6年	12,842	ドミー、ヤマナカ
2	ザ・モール安城	安城市	平成8年	22,818	西友、ゼビオ、クライム
3	さるびあプラザ	安城市	平成9年	15,300	イトーヨーカドー
4	ピアゴ福釜店・ユーホーム安城店	安城市	平成11年	12,459	ユニー、ユーホーム
5	アピタ安城南店	安城市	平成12年	17,780	ユニー
6	コムタウン	岡崎市	平成6年	18,080	ケーヨー、フィール
7	ショッピングモール・レスパ	岡崎市	平成8年	14,381	ドミー、ギガス
8	イオンモール岡崎	岡崎市	平成12年	88,022	イオン、そごう・西武
9	アピタ岡崎北	岡崎市	平成14年	19,840	ユニー
10	ウイングタウン	岡崎市	平成19年	13,330	バロー
11	ロックショッピングタウン刈谷	刈谷市	平成11年	21,271	マックスバリュ
12	アピタ刈谷	刈谷市	平成12年	20,845	アピタ
13	おしろタウン シャオ	西尾市	平成元年	12,536	ドミー
14	ギャラリエアピタ知立店	知立市	平成10年	27,157	ユニー
15	豊田ジャスコシティ	豊田市	1975/7/8	16,516	ジャスコ
16	MEGR I A本店	豊田市	1976/3/25	13,310	トヨタ生活協同組合
17	グリーンシティ	豊田市	1987/11/18	14,688	ジャスコ
18	T-FACE	豊田市	1988/10/8	33,360	松坂屋

■ 安城市及び周辺都市の大規模小売店舗の位置（JR 安城駅を中心に約 10km 圏を表示）



〔4〕 都市機能の集積のための事業

1. 市街地の整備改善事業

- ・南明治第一土地区画整理事業
- ・南明治第二土地区画整理事業
- ・中心市街地拠点整備事業（中心市街地活性化用地）
- ・末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業
- ・センターゾーン整備事業
- ・南明治土地区画整理事業地区外道路事業（南安城横山線）
- ・南明治土地区画整理事業地区外道路事業（御幸本町 8 号線）
- ・JR 安城駅 EV 設置事業

2. 都市福利施設整備事業

- ・中心市街地拠点整備事業（中心市街地活性化用地）
- ・三世代交流の場の整備事業

3. 居住環境向上事業

- ・南明治第一土地区画整理事業【再掲】
- ・南明治第二土地区画整理事業【再掲】

- ・末広・花ノ木地区住宅市街地総合整備事業【再掲】
- ・センターゾーン整備事業【再掲】

4. 商業の活性化のための事業

- ・南吉観光事業
- ・空き店舗等情報発信事業
- ・空き店舗活用事業
- ・中心市街地共同事業（まちの教室など）
- ・まちなか産直市拡大事業
- ・安城シティブランド事業
- ・商店街リニューアル支援事業
- ・まちなかギャラリー事業
- ・まちづくり推進体制整備事業
- ・願いごと事業
- ・安城市商業活性化センター改修事業
- ・中心市街地業務機能支援事業
- ・商店街飲み歩き事業
- ・安城スタイル策定事業

1から4までの事業と一体的に推進する事業

- ・三世代交流の場の整備事業【再掲】
- ・まち歩き提案事業
- ・あんくるバス拡充事業
- ・あんくるバス無料券（帰宅用）配布事業
- ・あんくるバス無料デー事業
- ・駐輪スペース整備事業
- ・レンタサイクル拡充事業
- ・まちなか緑化事業
- ・安城七夕まつり事業
- ・中心市街地共同事業（安城サンクスフェスティバル）
- ・まちなか学園祭事業
- ・まちなか学びと発見ウォーキング事業
- ・安城駅周辺交通量動向調査事業
- ・安全・安心・にぎわい中心市街地づくり事業

11. その他活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

○安城サンクスフェスティバル

- ・日常の安城のまちに、商店街や町内会、高校生をはじめ様々な市民団体・グループが参加し、体感するイベントで、平成 23 年度までで 14 回開催されている。また、同時にまちなか産直市、コロッケ市も開催するなど、相乗効果をもたらす取り組みを展開している。

○まちの教室

- ・商店主が講師となり、商品等にちなんだ商店主こだわりの講座を開催することにより、新たな顧客づくりにつなげており、平成 23 年度で 4 年目を迎え、年 2 回ずつ開催している。平成 23 年秋に行われた「第 8 回まちの教室」では、参加店舗は 18 店、講座数は 29 講座、参加者数は 222 人となっている。

○まちなか産直市

- ・地元産の農産物を販売する産直市を開催している。販売は、農村生活アドバイザーなど、生産者である農家が行い、地元商店街をはじめ、各団体と連携を図ることにより、生産者、消費者、商業者などが相互の交流を図っている。また、中心市街地の 3 箇所で開催することにより、商店街を回遊させる効果がある。

○タウンガイド作成事業

- ・まちなか情報誌「どーだん」、商店街情報誌「Akind」を作成・発行している。

○リサイクル事業

- ・環境首都を目指している本市の中心市街地商店街では、毎年行われる安城サンクスフェスティバルなどのイベントにおいて、空き缶、牛乳パックなどの回収を行い、イベント時のゲームや買物に使用できるエココインとの交換を行っている。

○安城市商業活性化センター活用検討事業

- ・現在、商店街の活動拠点やイベント会場などに利用されている同施設の利便性向上や更なる活用促進を図るため、平成 21 年度、22 年度で調査、検討を行っている。

〔2〕都市計画との調和等	
1) 第7次安城市総合計画（平成16年度策定） 総合計画においては、中心市街地の整備が課題であり、都市再生を図り、街なか居住を進め、公共公益施設など既存の機能を活用したまちづくりを進めるとしている。また、中心市街地を「市民による生活文化創造の場」と位置づけ、市民、商店主などが一体となったさまざまな活動が日常的に行われることにより、街なかの魅力と活力を支えていくまちづくりを実践するとしている。 また、重点密集市街地である末広町、花ノ木町は、住宅や店舗などの木造老朽建築物が密集しており、土地区画整理事業などにより、土地の高度利用、都市機能の再編を図り、中心市街地活性化用地を活用し中心性の高い拠点形成を進めることとされている。 2) 安城市都市計画マスタープラン（平成22年度策定） 中心市街地を含む JR 安城駅周辺地区は、中心商業・業務地にふさわしい魅力と活力にあふれた都市拠点の形成、商業・業務機能と住宅との共存による複合的な中心市街地の形成、地域コミュニティの中心生活拠点の形成、都市拠点を支える魅力ある住宅市街地の形成、交通体系の整備推進、都市景観の形成などが盛り込まれており、本計画の趣旨と基本的に整合性が図られている。	
〔3〕その他の事項	
特になし	

安城市中心市街地活性化計画
平成25年3月発行
発行 安城市
愛知県安城市桜町18番23号
編集 安城市産業振興部 商工課